

令和元年度
行政機関におけるパブリック・クラウドの
活用に関する調査研究 報告書

資料編

令和2年3月31日
一般社団法人 行政情報システム研究所

目 次

本資料の位置づけ	1
1. 包括契約	2
1.1. 米国	3
1.1.1. GSA が提供する物品・サービスの調達の仕組み Schedule	3
1.1.2. 内務省が提供する基盤クラウドホスティングサービス	6
1.1.3. 単一省庁におけるパブリック・クラウド調達事例：米国国防総省	8
1.2. 英国	13
1.2.1. 全政府機関が利用可能な G-Cloud Framework Agreement	13
1.2.2. G-Cloud Framework Agreement の構成と関連文書	14
1.2.3. G-Cloud 11 Framework Agreement が対象とするサービス	21
1.2.4. 個別契約の G-Cloud Call-Off Contract	22
1.3. カナダ	26
1.3.1. SSC 非機密クラウドサービス契約	26
1.3.2. SSC 機密クラウドサービス契約	27
1.3.3. Microsoft Canada との Enterprise Agreement	29
1.4. オーストラリア	29
1.4.1. クラウドサービスパネル Head Agreement	29
1.4.2. 大手 IT サプライヤーとの包括契約	31
1.5. ニュージーランド	36
1.5.1. 政府一括調達契約	36
1.5.2. シンジケート契約	39
1.5.3. 共通機能契約	42
1.6. 包括契約の分類	46
1.7. まとめ	47
2. マーケットプレイス	49
2.1. 米国	50
2.1.1. GSA eLibrary	50
2.2. 英国	50
2.2.1. Digital Marketplace	50
2.3. カナダ	51
2.3.1. クラウドブローカーサービスポータル	51
2.4. オーストラリア	56
2.4.1. ICT 調達ポータル	56
2.4.2. Digital Marketplace	59
2.5. ニュージーランド	60
2.5.1. Marketplace	60
2.6. マーケットプレイスと包括契約の関係	62
2.7. まとめ（日本の自治体向けアプリマーケットプレイスと海外事例）	63
3. 技術的対話	65
3.1. アメリカ	67
3.1.1. 交渉による契約	67
3.2. 英国	69
3.2.1. 競争的対話	69
3.2.2. 交渉付き競争の手続き	71
3.3. カナダ	73

3.3.1.	競争的対話.....	73
3.3.2.	交渉付き競争の手続き.....	74
3.4.	オーストラリア.....	75
3.4.1.	競争的対話.....	75
3.4.2.	（評価過程における）交渉.....	76
3.5.	ニュージーランド.....	77
3.5.1.	競争的対話.....	77
3.6.	まとめ（日本の調達・契約プロセスにおける技術的対話と海外事例）.....	79

本資料の位置づけ

本資料編では、報告書本編において概要を紹介した、包括契約、マーケットプレイス、及び技術的対話に関して、米国、英国、カナダ、豪州、及びニュージーランドの事例の詳細を解説する。

また、複数の機関にまたがる包括契約ではないものの、単一省庁におけるパブリック・クラウド導入の大規模な調達事例として、米国国防総省による Joint Enterprise Defense Infrastructure (JEDI) クラウドプログラムの事例を調査対象とした。本事例についても第1章包括契約の中で併せて触れる。

1. 包括契約

包括契約という用語に一般的な定義は存在しない¹。単一組織で、個々の品目ごとに、都度完結させる調達方式ではなく、複数組織、複数品目にまたがって包括的に契約を締結することで、調達／契約業務の効率化やボリュームディスカウント、新しいテクノロジーの取り込みなどを実現する契約方式が広く包括契約と称されている。

本調査研究で包括契約とは、調達手続きの一部または全部の一元化を図ることにより、各機関が個別に調達することで重複して発生していたコストや手続きの負荷を軽減するとともに、政府全体として多様かつ革新的な IT 製品・サービスを活用することにより、政府の提供するサービスをより効率的かつ質の高いものとする 것을 目的とする仕組みのことをいう。

また、包括契約を導入することで多様なサプライヤー及びサービスへのアクセス、サービスの効率的な調達によるコストと調達サイクルの短縮化、機関間での契約条件の標準化、革新的かつ最新の技術・製品・サービス・ソリューションの活用、そして政府、サプライヤー双方のサービス品質の向上といった便益も得られる。

こうした観点から、クラウドを切り口に複数の公共機関（中央省庁や自治体、それらの関係機関等）に共通して適用される契約（政府機関の包括）や、複数種類の物品やサービスを一つの契約で扱う契約（物品やサービスの包括）を調査対象とした。今回調査対象とした各国の包括契約の概要は表 1-1 の通りである。

表 1-1 各国の包括契約の概要

国	名称	適用組織	主管組織	目的	対象となる製品・サービス
米国	IT Schedule 70	連邦政府、州政府等	一般調達庁 (GSA)	調達サイクルの短縮、コンプライアンスの確保、革新的な技術・製品・サービス・ソリューションを利用することによるベストバリューの獲得	IT 製品・サービス全般
	基盤クラウドホスティングサービス (FCHS)	内務省及び内務省と合意を結んだ省庁	内務省 (DoI)	長期の RoI を最大化する一方で、将来のミッションに関わるニーズを満たすためにクラウドのもつ拡張性や弾力性といった利点を最大限発揮	テクニカルサービス 7 分野 データセンター 商用クラウドホスティングサービス
英国	G-Cloud フレームワーク	中央省庁、自治体等	クラウド・コマース・サービス (CCS)	多様なサプライヤー及びサービスへのアクセス、コストの削減、最新技術の活用、利用するサービスの拡張	クラウドサービス

¹ 例外的にニュージーランドには、中央集権的に物品・サービスを調達する契約の総称として collaborative contracts という用語がある。Government Procurement, “Types of contracts”, <https://www.procurement.govt.nz/contracts/types-of-contracts/>、2020 年 3 月 27 日確認

カナダ	SSC 非機密/機密クラウドサービス契約	連邦政府等	シェアードサービス・カナダ (SSC)	信頼性が高く、費用対効果の高いデジタル通信サービスの提供	クラウドサービス
	Microsoft Canada とのエンタープライズアグリメント	連邦政府	シェアードサービス・カナダ (SSC)	コスト削減、ユーザーのタイプに応じた柔軟なサービス選択	Microsoft 製品、サービス
豪州	クラウドサービスパネル・ヘッドアグリメント	連邦政府等	デジタル変革庁 (DTA)	安価で良質のサービスを効率的に調達、透明性の確保、契約条件の標準化、政府及びサプライヤー双方にメリットをもたらすような契約管理の改善	クラウドサービス
	大手 IT 企業との包括契約	連邦政府	デジタル変革庁 (DTA)		IBM, Microsoft, AWS, SAP 等の契約企業の製品・サービス
NZ	政府一括調達契約 (AoG)	政府機関	内務省 (DIA) (IT に関するもの)	各省庁の費用削減、サプライヤーとの関与の在り方の改善、調達方法の標準化、政府・サプライヤー双方のサービス品質の向上	複数政府機関が共通して利用するものが対象で、特定の物品やサービスに限定したものではない。 (政府一括調達契約、シンジケート契約、共通機能契約は、契約のカテゴリの名称)。本報告書ではクラウドの事例を紹介
	シンジケート契約	政府機関	契約に参加する機関の中から選定	契約及び購入製品・サービスの一貫性確保、スケールメリットを活かしたコスト削減	
	共通機能契約	政府機関	内務省 (DIA) (IT に関するもの)	各省庁の費用削減、サプライヤーとの関与の在り方の改善、調達方法の標準化、政府・サプライヤー双方のサービス品質の向上	

1.1. 米国

1.1.1. GSA が提供する物品・サービスの調達の仕組み Schedule

米国では、連邦政府や州政府などの政府機関が調達を実施するにあたり利用できる、約千百社との長期基本契約があり、それに基づいて各省庁が都度の個別契約を結ぶ。これらの契約は調達品目・サービスごとに分類され、取りまとめられている。これがスケジュール (Schedule) と呼ばれているものである。Schedule は、主に連邦政府の土地・建物の管理及び中央調達を担当する GSA により管理されている。

1.1.1.1. IT Schedule70 とその調達プロセス

上記 Schedule において、クラウドは IT 関連に分類され、Schedule70 と呼ばれている²。なお、Schedule は後述するとおり現在統合作業が進行中である。

² GSA, “GSA Schedule”, <https://www.gsa.gov/buying-selling/purchasing-programs/gsa-schedules>、2020 年 3 月 31 日確認

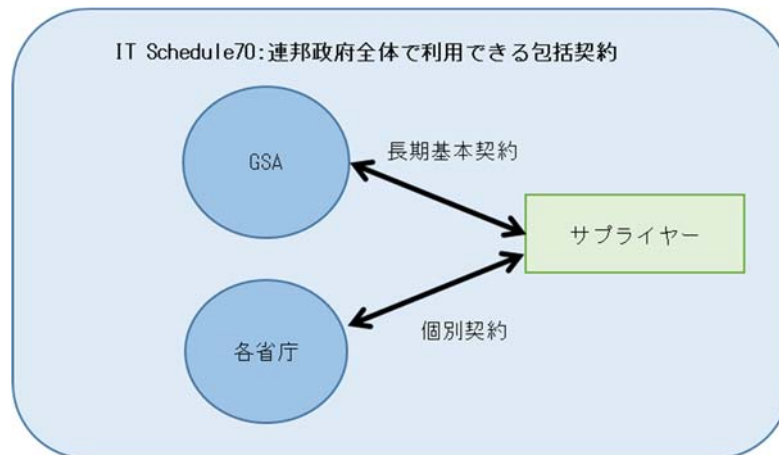


図 1-1 ITSchedule70 の仕組み

GSA によると、Schedule70 による調達プロセス³は主に以下のとおりであり、①から⑤の手順に従って、個別契約が締結される。（ただし、政府機関によって、異なるプロセスが定められている場合も想定される。）

- ① 要件分析を実施する。作業範囲記述書（Statement of Work、SOW）を要するか否かによって、発注プロセスは異なる。詳細は連邦調達規則（Federal Acquisition Regulation、FAR）に定められているが、SOWを要しない調達対象は、消耗品や固定価格のサービスなどで、いっぽう SOW を要する調達対象は、時間給による労務契約などが該当する。
- ② 次のようなツールを利用して、市場調査を実施する。
 - GSA Advantage⁴……サプライヤーのカタログ、価格表、保証条件などを閲覧することが可能。
 - GSA eLibrary⁵……サプライヤーベンダーの住所、契約条件など、GSA の Schedule のすべての契約を閲覧することができる公式サイト。
- ③ サプライヤーを絞り込み、eBuy⁷のテンプレートに従い、RFI や RFQ（見積依頼）を作成する。（RFQ を Web サイト上で公開することも可能。）
- ④ サプライヤーからの見積書等を評価する。
- ⑤ サプライヤーを指名し、契約を締結する⁸。

³ GSA Schedule は現在統合中であり、統合後の各カテゴリー、サブカテゴリーごとの調達手順について詳細な情報が得られないため、参考として Schedule70 を記載。

⁴ GSA, “Advantage!”, https://www.gsaadvantage.gov/advantage/main/start_page.do、2020 年 3 月 31 日確認

⁵ GSA, “eLibrary”, <https://www.gsaelibrary.gsa.gov/ElibMain/home.do>、2020 年 3 月 31 日確認

⁶ GSA, “Schedule Summary 70 General Purpose Commercial Information Technology Equipment, Software, and Services”, <https://www.gsaelibrary.gsa.gov/ElibMain/scheduleSummary.do?scheduleNumber=70&id=71>、2020 年 3 月 31 日確認

⁷ GSA, “eBuy”, <https://www.ebuy.gsa.gov/ebuy/>、2020 年 3 月 31 日確認

⁸ GSA, “How to Order from IT Schedule 70”, 2020-02-18, <https://www.gsa.gov/technology/technology-purchasing-programs/it-schedule-70/buy-from-it-schedule-70/how-to-order-from-it-schedule-70>、2020 年 3 月 31 日確認

1.1.1.2. Schedule の統合

クラウドなどの IT 関連が含まれる Schedule70 のほか、GSA が管理する Schedule は全部で 24 存在する。その 24 に分かれていた Schedule を 1 つの Schedule に統合し、MAS (Multiple Award Schedules) とすることが決まっている。統合の手順は、次のフェーズ 1 からフェーズ 3 で構成されている。

- フェーズ 1
GSA は、各 Schedule の契約条件を見直すと同時に Special Item Numbers (SIN)⁹ を 900 種類から 300 種類程度に統合する。統合後は、SIN による分類だけでなく、12 種のカテゴリー、80 超のサブカテゴリーに分けられる。2019 年 9 月末日をもって、24 に分かれた Schedule は終了し、統合後の Schedule が 2019 年 10 月 1 日から開始された。
- フェーズ 2
2020 年 1 月、GSA は Schedule において契約中であるサプライヤーに対し、契約条件の一斉変更を通知する。この時点では、従来の契約条件は統合後の Schedule にそのまま移行されるが、一斉変更に対し、サプライヤーは 2020 年 7 月までに署名する必要がある。
- フェーズ 3
異なる Schedule において複数契約していたサプライヤーの契約につき、GSA は、それぞれ条件を見直し、1 社につき 1 契約になるよう、2020 年 7 月より調整を開始する。この統合作業に関する終了予定日は定められていない¹⁰。

1.1.1.3. Schedule にリストされているサプライヤー

現在、101 社のサプライヤーがリストされており、内訳は以下のとおりである。このうち、61 社が中小企業である。

- IaaS: 45 contractors
- PaaS: 37 contractors
- SaaS: 50 contractors
- EaaS: 27 contractors

101 社のうち、93 社は、Terms and Conditions (契約条件)および pricelists (料金表)を公開しているが、そのフォーマットはサプライヤーによって様々である。契約期間もそれぞれサプライヤーによって異なり、例えば、AWS では、2018 年 5 月から 2023 年 10 月 4 日までとしている¹¹。アクセンチュアは、2017 年 7 月 12 日から 2022 年 7 月 11 日としている¹²。LEIDOS

⁹ 調達対象に付与された番号。クラウドの場合、統合前は 132-40 で、統合後は 518210C となった。

¹⁰ FEDSched, “GSA MAS Consolidation”, <https://gsa.federalschedules.com/gsa-schedule/gsa-mas-consolidation/>、2020 年 3 月 31 日確認

¹¹ AWS, GSA, “General Services Administration Federal Supply Service Authorized Federal Supply Schedule Price List”, https://www.gsaadvantage.gov/ref_text/47QTCA19D000C/47QTCA19D000C_online.htm、2020 年 3 月 31 日確認

¹² Accenture, GSA, General Services Administration Federal Supply Service Authorized Federal Supply Schedule Price List”, https://www.gsaadvantage.gov/ref_text/GS35F540GA/0UZFOS.3QPSQK_GS-35F-540GA_GS35F540GANOV2019.PDF、2020 年 3 月 31 日確認

は、2012 年 12 月 13 日から 2022 年 12 月 12 日としている¹³。

サプライヤーによってはボリュームディスカウントに関する情報を公開している場合もある。例えば、AWS の「GSA Federal Supply Service Authorized Federal Supply Schedule Price List」によると、一般の市場価格よりも安い GSA ディスカントを提供している¹⁴。

表 1-2 AWS の GSA ディスカント

One-Year Order Funded Amount		GSA Discount
\$1MM	<\$5MM	6%
\$5MM	<\$10MM	8%
\$10MM	<\$15MM	9%
\$15MM	<\$20MM	10%

出典：AWS¹⁵

1.1.2. 内務省が提供する基盤クラウドホスティングサービス

1.1.2.1. 契約の概要

内務省（Department of Interior、DOI）は、the Federal Cloud Computing Strategy¹⁶推進のため、クラウド関連サービス長期契約をシステムインテグレーター8 社と交わし、基盤クラウドホスティングサービス（Foundation Cloud Hosting Services、FCHS）と呼ばれる、自省傘下組織のみならず他省庁も利用可能な包括的な契約の仕組みを作っている（図 1-2 参照）。

契約範囲には、テクニカルサービス7分野と、これに関連する政府機関内部のデータセンター、商用クラウドホスティングサービスが含まれている。7つのテクニカルサービス分野とは、ストレージ、ファイル・トランスファー、ヴァーチャル・マシン、データベース・ホスティング、ウェブ・ホスティング、デベロップメント及びテストエンバイロメント、SAP アプリケーションホスティングの各サービスである¹⁷。

¹³ GSA, “General Services Administration Authorized Federal Supply Schedule Price List”, https://www.gsaadvantage.gov/ref_text/GS35F116AA/OUT87Q.3QJL9I_GS35F116AA_GS-35F-116AA-7-30-2019-550762.PDF、2020 年 3 月 31 日確認

¹⁴ AWS, GSA, “General Services Administration Federal Supply Service Authorized Federal Supply Schedule Price List”, https://www.gsaadvantage.gov/ref_text/47QTCA19D000C/47QTCA19D000C_online.htm、2020 年 3 月 31 日確認

¹⁵ AWS, GSA, “General Services Administration Federal Supply Service Authorized Federal Supply Schedule Price List”, https://www.gsaadvantage.gov/ref_text/47QTCA19D000C/47QTCA19D000C_online.htm、2020 年 3 月 31 日確認

¹⁶ Federal Cloud Computing Strategy, “From Cloud First to Cloud Smart”, <https://cloud.cio.gov/strategy/>、2020 年 3 月 31 日確認

¹⁷ DoI, “DOI Cloud Contracts”, <https://www.doi.gov/cloud/contract>、2020 年 3 月 27 日確認

業務の注文形態は、Time and Materials (T&M)¹⁸、固定価格 (FFP)、または両者の組み合わせとなる。このサービスはすべての連邦政府機関を対象としており、DOI Office of the Chief Information Officer Integrated Project Team が、セキュリティやポータビリティの問題解決の支援を行っている¹⁹。

FCHS の契約は、数量未確定契約 (indefinite delivery indefinite quantity (IDIQ) contracts) である²⁰。IDIQ 契約は特定期間内に数量未確定のサービスを提供するために用いられ、契約期間内に提供される製品やサービスの最低数量のみを設定する。IDIQ 契約により、契約プロセスの簡易化と、サービス納品の迅速化が可能となる。特にサービス契約及びアーキテクト・エンジニアリング契約に用いられることが多い。納品数量の上限及び下限は基本契約に記載され、製品であれば数量、サービスであれば金額の最大値・最小値を定める²¹。

FCHS の契約は、プライムコントラクター（元請け）8社と交わされている。いずれもクラウドホスティングサービスに関する契約であり、各8社と交わされている契約金額の上限は一社10億ドルと設定されている。いずれも2013年に締結されており、契約オプション期間が最長まで行使された場合、これらの契約は2030年4月30日に終了を予定している。契約期間内に

出されたタスク要求は、基礎契約の失効後も12か月以内であれば履行期間延長が認められる²²。

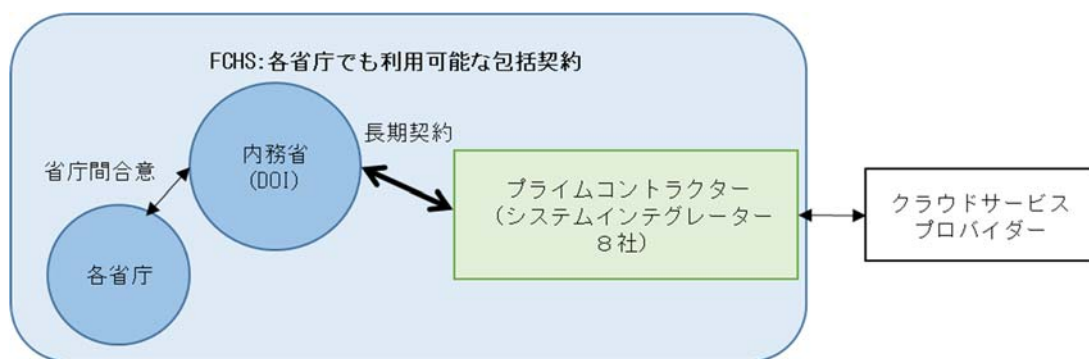


図 1-2 基盤クラウドホスティングサービス契約の概要

1.1.2.2. 契約の仕組み

FCHS の契約においては、Aquilent、Autonomic Resources、AT&T、CGI、IBM、Smartronix、Unisys、Zivaro（元 GTRI）²³のシステムインテグレーター8社が IDIQ 契約のプライムコントラクターとなる。

プライムコントラクターである8社は、クラウドサービスプロバイダー（Cloud Service Providers、CSPs）を下請け業者として契約を交わすことになる。これらのCSPは、FedRAMP

¹⁸ 設定した労働単価に依頼業務に要した時間を掛け合わせた額及び提供資材の対価を支払う契約のこと

¹⁹ Interior Business Center, “Acquisition Services Foundation Cloud Hosting Services”, <https://www.doi.gov/sites/doi.gov/files/uploads/ibc-acquisition-2019-7-pages.pdf>, p.3、2020年3月31日確認

²⁰ DoI, “DOI Cloud Contracts”, <https://www.doi.gov/cloud/contract>、2020年3月27日確認

²¹ DoI, “Procurement FAQs”, <https://www.doi.gov/cloud/faq/procurement>、2020年3月27日確認

²² DoI, “Procurement FAQs”, <https://www.doi.gov/cloud/faq/procurement>、2020年3月27日確認

²³ DoI, “DOI Cloud Contracts”, <https://www.doi.gov/cloud/contract>、2020年3月27日確認

の要件を満たす大手 CSPs であり、プライムコントラクターがどの CSP と契約するかを決定することになっている²⁴。主要 CSP 下請事業者は Amazon Web Services、Google、Akamai、MicroPact、Microsoft、IBM、Salesforce、ServiceNow、Virtustream 等²⁵である。

FCHP は、内務省の省内の組織向けに作られたものであったが²⁶、他の省庁も使うことができる²⁷。FCHP を用いる省庁は、内務省に対しては省庁間合意の A 条項 (IAA Part A)²⁸の規定を用い、タスクオーダーごとに契約総額の 4.9% を手数料として支払う。一方、選定したプライムコントラクターとは IDIQ 契約を締結し、プライムコントラクターの提携 CSP からクラウドサービスの提供を受ける。現在、FCHP を利用している省庁は農務省 (USDA)、保健福祉省 (HHS)、環境保護局 (EPA)、司法省 (DOJ)、監察総監室 (HHS OIG)、国土安全保障省 (DHS) である²⁹。

1.1.3. 単一省庁におけるパブリック・クラウド調達事例：米国国防総省

1.1.3.1. 背景

2009 年に連邦クラウド・コンピューティング・イニシアティブ (Federal Cloud Computing Initiative、FCCI) が開始されて以来、DOD を含む連邦政府は、「クラウド・ファースト」などの戦略を通じて、IT ニーズのクラウドベース・サービスへの移行に積極的に取り組んできた。この動きは、連邦政府による物理的 IT インフラへの投資抑制を目的としている。

2017 年 9 月、国防副長官 (Deputy Secretary of Defense) は、進行中の国防総省 (DOD) 近代化の取組として、国防総省 (DOD) のエンタープライズ・クラウドサービスソリューション採用加速を求める覚書を発行した。この取組の一環として、DOD は、Unclassified、Secret、および Top Secret の要件をサポートできる部門全体がアクセスできるクラウドサービスソリューションを、Joint Enterprise Defense Infrastructure (JEDI) クラウドプログラムを通

²⁴ DoI, “Procurement FAQs”, <https://www.doi.gov/cloud/faq/procurement>, 2020 年 3 月 27 日確認

²⁵ これらの CSP はいずれも大手であり、FedRAMP 認定事業者であれば、プライムコントラクターはこれ以外の CSP も下請けとして選択してもよいと考えられる。おそらく、政府機関はプライムコントラクターに対して CSP の希望を伝えると思われる。ただし、1 契約につき契約可能な CSP は 1 社に限られる。DoI, “Procurement FAQs”, <https://www.doi.gov/cloud/faq/procurement>, 2020 年 3 月 27 日確認

²⁶ 2011 年に内務省は IT 改革 (Information Technology Transformation: ITT) のための 4 年計画を開始している。ITT は連邦 CIO のクラウド・ファースト政策に準拠する形で設計されている。少なくとも、当初の FCHS の目的は内務省の附属機関にクラウドホスティングサービスを提供することだった。内務省は 16 の機関から構成され、IT 予算は年間 10 億ドル以上を割り当てられている。DoI, “IT Transformation Strategic Plan”, June 2011, https://www.doi.gov/sites/doi.gov/files/migrated/ocio/information_management/upload/IT_Transformation_Strategic_Plan_FINAL.pdf, 2020 年 3 月 27 日確認

²⁷ IBM, “IBM Awarded 10 Year \$1 Billion Cloud Hosting Services Contract to Assist US Department of Interior’s Move to cloud computing”, 14 Aug 2013, <https://www-03.ibm.com/press/us/en/pressrelease/41769.wss>, 2020 年 3 月 31 日確認

²⁸ 内務省が 2014 年 8 月 7 日に発行した IAA パート A はオンラインで閲覧可能。DoI, “Interagency Agreement PART A – General Terms & Conditions”, <https://www.doi.gov/sites/doi.gov/files/uploads/AQD-Interagency-Agreement-Part-A-1.doc>, 2020 年 3 月 31 日確認

²⁹ DoI, “DOI Cloud Contracts”, <https://www.doi.gov/cloud/contract>, 2020 年 3 月 27 日確認

じて調達しようとしている。

DOD は、現在のクラウドサービスが非中心化された異種混合の状態であり、省全体で共通のアプリケーションとデータアクセス実現を複雑にしていると考えた。2018 年半ばの報告では、Unclassified および Secret 要件を満たすためにパブリックとプライベートを合わせて 500 以上のクラウドインフラが利用されていたが、明確なガイダンスがなかったためにサイロ化と不経済が生じており、こうした状況を解決するために、DOD では改善策を講じることになった。

DOD は調達にあたって、完全かつオープンな競争を実施する予定であり、単一企業との不定納期／不定数量固定価格契約（Indefinite Delivery/Indefinite Quantity firm-fixed price contract）が得られると期待している。DOD は、最低保証契約額は 100 万ドルであり、パフォーマンスの初期期間は 2 年であるとしている。また、最大 10 年間の調達全体に対する上限額は 100 億ドルとされている。DOD は提案の評価の最終段階において、Amazon Web Services と Microsoft が候補として残った。当初国防省は、2019 年 8 月に契約を決定する予定であったが、審査は長引き、最終的に大方の予想を覆して Microsoft が落札した。

この JEDI クラウド契約が産業界や政界からの注目を集めたのは、一社との間で結ばれる契約だったからである。これについては、Oracle America や Amazon Web Service を巻き込んだ騒動がおき、契約決定が遅れる要因ともなった。一社独占に対しては政府の一般的な方針との矛盾、DOD' s 2019 Cloud Strategy との齟齬、将来への影響、などを指摘する声もあった。

1.1.3.2. DOD のクラウド戦略

DOD は、2019 年 2 月にクラウド戦略を公開した。DOD は組織全体でクラウドコンピューティングサービスを採用する必要性を優先事項とし、「マルチクラウド、マルチベンダー …汎用クラウドと[複数の]目的に適合した」クラウドで構成されるエコシステム」を目指すとした。

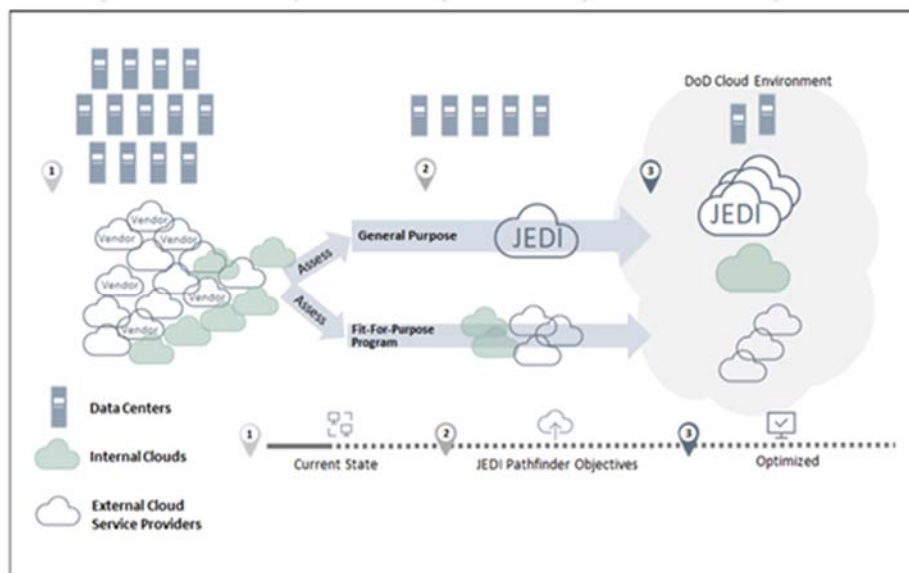


図 1-3 DOD クラウドエコシステム構築の道筋
 出典：Congressional Research Service (CRS) ³⁰

³⁰ Congress Research Service, “The Department of Defense’s JEDI Cloud Program, August 2, 2019,

DODは、JEDI クラウド調達プログラムにより、最終的に大部分のDODシステムおよびアプリケーションに適した基本「汎用」クラウドが実現し、すべての分類レベルでIaaSとPaaSを提供できるようになると期待している。一方、「Fit For Purpose（用途別）」クラウドは、電子メールやインスタントメッセージングサービスなどのDODアプリケーションのクラウドベース代替を作成するDefense Enterprise Office Solutions (DEOS) SaaS 調達プログラムなど、タスク固有の「商用ソリューション」として想定されている。また、「汎用」クラウドが適切に使用できない限定的状況で使用される Defense Information Security Agency (DISA) の milCloud 2.0 といった「オンプレミス・クラウドソリューション」も、ここに含まれる。

1.1.3.3. 経緯

2017年10月、JEDI Cloud プログラム情報提供依頼書 (RFI) は発行された。そして、2018年3月上旬には提案依頼書 (RFP) ドラフトが発行され、2018年4月に改訂 RFP ドラフトが発行された。DODは2019年4月上旬に、IBM、Amazon Web Services、Microsoft、Oracle America から提出された4つの提案の中からAmazon Web ServicesとMicrosoftが候補として残り、2019年10月25日にMicrosoftの落札が発表された。DODでは、2020年度予算案で、JEDI クラウド調達に6190万ドルを要求している。しかし2020年2月、AmazonはAmazon Web Services が受注を逃したのはトランプ大統領が介入したためだと主張し、提起した訴訟で米連邦請求裁判所の判事は同事業を一時的に差し止める命令を下した。判事は、「裁判所からさらなる命令が出るまで」米政府は契約履行を進めることはできないとの決定を下している³¹。

JEDI クラウド契約を通じて、DODは「完全かつオープン (Full and Open) な競争」を実施することで、アイテム（すなわちIaaSおよびPaaS）調達を、一社との不定納期／不定数量 (Indefinite Delivery/Indefinite Quantity (ID/IQ)) の企業固定価格契約 (Firm-fixed price contract) として実現することを目指した。

連邦政府調達における競争とは、一般に、独立した2つ以上の事業体が、米国政府に商品またはサービスを提供するための入札または提案を提出することによってビジネスを獲得しようとすることを意味する。Competition in Contracting Act (CICA) of 1984 (Title VII of P.L. 98-369)により、「完全かつオープンな競争」がほとんどの米国連邦政府調達契約に必要であると定められており、これは、提案された契約に対して全ての入札可能な業者が入札または提案提出を行える競争である。

不定納期／不定数量契約では、米国政府は不特定の期間にわたって不特定の量の供給またはサービスを調達できる。不定数量契約は、タスクオーダー契約 (task-order contract) とも呼ばれる。タスクオーダー契約は、最小量または最大量は定められているものの、一定量のサービスを調達するものではなく、契約に基づいてタスクを発注（つまり、タスクオーダー）できる。

企業固定価格契約では、調達契約による商品またはサービスの価格を設定する。その価格は、落札業者の実際のコストが純利益または損失につながったとしても、調整されない。確定価格契約は、落札業者のコスト管理と効率的運営のインセンティブになる。

<https://fas.org/sgp/crs/natsec/R45847.pdf>、2020年6月4日確認

³¹ FEDERAL NEWS NETWORK, “Court temporarily blocks work on DoD’s JEDI Cloud contract” February 13, 2020, <https://federalnewsnetwork.com/defense-main/2020/02/court-temporarily-blocks-work-on-dods-jedi-cloud-contract/>、2020年6月4日確認

DODは、JEDI クラウドが安全な世界規模のクラウドコンピューティングサービスを、商用クラウドサービスと同等のレベルで実現することを望んでいる。そのため、機密扱いされていないサービスのためにプロバイダーが専用または排他的なインフラを用いる必要がないことを明記している。ただし、提供者はJEDI Cloud Cyber Security Planに準拠する必要があり、機密サービスには専用インフラを用意する必要がある。

DODはさらに、落札者に対し、JEDI クラウド向けに新しい商業的利用可能クラウド関連サービスの迅速な展開を要求しており、一般商業価格と継続的に同等であることを求めている。そして、最低保証契約額は100万ドルとされている。また、契約額上限は今後最大10年間で最大100億ドルとされている。ID / IQ 契約の下では、政府は契約で指定された最低額を購入することだけが義務づけられ、最終的には契約の上限に達しないことも可能である。契約履行期間は2年間の基本発注期間として構成され、3つの追加オプション期間（2つの3年間オプションと1つの2年間オプション）があり、合計で10年間の可能性がある（図1-4を参照）。

Period of Performance	Timeframe
Base ordering period (2 years, guaranteed)	2019-2021
<i>Option #1 (3 years, if exercised)</i>	<i>2021-2024</i>
<i>Option #2 (3 years, if exercised)</i>	<i>2024-2027</i>
<i>Option #3 (2 years, if exercised)</i>	<i>2027-2029</i>

図 1-4 JEDI クラウド契約の推定遂行期間³²

1.1.3.4. DOD のクラウドサービス調達に適用されるポリシー

連邦調達規則（Federal Acquisition Regulation、FAR）には、クラウドサービスの調達ガイドランスは明示されていないが、場合によってはその一部（FAR Part 39, Acquisition of Information Technology or FAR Part 12, Acquisition of Commercial Items など）が適用される場合がある。そうした場合、Federal Risk and Authorization Management Program（FedRAMP）のセキュリティ評価など、政府全体のクラウドサービス調達ポリシーが適用される。

クラウドサービス調達における DOD 固有のポリシーは、連邦防衛調達規則補足（Defense Federal Acquisition Regulation Supplement、DFARS） Subpart 239.76、によって一部規定されており、DOD は一般的な商業利用規約（ライセンス契約、エンドユーザー使用許諾契約書、用語など）に基づいて調達をおこなうこととされている。一般的に、クラウドサービス調達契約は、サービス提供について Defense Information Security Agency（DISA）暫定承認を受けたプロバイダーに対してのみ締結でき、DOD Cloud Computing Security Requirements Guide（SRG）最新版に則したものでなければならない。

また、クラウドサービスソリューションを介してアクセスされる情報およびデータの法的管轄権を確保するために、全てのデータは、米国の排他的司法管轄下（exclusive legal jurisdiction）にある施設に保存されなければならない。つまり、クラウドプロバイダーは、

³² Congress Research Service, “The Department of Defense’s JEDI Cloud Program, August 2, 2019, <https://fas.org/sgp/crs/natsec/R45847.pdf>、2020 年 6 月 4 日確認

政府データを DOD 施設外で保存する場合、米国内または米国の周辺地域で保存しなければならない。

全てのクラウドサービスには、運用認可 (Authorization to Operate、ATO) が必要となる。ATO は、あらゆる関連運用リスクを明示した上で公式裁可されるもので、そのリスクの対象としては、組織・個人・他組織・米国が対象となり、合意されたセキュリティ管理施策に基づくものである。2014 年 DOD 覚書「Updated Guidance on the Acquisition and Use of Commercial Cloud Computing Services」では、DOD 各部門のクラウドサービスの直接調達を認めるとともに、商用クラウドコンピューティングサービス調達についての追加ガイダンスが示されている。

1.1.3.5. 必要性

2018 年度 National Defense Strategy (NDS) 公開版要約において、米国防総省が中国やロシアに対する軍事的優位性を維持するためには、ロボット AI、機械学習といった主要技術と同様に、軍のあらゆる分野におけるサイバー防衛・レジリエンス (回復力)・サイバー能力の継続的統合への投資が重要であることを指摘している。DOD では、JEDI クラウド調達を通じて得られるクラウドコンピューティングとデータストレージは、これらの技術投資の基盤技術であると考えている。DOD CIO Dana Deasy は、公式声明の中で、JEDI クラウド調達の遅れは、新たに設立された Joint Artificial Intelligence Center などの現在進行中の活動に影響を及ぼしかねないと述べている。

1.1.3.6. 一社契約提案募集に対する産業界の懸念と DOD の対応

DOD の RFP に対しては 1500 以上のコメントが寄せられ、Amazon Web Services、Google、IBM、Microsoft が当初関心を表明した。しかし、一社契約は連邦政府の一般的なクラウド調達ガイダンスとは齟齬をきたしており、法律や規則上の問題だけでなく、競争や進歩の妨げになる恐れがあるという懸念が高まった。2018 年 10 月に Google は JEDI クラウドに入札しない旨を発表したが、その理由の一つとして、DOD との一社契約は同社の原則と相反する可能性があることを挙げている。Oracle や IBM も、JEDI 入札方式が不適切ではないのかという訴えを、Government Accountability Office (GAO) に対しておこなったが、訴えは却下されている。

このような懸念に対して、DOD は、JEDI クラウドはあくまでも従来の情報システムをクラウドに移行させるための試験的なモデルであり、最終的なソリューションではないと公式発言で繰り返し述べている。また、DOD の CIO である Dana Deasy も DOD 全体で利用するクラウドを構築するのは、これまで未経験の取組であり、粹なる数社と同時に取組を始めれば、技術的な複雑さはさらに 2 倍にも 3 倍にもなることを指摘している。JEDI クラウド RFP でも、将来 JEDI クラウドから他の環境へ全ての関連データを移行する場合の詳細な計画の提出が入札者には求められている。

一社契約という点に関しては、「10 U.S. Code § 2304a. Task and delivery order contracts: general authority」において、規則が定められている³³。Section 2304a of

³³ Cornell Law School, “10 U.S. Code 2304a – Task and delivery order contracts: general authority”, <https://www.law.cornell.edu/uscode/text/10/2304a>, 2020 年 6 月 4 日確認。ここでは \$100mil だが、差額は物価調整分。

Title 10, U.S. Code には、複数社契約について述べられており、1 億 1200 万ドルを超える契約を一社と締結するには、次の 4 条件のいずれかに該当するという判断を、組織長が書面で示さなければならない。

- 契約内容の要素が深く関連しており、1 社でしか遂行できない場合
- 固定対価、あるいは納品条件を前提とした契約内容の場合
- 適切な対価で契約を遂行できる唯一の会社と認められた場合
- 例外的な状況にある場合

DOD では、JEDI クラウド調達契約を（4）の例外的な状況と位置づけることで、一社契約を推進しようとした。そこで一社契約を進めるに当たっての条件とされたのは、以下の点である。

- 一社契約を通じてより有利な条件の契約が実現できること
- 多社契約で生じる 5 億ドル以上の管理コストを考慮した上で優位性があること
- マルチクラウドで生じるクラウド間接続におけるセキュリティ上のリスクは望ましくない

また、例外条項の適用に当たっては、将来のサービス価格の変動やサービスの変化などについても、対応が定められた³⁴。

1.1.3.7. JEDI クラウド調達プログラム小括

米国 JEDI については、DOD は、「JEDI クラウド調達プログラムにより、最終的に大部分の DOD システムおよびアプリケーションに適した基本「汎用」クラウドが実現し、すべての分類レベルで IaaS と PaaS を提供できるようになると期待している」。と、クラウド導入は、様々なシステムの汎用化と並行して進めることの重要性を示唆している。

また、一社と契約する点が公正な競争環境との確保との関係で議論の対象となった。この点に関しては、DOD は、JEDI クラウドは従来の情報システムをクラウドに移行させるための試験的なモデルであり、最終的なソリューションではないと公式発言で繰り返し述べる一方、Section 2304a of Title 10, U.S. Code には、複数社契約について述べられており、1 億 1200 万ドルを超える契約を一社と締結際に所定の条件に該当するという判断を、組織長が書面で示す必要があるとのことで、政府側でも競争条件確保の一定の措置が公示されていることがわかる。ただし、今後は本プロジェクトの成り行きを注視する必要がある。

1.2. 英国

1.2.1. 全政府機関が利用可能な G-Cloud Framework Agreement

英国では、内閣府傘下の公共調達機関である CCS が、英国政府・公共機関および第三セクタ

³⁴ Congress Research Service, “The Department of Defense’s JEDI Cloud Program, August 2, 2019, <https://fas.org/sgp/crs/natsec/R45847.pdf>, 2020 年 6 月 4 日確認

一のあらゆる購買・調達活動を支援している³⁵。

CCS では、「クラウド・ファースト」政策の一環として、英国の政府機関によるクラウド調達の簡略化については費用削減³⁶を目的とした枠組みである、G-Cloudを提供している。

G-Cloud は、①全ての政府機関³⁷がクラウドサービスのオンラインカタログ Digital Marketplace で、事前に認証を受けたサプライヤーからクラウドサービスを購入できる、②すべての取引に適用できる標準契約条件が設定されている、③中小企業も使いやすい手順を採用している（実際、利用しているのはほとんどが中小企業である³⁸）、などの特徴がある³⁹。

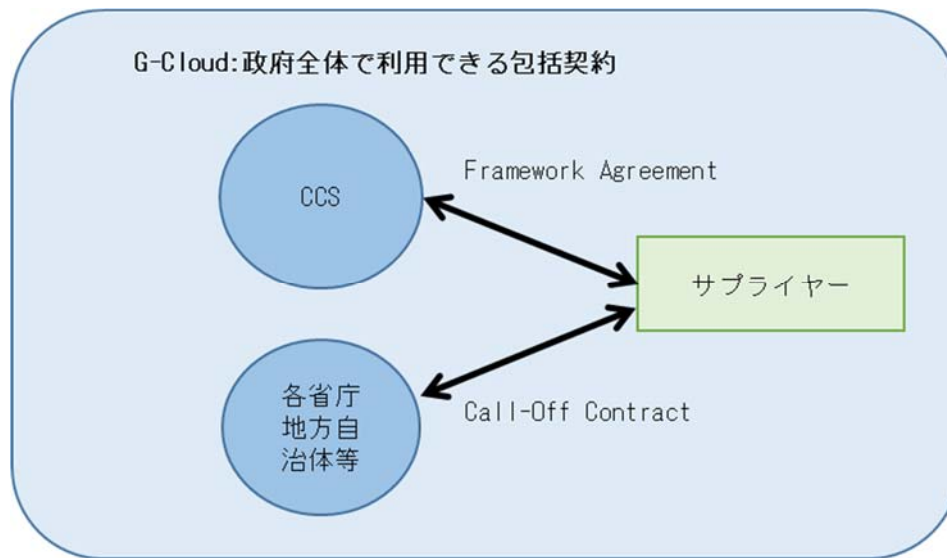


図 1-5 G-Cloud の仕組み

1.2.2. G-Cloud Framework Agreement の構成と関連文書

G-Cloud の基礎となる契約は G-Cloud Framework Agreement であり、12 か月ごとにバージョンが更新される⁴⁰。G-Cloud 1 Framework Agreement がリリースされたのは 2012 年 2 月で、現行のバージョンは G-Cloud 11 Framework Agreement である⁴¹。2020 年 3 月 3 日から G-Cloud

³⁵ CCS, “About Crown Commercial Service”, <https://www.crowncommercial.gov.uk/about-ccs/>, 2020 年 3 月 30 日確認

³⁶ 契約を締結する際の諸々の手続きを簡略化する場合、省庁側の利点もあれば、サプライヤー側も、様々な省庁で利用してもらえれば宣伝効果やまとまった売上への期待が生まれることも想定されるため、ボリューム価格になっていると考えられる。G-Cloud を使う目的には、簡略化以外の費用削減という経済的な面もある。

³⁷ 独立機関を含む。GOV.UK, “G-Cloud buyers’ guide”, 12 November 2019, <https://www.gov.uk/guidance/g-cloud-buyers-guide>, 2020 年 3 月 30 日確認

³⁸ PICSE, “An iterative framework for the UK government: G-Cloud”, <http://www.picse.eu/iterative-framework-the-uk-government-g-cloud>, 2020 年 3 月 30 日確認

³⁹ Pinsent Masons, “UK G-Cloud is a model other countries should follow, 27 Apr 2018, <https://www.pinsentmasons.com/out-law/analysis/uk-g-cloud-model-countries-should-follow>, 2020 年 3 月 30 日確認

⁴⁰ Lot（カテゴリー）の分け方等に変更がある場合がある。

⁴¹ 以前は 6 ヶ月毎の更新で 2 つのバージョンが重複して存在していたが、現在は 1 年毎の更新で重複はしていない。1 バージョンの有効期限は 1 年間。サプライヤーはバージョンが

12 Framework Agreement の申請が開始された⁴²。

G-Cloud Framework Agreement は CCS とサプライヤーの間の合意であり、以下の章から構成される⁴³。

表 1-3 G-Cloud 11 Framework Agreement の構成

Contents ○ Section 1 - The Appointment ○ Section 2 - Service Offered 1. Lot 1 - Cloud Hosting 2. Lot 2 - Cloud Software 3. Lot 3 - Cloud Support 4. Additional services ○ Section 3 - How Services will be bought 1. Digital Marketplace 2. Background 3. Process ○ Section 4 - How Services will be Delivered 1. Warranties and representations 2. Liability 3. Guarantee 4. IR35 ○ Section 5 - What happens if the Supplier fails to meet the terms of this Framework Agreement 1. Ending and suspension of a Supplier's appointment: With cause by CCS 2. Ending and suspension of a Supplier's appointment: Without cause by CCS 3. Fraud 4. Notice of fraud 5. Consequences of suspension, ending and expiry 6. Assurance verification ○ Section 6 - What you report to CCS 1. Management Information 2. Use of Management Information 3. Admin Fees 4. Management charge 5. Buyer satisfaction monitoring	○ Section 8 - General governance 1. Definitions and interpretation 2. Order of precedence 3. Relationship 4. Who can buy using this Framework Agreement 5. No guarantee of work 6. Entire agreement 7. Law and jurisdiction 8. Legislative change 9. Bribery and corruption 10. Freedom of Information Act (FoIA) 11. Promoting tax compliance 12. Official Secret Act 13. Transfer and subcontracting 14. Contracts (Rights of Third Parties) Act 1999 15. Complaints handling and resolution 16. Conflicts of interest and ethical walls 17. Publicity and branding 18. Equality and diversity 19. Intellectual property rights 20. Data protection and disclosure 21. Notices 22. Insurance 23. Severability 24. Managing disputes 25. Mediation process 26. Confidentiality 27. Waiver and cumulative remedies 28. Corporate Social Responsibility ○ Schedule 1 - MI reporting template ○ Schedule 2 - Self audit certificate ○ Schedule 3 - Glossary and interpretations
---	--

変わるとに再申請が必要。

⁴² GOV.UK, “What to do and when for G-Cloud 12”, 27 March 2020, <https://www.gov.uk/guidance/what-to-do-and-when-for-g-cloud-12>、2020 年 3 月 30 日確認。しかし、G-Cloud のテンプレートと法的文書が提供されるページは 2019 年 6 月 20 日が最終更新日で、G-Cloud 12 のドキュメントは入手できない。GOV.UK, “G-Cloud templates and legal documents”, 20 June 2019, <https://www.gov.uk/guidance/g-cloud-templates-and-legal-documents>、2020 年 3 月 31 日確認

⁴³ CCS, “G-Cloud 11 Framework Agreement (version 4.1)”, https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/810459/g-cloud-11-framework-agreement.pdf、2020 年 3 月 30 日確認

6. Key performance indicators ○ Section 7 – Transparency and access to records 1. Transparency 2. What will happen during the Framework Agreement’ s Term 3. What will happen when the Framework Agreement Ends 4. What will happen during an audit or inspection 5. Costs of conducting audits or inspections	○ Schedule 4 – Processing Data
---	---------------------------------------

出典：CCS⁴⁴

1 章 アグリーメントへの登録 2 章 提供されるサービス 3 章 サービスの購入手段 4 章 サービスの実施手法 5 章 サプライヤーが本アグリーメントの条件を達成できない場合の対応方法 6 章 CCS への報告事項 7 章 透明性とアグリーメントに関する記録へのアクセス 8 章 基本的なガバナンス
--

G-Cloud Framework Agreement の第 1 章「登録」(The Appointment) において、サプライヤー契約の詳細について、登録するサービスの数量、期間、アグリーメントの期間などの条件が以下の形で記載されている⁴⁵。

表 1-4 G-Cloud 11 Framework Agreement 第 1 章「アグリーメントへの登録」の詳細

Section 1 - Appointment Under the terms of this Framework Agreement (RM1557.11) and the Supplier’ s Application, the Minister for the Cabinet Office, represented by the Crown Commercial Service (CCS), 9th Floor, The Capital, Old Hall Street, Liverpool, L3 9PP, appoints: company: [company name] registered address: [company address] company number: [company number] (the ‘Supplier’), as a Framework Agreement Supplier of G-Cloud Services who can be considered for Call-Off Contracts as outlined in the Contract Notice in the Official Journal of the European Union reference RM1557.11 (OJEU Contract Notice). 1.2 Appointment is to: [Lots awarded] 1.3 Appointment starts at: 02 July 2019 1.4 Appointment ends at: 23:59 on 01 July 2020 (unless this Framework Agreement is extended by CCS or Ends early). 1.5 Framework Agreement extension: Up to 12 months, by CCS giving written notice to Suppliers.
--

⁴⁴ CCS, “G-Cloud 11 Framework Agreement (version 4.1)”, https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/810459/g-cloud-11-framework-agreement.pdf、2020 年 3 月 31 日確認

⁴⁵ 同上

- 1.6 **Framework Agreement term:** From and including the date at 1.3 above (Appointment starts at) to and including the date at 1.4 above (Appointment ends at).
- 1.7 **Call-Off Contract length:** Up to 24 months plus 2 optional extension periods of up to 12 months each.
- 1.8 The Parties agree that they have read this Framework Agreement and by signing below agree to be bound by its terms.
- 1.9 All sections, including the Invitation to Tender (known as the Invitation to Apply on the Digital Marketplace) and Schedules to this Framework Agreement are expressly part of this Framework Agreement.
- 1.10 CCS will pay £1 to the Supplier to perform its obligations under this Framework Agreement, receipt of which is acknowledged by the Supplier signing this Framework Agreement.
- 1.11 The finalized Framework Agreement will include:
- a signature page, signed by the Supplier
 - a signature page, signed by the Crown Commercial Service
 - the rest of the Framework Agreement document
- 1.12 The signature pages and the rest of the Framework Agreement document are counterparts before signing and duplicate originals after signing. The duplicate originals together make one Framework Agreement signed by all the necessary Parties.

出典：CCS⁴⁶

英国政府クラウドサービスのサプライヤーに認定され、Digital Marketplace を通じてサービスを提供するためには、G-Cloud Framework Agreement に合意するサプライヤー宣誓 (supplier declaration) が求められる。サプライヤーの電子署名により G-Cloud Framework Agreement への合意が有効化され、Digital Marketplace への出品が可能となる⁴⁷ (G-Cloud Framework Agreement の最終版には、表 1-4 の 1.11 にあるように、サプライヤーと CCS 双方の署名がなされる)。G-Cloud Framework Agreement 自体は購買者との調達契約ではない⁴⁸。

なお、このほか、以下のような文書を提出し、サプライヤーは自らの契約条件を規定する。以下の文書を総称してサプライヤー規約という

- 価格規定 (Pricing document)：サービス利用料、単価、値引き、データ抽出費用、エクストラサービス料金について記載。
- 特定のサービスに関する利用規定 (Terms and conditions document)：各サービスに固有の利用条件。G-Cloud Framework Agreement の内容に反してはならない。
- サービス定義 (Service definition document)：データバックアップ、データ回復、履行契約、価格内訳、パフォーマンスのレベルといった当該サービスに関する詳細情報。

サプライヤーの登録が完了すれば、購買者（政府）側は Digital Marketplace において当該サプライヤーの提供サービスを検索することが可能となり、上述したような関連文書へのア

⁴⁶ CCS, “G-Cloud 11 Framework Agreement (version 4.1)”, https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/810459/g-cloud-11-framework-agreement.pdf、2020 年 3 月 31 日確認

⁴⁷ GOV.UK, “Applying to the G-Cloud framework”, 30 March 2020, <https://www.gov.uk/guidance/g-cloud-suppliers-guide>、2020 年 3 月 31 日確認

⁴⁸ GOV.UK, “G-Cloud 11 framework agreement”, 20 June 2019, <https://www.gov.uk/government/publications/g-cloud-11-framework-agreement>、2020 年 3 月 31 日確認

アクセスが可能となる。Digital Marketplaceにあるサービス利用規定には、価格に関するドキュメント、期間及び利用条件、サービスを定義したドキュメントの所在が記載されている（詳細例は表 1-5）。

表 1-5 サプライヤー規約の例⁴⁹

Category	1. Cloud Hosting
Company	Amazon Web Services UK Branch
Service Name	Amazon WorkSpaces ⁵⁰
Pricing document	○ Price (USD) per unit, per region - e.g. Workspaces - Linux (in London, monthly pricing): \$29 - \$168 - e.g. Workspaces - Linux (in London, hourly pricing base): \$10 - \$21 - e.g. Workspaces - Linux (in London, hourly pricing): \$0.26 - \$1.64
Terms and conditions	○ AWS Customer Agreement ○ Use of the Service Offerings ○ Changes ○ Security and Data Privacy ○ Your Responsibilities ○ Fees and Payment ○ Temporary Suspension ○ Terms; Termination ○ Proprietary Rights ○ Indemnification ○ Disclaimers ○ Limitations of Liability ○ Modifications to the Agreement ○ Miscellaneous ○ Definitions ○ AWS Enterprise Support Additional Terms and Conditions ○ AWS Managed Services Additional Terms and Conditions ○ GDPR Data Processing Addendum ○ AWS Security Standards ○ Standards Contractual Clauses (processors) ○ Minimum Architecture Requirements
Service definition document	○ Service Overview ○ Backup/Restore and Disaster Recovery ○ Pricing Overview ○ Service Constraints ○ Technical Requirements
Category	2. Cloud Software
Company	Capgemini UK plc
Service Name	Transform Police (t-Police) as a Service ⁵¹

⁴⁹ GOV.UK, “Applying to the G-Cloud framework”, 30 March 2020, <https://www.gov.uk/guidance/g-cloud-suppliers-guide>、2020 年 3 月 31 日確認

⁵⁰ GOV.UK, “Amazon Web Services UK Branch, Amazon WorkSpaces”, <https://www.digitalmarketplace.service.gov.uk/g-cloud/services/415923633801912>、2020 年 3 月 31 日確認

⁵¹ GOV.UK, “Capgemini UK plc, Transform Police (t-Police) as a Service”, <https://www.digitalmarketplace.service.gov.uk/g-cloud/services/647087562394773>、2020 年 3 月 31 日確認

Pricing document	○ Pricing by component (GBP) - tPaaS set up charge: GBP 99,000 (One off initial charge) - tPaaS Vendor Service Reporting Charge: GBP 91080 (for 24 months) - Crown SaaS Service Charge (for the first 1000 users): GBP 80 per user (for 24 months) - Crown SaaS Service Charge (next 3000 users, i.e. between 1001 and 4000 users): GBP 53 per user (for 24 months) - Crown SaaS Service Charge (Above 4000 users): GBP 44 per user (for 24 months)
Terms and conditions	○ Definitions and Interpretation ○ Amendments ○ Provisions of the Services ○ Proprietary Rights and Access to the Services ○ Buyer Data ○ Confidentiality ○ Data Protection ○ Limitation of Liability ○ End ○ Consequences of Ending ○ Not Used ○ General ○ Notices ○ Corporate Social Responsibility ○ Warranties and Representations ○ Governing Law and Jurisdiction
Service definition document	○ Service Overview ○ Service Scope ○ Buyer Responsibilities ○ Optional Services - Disaster Recovery - Additional Service Modules - Development and Integration Services - DMS Hosting Services ○ Service Management ○ Protection of Data ○ Additional Security Requirements ○ On-boarding and off-boarding ○ Skills and Knowledge Transfer ○ Vendor Accreditations/Awards ○ Sub-contractors ○ Business Continuity and Disaster Recovery ○ Pricing ○ Ordering and Invoicing ○ Termination Terms ○ Future Information
Category	3. Cloud Software
Company	Microsoft Limited
Service Name	Microsoft Dynamics 365 CRM Migration Assessment to the Cloud and Implementation Services ⁵²
Pricing document	○ £504 to £2602.74 per person per day ○ Skills for the Information Age (SIFA) Definitions & Rate Card (GBP)

⁵² GOV.UK, “Microsoft Limited, Microsoft Dynamics 365 CRM Migration Assessment to the Cloud and Implementation Services”, <https://www.digitalmarketplace.service.gov.uk/g-cloud/services/457688437486662>、2020 年 3 月 31 日確認

	- Strategy and architecture (e.g. £1,176.00 – £2,602.74) - Business change (e.g. £1,080.00 – £2,347.72) - Solution development and implementation (e.g. £504.00 – £2,083.20) - Service management (e.g. £1,080.00 – £2,602.74) - Procurement and management support (e.g. £504.00 – £2,394.00) - Client interface (e.g. £504.00 – £2,394.00)
Terms and conditions	- o Definition - o Use, ownership, rights, and restrictions - o Confidentiality - o Privacy and compliance with laws - o Warranties - o Defense of third party claims - o Limitation of liability - o Verifying compliance - o Term and termination - o Miscellaneous - o Microsoft Professional Services Data Protection Addendum - General Terms - Privacy - How to contact Microsoft - Data Security - Security Incident Notification - The Standard Contractual Clauses (Processors) for Support and Consulting Services - The Standard Contractual Clauses (Processors) for Consulting Services delivered by Global Delivery India - European Union General Data Protection Regulation Terms
Service definition document	- o Service objectives - o Overview of work performed - Microsoft Dynamics CRM Upgrade Assessment - Microsoft Dynamics CRM Migration to Dynamic 365 Assessment - Microsoft Dynamics CRM Migration to Dynamic 365 Implementation - o Service outcomes - o Inputs and prerequisites - o Additional information on Service Features - o Additional Information on Service Benefits

出典：Various Sources（脚注 50、51、52）

デジタルマーケットプレイスへの参加申請の際に提出されたサプライヤー規約は、フレームワーク合意発効後に改変することはできない。サプライヤーはサプライヤー規約が Digital Marketplace 上で公開されることに合意し、購買者側の判断材料として利用されることを承諾する。

Call-Off Contract（購買者がサプライヤーと締結する個別契約、後述）発効後、サプライヤー規約と Call-Off Contract の内容に齟齬が発生した場合には、Call-Off Contract の規定が優先して適用される⁵³。

⁵³ GOV.UK, “Applying to the G-Cloud framework”, 30 March 2020, <https://www.gov.uk/guidance/g-cloud-suppliers-guide>、2020 年 3 月 31 日確認

1.2.3. G-Cloud 11 Framework Agreement が対象とするサービス

G-Cloud 11 Framework Agreement が対象とするサービスのカテゴリーは Lot1 から Lot3 に分類されている⁵⁴。

表 1-6 G-Cloud 11 Framework Agreement が対象とするサービス

Lot1	クラウドホスティング (PaaS、IaaS)
Lot2	クラウドソフトウェア (SaaS)
Lot3	クラウドサポート (クラウドソフトやホスティングサービスのセットアップやメンテナンス)

それぞれのカテゴリーの詳細は以下のとおりである。

Lot1：クラウドホスティング (PaaS、IaaS)

クラウドホスティング・サプライヤーは、以下に示すような、顧客を支援するクラウドプラットフォームやインフラストラクチャサービスを提供する。

- ソフトウェアのクラウドインフラストラクチャにおける展開、管理、実行
顧客が作成または入手したアプリケーション、ライブラリ、サービス、およびプロバイダーがサポートするツール
- 処理やストレージなどに必要な基本的コンピューティングリソースの提供
顧客が任意のソフトウェアを展開および実行できるためのリソースで、OS やアプリケーションも含む。顧客は、ネットワークサーバー・OS・ストレージなどのクラウド基盤インフラについて管理や制御をおこなうことはできないが、展開されたアプリケーションや、アプリケーションホスティング環境の構成設定を制御できる

Lot2：クラウドソフトウェア (SaaS)

クラウドインフラストラクチャ上で実行されるアプリケーションの提供。アプリケーションはさまざまなクライアントデバイスからアクセス可能で、プログラムインターフェイス、あるいは Web ブラウザー (Web ベースの電子メールなどの場合) を通じて利用可能である。

顧客は、ネットワーク、サーバー、OS、ストレージ、さらにはアプリケーション機能も含むクラウドインフラストラクチャを管理あるいは制御することはできない。ただし、特定ユーザー限定アプリケーションのコンフィギュレーション設定については、例外がある。

Lot3：クラウドサポート (クラウドソフトやホスティングサービスのセットアップやメンテナンス)

クラウドサポートでは、顧客によるクラウドサービスの設定と保守を支援する以下のサービスが提供される。

- 計画
- セットアップと移行
- テスト
- トレーニング
- 継続的サポート

これらを除き、コンサルティングや人的なサービスを G-Cloud を通じて調達してはならない。

⁵⁴ CCS, “G-Cloud 11 Customer guidance (RM1557.11)”, <https://assets.crowncommercial.gov.uk/wp-content/uploads/RM1557.11-G-Cloud-11-Customer-guidance.pdf>, 2020 年 3 月 31 日確認

なお、G-Cloud に含まれないサービスには以下のようなものがある（これが全てではない）。

- コロケーションサービス
- 非クラウド関連のサービスとコンサルティング
- 注文設計開発
- 物品としてのハードウェア
- National Cyber Security Center（NCSC）スキーム保証サイバーセキュリティサービス（サイバーセキュリティコンサルタント、侵入テスト（CHECK スキーム⁵⁵）、サイバーインシデントレスポンス、カスタマイズされた保証サービス、人材募集（クラウド関連のサポートは許可されるが、スタッフや非正規雇用の募集は許可されない⁵⁶）

クラウドサービスを調達する政府機関は、Digital Marketplace でサービスを検索し、契約に必要な情報・ドキュメンテーションを参照し、自らの要件に合うかどうかを評価する⁵⁷。サプライヤーからはサービス定義、価格表、取引条件に関する情報が提供されている⁵⁸。購買者は、サプライヤー情報ページに記載のある範囲を越えた条件の交渉はできない。

1.2.4. 個別契約の G-Cloud Call-Off Contract

調達するサービスが決定すると、購買者は G-Cloud Call-Off Contract⁵⁹を締結する必要がある。Framework Agreement が CCS とサプライヤー間の合意であるのに対し、Call-Off Contract は調達主体とサプライヤーの間の合意である⁶⁰。

Call-Off Contract では、購買者は Digital Marketplace におけるサービス提供の定義に従ってサービス要件を明確に規定する。Call-Off Contract は、最初は最大 24 ヶ月の期間が設定でき、その後最大 48 ヶ月まで延長できる。サプライヤーのロックインがないように、サプライヤーとの関係が最終的にどのような状態になることを目指しているかに関するしっかりとした出口計画（exit plan）があることを注文前に確認する。サプライヤーは追加の出口計画を、契約終了の少なくとも 8 ヶ月前に提示し承認される必要がある⁶¹。英国政府は、G-Cloud 11 Call-Off Contract（ver. 4）では、「Call-Off Contract 期間に、購買者が使用するクラウドサービスの量が変化する可能性があることを契約者双方が認識すること」としているが、これは、発注フォームでは、コールオフ期間中のサービスの消費量を定義できないからである。従って、Call-Off Contract において予測される最大量が注文書に記載されるが、購買者は必要に応じ、期間中のクラウドサービスの量を見直すことができる⁶²。

⁵⁵ National Cyber Security Centre, “CHECK-penetration testing”, 29 March 2019,

<https://www.ncsc.gov.uk/information/check-penetration-testing>, 2020 年 3 月 31 日確認

⁵⁶ CCS, “G-Cloud 11 Customer guidance (RM1557.11)”, <https://assets.crowncommercial.gov.uk/wp-content/uploads/RM1557.11-G-Cloud-11-Customer-guidance.pdf>, 2020 年 3 月 31 日確認

⁵⁷ 同上

⁵⁸ 同上

⁵⁹ フレームワークに合意した企業との個別の契約。国土技術政策研究所、

<http://www.nilim.go.jp/lab/bcg/siryou/tnn/tnn0908pdf/ks090805.pdf>, 2020 年 3 月 27 日確認

⁶⁰ GOV.UK, “G-Cloud 11 call-off contract”, 27 June 2019,

<https://www.gov.uk/government/publications/g-cloud-11-call-off-contract>, 2020 年 3 月 31 日確認

⁶¹ CCS, “G-Cloud 11 Customer guidance (RM1557.11)”, p16,

<https://assets.crowncommercial.gov.uk/wp-content/uploads/RM1557.11-G-Cloud-11-Customer-guidance.pdf>, 2020 年 3 月 31 日確認

⁶² National Information Society Agency, “A Study on the Procurement System of Cloud Service in

現在のところ、G-Cloud 11 Call-Off Contract は 2019 年 6 月 20 日に発行したバージョン 4.3 が適用され、Call-Off Contract のテンプレートとして利用されている。以下 G-Cloud 11 Call-Off Contract の構成を示す。特にパート B「契約条件」(Terms and conditions) に規定の詳細が記されている⁶³。

表 1-7 G-Cloud 11 Call-Off Contract の構成

○ Part A - Order Form 1. Principle contact details 2. Call-Off Contract term 3. Buyer contractual details 4. Supplier's information 5. Call-Off Contract charges and payment 6. Additional Buyer terms ○ Schedule 1 - Services ○ Schedule 2 - Call-Off Contract charges ○ Part B - Terms and conditions 1. Call-Off Contract start date and length 2. Incorporation of terms 3. Supply of services 4. Supplier staff 5. Due diligence 6. Business continuity and disaster recovery 7. Payment, VAT and Call-Off Contract charges 8. Recovery of sums due and right of set-off 9. Insurance 10. Confidentiality 11. Intellectual Property Rights 12. Protection of information 13. Buyer data 14. Standards and quality 15. Open source 16. Security 17. Guarantee 18. Ending the Call-Off Contract	○ Schedule 3 - Collaboration agreement 1. Definitions and interpretation 2. Term of the agreement 3. Provision of the collaboration plan 4. Collaboration activities 5. Invoicing 6. Confidentiality 7. Warranties 8. Limitation of liability 9. Dispute resolution process 10. Termination and consequences of termination 10.1. Termination 10.2. Consequences of termination 11. General provisions 11.1. Force majeure 11.2. Assignment and subcontracting 11.3. Notices 11.4. Entire agreement 11.5. Rights of third parties 11.6. Severability 11.7. Variations 11.8. No waiver 11.9. Governing law and jurisdiction ○ Collaboration Agreement Schedule 1 - List of contracts ○ [Collaboration Agreement Schedule 2 - Outline collaboration plan] ○ Schedule 4 - Alternative clauses
---	---

Public Sector”, 2018. 12,

<https://www.nia.or.kr/common/board/Download.do?bcIdx=20830&cbIdx=66361&fileNo=1>、2020 年 3 月 31 日確認

⁶³ CCS, “G-Cloud 11 Call-Off Contract (version 4)”, https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/812836/RM1557.11-G-Cloud-11-Call-Off-Contract-Version-4.3.pdf、2020 年 3 月 31 日確認

19. Consequences of suspension, ending and expiry 20. Notices 21. Exit plan 22. Handover to replacement supplier 23. Force majeure 24. Liability 25. Premises 26. Equipment 27. The Contracts (Rights of Third Parties) Act 1999 28. Environmental requirements 29. The Employment Regulations (TUPE) 30. Additional G-Cloud services 31. Collaboration 32. Variation process 33. Data Protection Legislation (GDPR)	1. Introduction 2. Clauses selected 2.1. Discrimination 2.2. Equality policies and practices 2.3. Equality 2.4. Health and safety 2.5. Criminal damage ○ Schedule 5 – Guarantee ○ Definitions and interpretation ○ Guarantee and indemnity ○ Obligation to enter into a new contract ○ Demands and notices ○ Beneficiary’s protections ○ Representations and warranties ○ Payments and set-off ○ Guarantor’s acknowledgement ○ Assignment ○ Severance ○ Third-party rights ○ Governing law ○ Schedule 6 – Glossary and interpretations
--	--

A 発注フォーム 別表 1 対象となるサービス 別表 2 包括契約時の価格 B 期間及び条件 別表 3 協働に関するアグリーメント 別表 4 代替契約 別表 5 保証事項 別表 6 用語集

出典：CCS⁶⁴

Framework Agreement の条項は Call-Off Contract の履行義務に編入され、サプライヤーと購買者の双方に適用される。条項の詳細についてパート B-2「既定の編入」(Incorporation of Terms) に詳細が記載されている。

他方、パート A が規定する発注フォーム (Order Form) は、G-Cloud サービスを発注する購買者側が使用する。購買者側は Call-Off Contract のベースとして本文書にある発注様式のテンプレートを使用しなければならない。発注フォームは G-Cloud サービスの仕様書として用いられ、Call-Off Contract の契約期間、契約条件の詳細、サプライヤーの情報、契約の価格及び支払方法、追加的な購買期間などの項目から構成される (表 1-8)。

⁶⁴ CCS, “G-Cloud 11 Call-Off Contract (version 4)”, https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/812836/RM1557.11-G-Cloud-11-Call-Off-Contract-Version-4.3.pdf、2020 年 3 月 31 日確認

表 1-8 Call-Off Contract Part A 発注フォームの構成⁶⁵

Part A - Order Form Summary ○ Digital Marketplace service ID number: ○ Call-Off Contract reference: ○ Call-Off Contract title: ○ Call-Off Contract description: ○ Start date: ○ Expiry date: ○ Call-Off Contract value: ○ Charging method: ○ Purchase order number: Call-Off Contract term ○ Start date: ○ Ending(termination): ○ Extension period: Buyer contractual details ○ G-Cloud lot: ○ G-Cloud services required: ○ Additional Services: ○ Location: ○ Quality standards: ○ Technical standards: ○ Service level agreement: ○ Onboarding: ○ Offboarding: ○ Collaboration agreement: ○ Limit on Parties' liability: ○ Insurance: ○ Force majeure: ○ Audit: ○ Buyer' s responsibilities: ○ Buyer' s equipment: Supplier' s information ○ Subcontractors or partners:	Call-Off Contract charges and payment ○ Payment method: ○ Payment profile: ○ Invoice details: ○ Who and where to send invoices to: ○ Invoice information required - for example purchase order, project reference: ○ Invoice frequency: ○ Call-Off Contract value: ○ Call-Off Contract charges: Additional Buyer terms ○ Performance of the service and deliverables: ○ Guarantee: ○ Warranties, representations ○ Supplemental requirements in addition to the Call-Off terms: ○ Alternative clauses: ○ Buyer specific amendments to/refinements of the Call-Off Contract terms: ○ Public Services Network (PSN): ○ Personal Data and Data Subjects: Schedule 1 - Services [To be added in agreement between the Buyer and Supplier, and will be G-Cloud Services the Supplier is capable of providing through the Digital Marketplace.] Schedule 2 - Call-Off Contract charges [For each individual Service, the applicable Call-Off Contract Charges (in accordance with the Supplier' s Digital Marketplace pricing document) can' t be amended during the term of the Call-Off Contract. The detailed Charges breakdown for the provision of Services during
---	---

⁶⁵ CCS, “G-Cloud 11 Call-Off Contract (version 4)”, https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/812836/RM1557.11-G-Cloud-11-Call-Off-Contract-Version-4.3.pdf、2020 年 3 月 31 日確認

	the Term will include:]
--	-------------------------

出典 CCS⁶⁶

購買者側は Call-Off Contract の条項を改変することはできない。購買者側には Call-Off Contract の基礎となる発注フォームの入力のみが認められている。ただし、発注フォームもまた、Framework Agreement にあるサプライヤー規約を改変する目的で使用することはできない。

契約条件を巡る係争が発生した際には、Call-Off Contract 及び発注フォームの規定がサプライヤー規約に優先して適用される⁶⁷。

なお、英国では上述した G-Cloud 以外にも、同様の枠組みによる包括契約として、デジタル技術を用いた成果物やデジタル技術に関する専門家、ユーザリサーチを行う場や参加者を調達する際に用いられるデジタルアウトカム・スペシャリストフレームワーク、およびデータセンターを調達する際に用いられるホスティングデータセンタフレームワークが存在する。

1.3. カナダ

1.3.1. SSC 非機密クラウドサービス契約

SSC 非機密クラウドサービス契約 (SSC Unclassified Cloud Service Contract) は、連邦政府機関が、機密区分に分類されない非機密データを扱う業務のためのクラウドサービスを複数の商用サプライヤーから調達することを可能とする手段である。連邦政府機関へのデジタルサービス提供をミッションとする SSC⁶⁸は、連邦政府のクラウドサービスブローカー (Cloud Service Broker、CSB) として、連邦政府機関がこの調達手段を用いて商用クラウドコンピューティングサービスにアクセスし、調達可能とする役割を担っている。

SSC は、サプライヤーの入札・選定過程を経て、2017 年 12 月から 2018 年 5 月の間に、21 社の認定サプライヤー (Qualified Supplier) と計 26 件の契約を締結した⁶⁹。これらの認定サプライヤーは、それぞれ提携関係のあるクラウドサービスプロバイダー (Cloud Service Provider、CSP) の IaaS、PaaS、SaaS 及び XaaS モデルのクラウドサービスを再販することになる。認定サプライヤーの中には、異なる 2 社の CSP と提携関係にあり、CSP 別に 2 件の契約を締結しているケースもある。認定サプライヤーとの契約期間は 2020 年 12 月 13 日 までである。⁷⁰

認定サプライヤー、契約数及び提携 CSP は第 2 章 マーケットプレイスに記載している。

⁶⁶ CCS, “G-Cloud 11 Call-Off Contract (version 4)”, https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/812836/RM1557.11-G-Cloud-11-Call-Off-Contract-Version-4.3.pdf、2020 年 3 月 31 日確認

⁶⁷ 同上

⁶⁸ Government of Canada, “Shared Services Canada”, 2020-03-24, <https://www.canada.ca/en/shared-services.html>、2020 年 3 月 27 日確認

⁶⁹ Buyandsell.gc.ca, “Public Cloud Services – Award Notice (16-42051-0) (Multiple Contracts (26in total))”, 2018-09-06, <https://buyandsell.gc.ca/procurement-data/award-notice/PW-16-00757616-001>、2020 年 3 月 31 日確認

⁷⁰ 同上

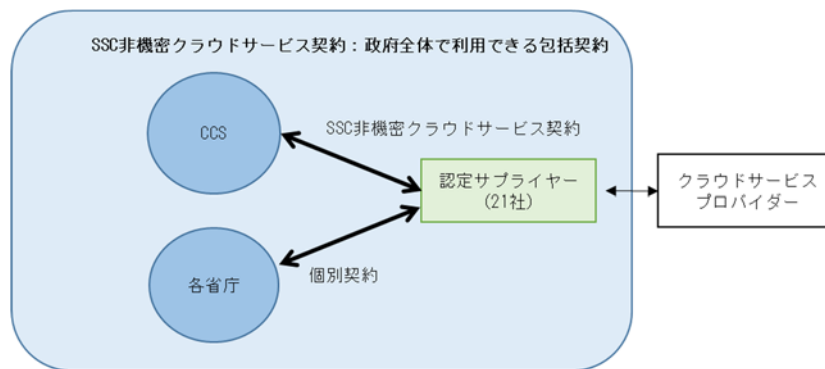


図 1-6 SSC 非機密クラウドサービス契約の仕組み

1.3.2. SSC 機密クラウドサービス契約

SSC は 2018 年 9 月、機密クラウドサービスに関する資格招請（Invitation to Qualify、ITQ）を公示し⁷¹、その翌年の 2019 年 7 月、機密レベル B のクラウドベースストレージ（Cloud-Based Storage Services at the Protected B level）に関する RFI を発行した⁷²。なお、機密レベル B に分類されるデータとは、「許可されない開示により、個人、組織または政府に重大な危害が及ぶ可能性のある情報」として、司法省（Canadian Department of Justice）によって解説されている。例えば、医療情報、事務弁護士（solicitor）及び依頼者間の秘匿特権または訴訟秘匿特権（litigation privilege）により保護されている情報、及び他の政府機関から受け取った機密情報などが該当する⁷³。RFI の結果、SSC は 2019 年 8 月 8 日、AWS Canada 及び Microsoft の 2 社と、カナダ連邦政府の機密データを取り扱う内部作業（internal workloads of government data）をパブリック・クラウドに移行することを可能とする Cloud Framework Agreements を締結した。対象となる内部業務には、人事システムや財務システムなども含まれる⁷⁴。なお、2020 年 5 月 7 日現在、SSC のサイトであるクラウドブローカーサービスポータル（第 2 章参照）には、機密レベル B のクラウドサービスのプロバイダーとして AWS、Microsoft、Oracle、ThinkOn の 4 社が挙げられている一方⁷⁵、サービスの選択ページのメニューにあるのは、AWS、Microsoft、Oracle の 3 社のみである⁷⁶。Oracle は SSC

⁷¹ Buyandsell.gc.ca, “Government of Canada Cloud Services Procurement Vehicle (GC Cloud) (32099)”, 2018-11-30, <https://buyandsell.gc.ca/procurement-data/tender-notice/PW-18-00841719>、2020 年 3 月 31 日確認

⁷² Buyandsell.gc.ca, “Cloud-Based Storage Services at the protected B level (19-152982-RFI), 2019-07-24, <https://buyandsell.gc.ca/procurement-data/tender-notice/PW-19-00881103>、2020 年 3 月 31 日確認

⁷³ Financial Post, “Canadian government data is getting cloudier, signaling a ‘massive leap of faith’ in public cloud, says Microsoft”, October 1, 2019, <https://business.financialpost.com/technology/tech-news/canadian-government-data-is-getting-cloudier-signaling-a-massive-leap-of-faith-in-public-cloud-says-microsoft>、2020 年 3 月 27 日確認

⁷⁴ Financial Post, “Canadian government data is getting cloudier, signaling a ‘massive leap of faith’ in public cloud, says Microsoft”, October 1, 2019, <https://business.financialpost.com/technology/tech-news/canadian-government-data-is-getting-cloudier-signaling-a-massive-leap-of-faith-in-public-cloud-says-microsoft>、2020 年 3 月 27 日確認

⁷⁵ GC Cloud Brokering Service, “GC Cloud Providers (Protected-B)”, https://cloud-broker.canada.ca/s/protected-b-providers-v4?language=en_CA、2020 年 3 月 27 日確認

⁷⁶ GC Cloud Brokering Service, “Protected-B Public Cloud Services”, <https://cloud->

機密クラウドサービス契約を締結していると考えられるが、その情報は得ることができなかった。

1.3.2.1. AWS Canada との Cloud Framework Agreement

前述のとおり、SSC は 2019 年 8 月 8 日、AWS Canada 及び Microsoft と、機密レベル B のクラウドベースストレージに関する Cloud Framework Agreement を締結した⁷⁷。AWS がこの新たな契約に関して同年 12 月に発表したブログ記事によると、カナダ連邦政府が要求する高いセキュリティ基準を満たすために、AWS Canada は、カナダ連邦政府の IT セキュリティリスク管理ガイドラインである「IT セキュリティリスク管理：ライフサイクルアプローチ、付録 3 - セキュリティ制御カタログ (IT Security Risk Management: A Lifecycle Approach, Annex 3 - Security Control Catalogue: ITSG-33)」に準じて、何百ものセキュリティ制御やセキュリティ強化に対する評価を受け、同政府による技術審査を通過したという⁷⁸。

1.3.2.2. Microsoft との Cloud Framework Agreement

上記の AWS 同様、Microsoft も機密レベル B のクラウドベースストレージに関する Cloud Framework Agreement に関する発表を 2019 年 12 月に行っている。この発表の中で、同社は、カナダ連邦政府に同社の Azure クラウド上で機密データやアプリケーションをセキュアに保管、管理及び処理する機会を初めて与えることとなったこの契約は、カナダの公共セクターにおける重大なマイルストーンである、と言及している⁷⁹。

broker.canada.ca/s/pbmmcatalogpage?language=en_CA、2020 年 3 月 27 日確認

⁷⁷ Financial Post, “Canadian government data is getting cloudier, signaling a ‘massive leap of faith’ in public cloud, says Microsoft”, October 1, 2019, <https://business.financialpost.com/technology/tech-news/canadian-government-data-is-getting-cloudier-signaling-a-massive-leap-of-faith-in-public-cloud-says-microsoft>、2020 年 3 月 27 日確認

⁷⁸ AWS, “AWS now able to provide Secure Cloud Services for the Government of Canada”, 16 DEC 2019, <https://aws.amazon.com/blogs/publicsector/aws-now-able-to-host-protected-b-data-for-the-government-of-canada/>、2020 年 3 月 27 日確認

⁷⁹ Microsoft, “Microsoft helps Government of Canada take next step in digital transformation with Protected B Cloud Services”, December 17, 2019, <https://news.microsoft.com/en-ca/2019/12/17/microsoft-helps-government-of-canada-take-next-step-in-digital-transformation-with-protected-b-cloud-services/>、2020 年 3 月 27 日確認

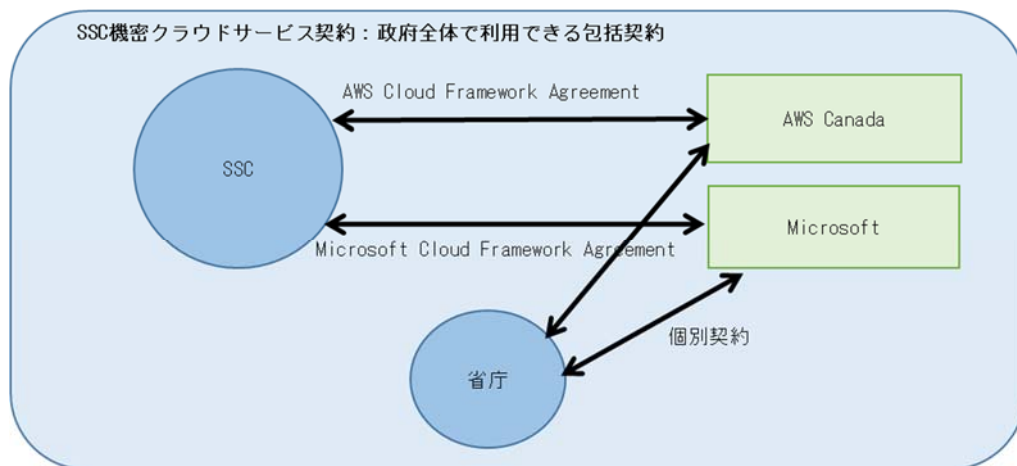


図 1-7 SSC 機密クラウドサービス契約の仕組み

1.3.3. Microsoft Canada との Enterprise Agreement

SSC は 2019 年 4 月、Microsoft Canada との量販契約である Enterprise Agreement の更新を完了した。この契約金額は、7 年間で 9 億 4,000 万カナダドルである。この契約更新により、Windows オペレーティングシステム（OS）、Microsoft Exchange（電子メールプラットフォーム）、サーバーOS、及びその他のデータセンター、開発ソフトウェア（例、MSDN、Visual Studio 及び SQL）及び業務アプリケーション（例、Project 及び Visio）のためのインフラソフトウェアのサポート（ソフトウェアアップグレードやセキュリティパッチの適用を含む）が継続される他、カナダ連邦政府の職員全てが同社の基本業務ソフトスイートである Office のクラウド版である「Office 365」にアクセスすることが可能となった。また、この契約は、ソフトウェアをデータセンター内またはクラウドで運用することを選択できるハイブリッドの運用環境にも対応している⁸⁰。

1.4. オーストラリア

1.4.1. クラウドサービスパネル Head Agreement

オーストラリア連邦政府では、クラウドサービスの調達を検討する政府機関向けに、様々な商用クラウドサービスの閲覧やサプライヤーへの見積もり請求などを可能とするクラウドサービスのオンラインカタログである「クラウドサービスパネル（Cloud services panel）」を 2015 年に開設し、運用してきた。同パネルは、クラウドサービスに関する共同調達協定（Cooperative procurement arrangement）であり、政府機関は行政サービスのデジタル化を推進する機関である DTA が運用している調達ポータル経由でクラウドサービスパネルにアクセスすることができる⁸¹。（最近、オーストラリア連邦政府はクラウドサービスパネルの刷新に

⁸⁰ Government of Canada, “Government of Canada enables a more modern and accessible Public Service”, 2019-04-16, <https://www.canada.ca/en/shared-services/corporate/publications/enables-modern-accessible-service.html>、2020 年 3 月 27 日確認

⁸¹ DTA, “Cloud Services Panel awards over \$ 100 million in contracts”, 19 December 2018,

向けて新しい取組を開始したが⁸²、これについては第2章マーケットプレイスで触れることとする。）

クラウドサービスパネルに参加するサプライヤーは、参加時にクラウドサービスパネル・ヘッドアグリーメント（Head Agreement relating to Whole-of-Government Cloud Service Panel、以下 Head Agreement）を締結する必要がある。Head Agreement は、政府へのクラウドサービス提供における基本的な事項に関する規約であり、コモンウェルス法において最も法的効力を持つ合意文書の一形態（Deeds）に位置づけられている。Head Agreement には、政府への各種クラウドサービス提供に必要な一般条件とともに、特定のクラウドサービス契約のための Schedule テンプレートが含まれており、クラウドサービスパネルを介した「見積もりと返答」プロセス後、クラウドサービスを調達する政府機関は、この Schedule テンプレートを用いてサプライヤーと個別の契約を締結する。現在のクラウドサービスパネルには、サプライヤーはサービス毎に Supplier Administration Fee (SAF) を支払うことになっている⁸⁵。

なお、Head Agreement を締結することは特に中小企業にとっては負担になっており、現在、法的専門性を有さない者でも理解できるような構成で、平易な英文で作成できる Short-form Agreement（これに対し、現在のバージョンは Long-form Agreement と呼ばれる）の準備が進められ、2020 年後半から運用が開始される予定である。この Short-form Agreement は、現在の Head Agreement と異なり、Deeds ではない。

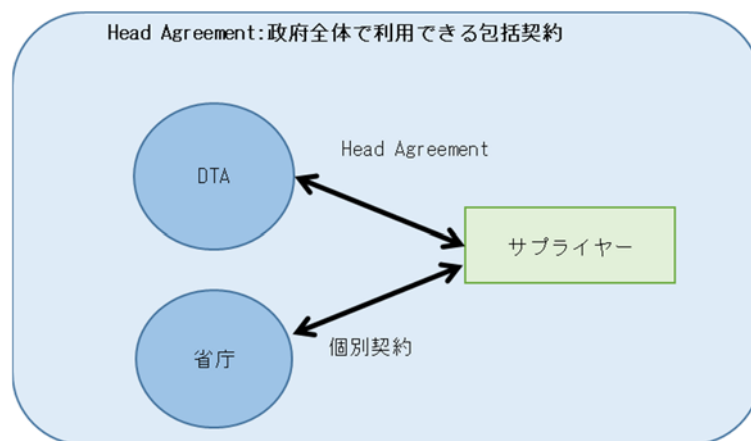


図 1-8 Head Agreement の仕組み

<https://www.dta.gov.au/news/cloud-services-panel-awards-over-100-million-contracts>、2020 年 3 月 27 日確認

⁸² itnews, “DTA to replace govt-wide cloud services panel with marketplace, Oct 21 2019, <https://www.itnews.com.au/news/dta-to-replace-govt-wide-cloud-services-panel-with-marketplace-532694>、2020 年 3 月 27 日確認

⁸³ COMPUTERWORLD, “Government to establish ‘cloud marketplace’”, OCT 21, 2019, <https://www.computerworld.com/article/3475863/government-to-establish-cloud-marketplace.html>、2020 年 3 月 27 日確認

⁸⁴ DTA, “Buying cloud services”, <https://www.dta.gov.au/help-and-advice/ict-procurement/tools-sourcing-digital-products-and-services/marketplaces-panels-and-arrangements/buying-cloud-services>、2020 年 3 月 27 日確認

⁸⁵ DTA, “Cloud Marketplace Discussion Paper”, <https://www.dta.gov.au/help-and-advice/ict-procurement/tools-sourcing-digital-products-and-services/marketplaces-panels-and-arrangements/buying-cloud-services/cloud-marketplace-discussion-paper>、2020 年 3 月 27 日確認

1.4.2. 大手 IT サプライヤーとの包括契約

1.4.2.1. IBM との包括契約

オーストラリアでは、IBM との間で、ハードウェア、ソフトウェア、クラウドソリューションだけでなく、共同で量子コンピューティングなどのイノベーションプログラムを実施していくという包括契約が 2018 年 6 月に締結されている⁸⁶⁸⁷。

オーストラリア連邦政府は 2018 年 7 月、行政サービスのデジタル化を推進するために、IBM と 5 年間で 10 億豪ドル規模の新たな技術提携の協定を結んだことを発表した。当時、人材サービス大臣 (Minister for Human Services) 兼デジタル変革担当総理大臣補佐官 (Minister Assisting the Prime Minister for Digital Transformation) を務めていた Michael Keenan 氏が発表したこの合意は、オーストラリア連邦政府が、クラウドベースのソリューションをはじめ、ハードウェアやソフトウェアなど、IBM の多種多様なソリューションを包括的に利用して、政府のデジタル変革アジェンダを促進することを目的とした、量子、サイバーセキュリティ及びその他研究分野に関わる刷新的なプログラムを IBM と共に推進するものである。この合意は即座に有効となり、2023 年 6 月まで実施される。

憲法のもと法律や行政府指令によって創設された、法律上および財政上においてコモンウェルスの一部をなす組織である Non-corporate Commonwealth entities (NCE)⁸⁸は、IBM とのボリュームソーシング契約を利用することが義務付けられている。一方、Corporate Commonwealth entities⁸⁹は、法律のもと設立された法人であるが、多くの場合連邦政府から財政的に分離されているため、NCE とは法的性質が異なり、契約の締結や財産の所有など特定の法的権利を行使する独自の権利で行動することが可能であり、この協定は義務ではなく、協定を利用するか否か、各自選択することが可能となっている。

なお、今回の合意によって、以前から IBM のパートナーであった人材サービス省 (Department of Human Services、DHS)、オーストラリア税務局 (Australian Taxation Office、ATO)、内務省 (Department of Home Affairs、DHA) 及び国防総省 (Department of Defence、DOD) の 4 省庁は、今後 5 年間、クラウドをはじめ、人工知能 (AI)、ブロックチェーン及び量子コンピューティングなどの新しい技術を含め、IBM が同合意のもと提供する最良の技術を利用し、より機敏かつレジリエンスが高く、より統合されたデジタル行政サービスの展開を加速することが可能になる。

DTA がこの合意の主管官庁であり、IBM と共に、政府及び業界のリーダーで構成されるグル

⁸⁶ IBM, “Australian Federal Government signs a \$1B five-year agreement with IBM”, 05 Jul 2018, <https://www-03.ibm.com/press/au/en/pressrelease/54124.wss#contact>, 2020 年 3 月 27 日確認

⁸⁷ DTA, “Buying IBM products and services”, <https://www.dta.gov.au/help-and-advice/ict-procurement/tools-sourcing-digital-products-and-services/marketplaces-panels-and-arrangements/buying-ibm-products-and-services>, 2020 年 3 月 27 日確認

⁸⁸ Department of Finance, “Non-corporate Commonwealth entity (NCE)”, <https://www.finance.gov.au/about-us/glossary/pgpa/term-non-corporate-commonwealth-entity-nce>, 2020 年 3 月 27 日確認

⁸⁹ Department of Finance, “Corporate Commonwealth entity (CCE)”, <https://www.finance.gov.au/about-us/glossary/pgpa/term-corporate-commonwealth-entity-cce>, 2020 年 3 月 27 日確認

ープを招集して、新しい技術を導入する市民向け行政サービスの優先順位を決定することになる。

オーストラリア連邦政府は、この合意を通じて、上記のような行政サービスのデジタル化（セルフサービス化や自動化等を含む）を推進することで、大幅なコスト節約を実現し、“2025 年までに世界でトップクラスのデジタル政府になる”という同国の目標をサポートすると共に、一般市民及び事業者にとって簡易かつ利便性の高い行政サービスを提供できると期待している。10 億豪ドルという契約額は、当時、オーストラリア連邦政府が交渉した IT 契約の中で最高額であり、同契約がもたらす長期的な価値への同政府の多大な期待を裏付けている。

IBM のオーストラリア研究開発チームは、同合意のもと、政府によるブロックチェーン、AI 及び量子コンピューティングの適用を加速することに焦点を当てた研究チームをメルボルンに配置する他、データの暗号化等、データ保護のための最先端のサイバーセキュリティソリューションや行政サービスへのスーパーコンピューティングの適用を推進するためにゴールドコースト及び首都キャンベラにコンピューターエンジニア及び開発者の専門グループの拠点を置くなど、サポート体制を整備することになる。

その他、IBM は、オーストラリア連邦政府が職場におけるニーズの変化に対応しデジタルリテラシーの向上を継続できるように支援するためのツールである「Building Digital Capability」や関連リソースへのアクセスも提供する予定である。

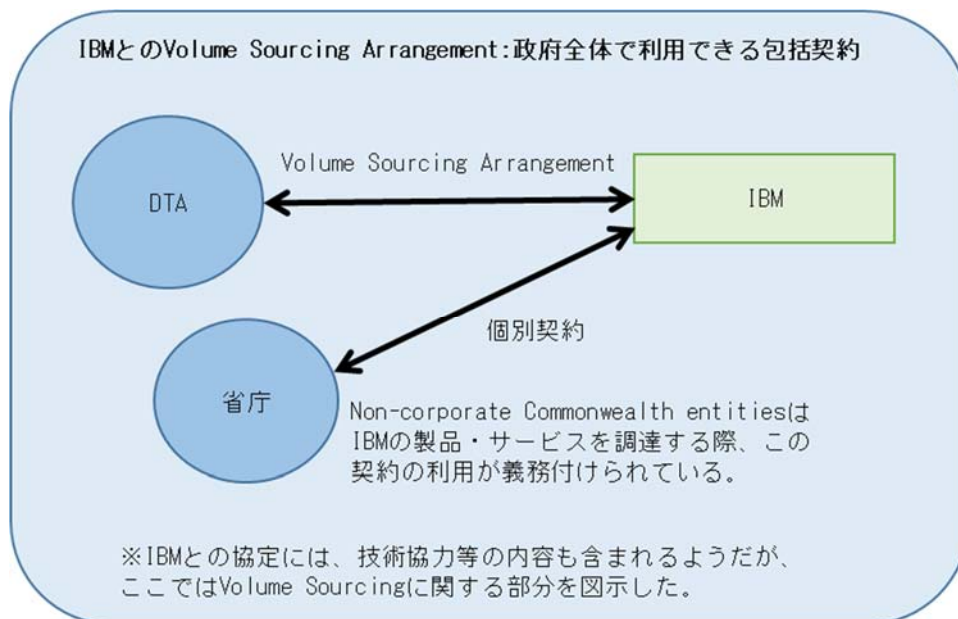


図 1-9 IBM との Volume Sourcing Arrangement の仕組み

1.4.2.2. Microsoft との Volume Sourcing Arrangement の更新

オーストラリア連邦政府は、政府機関であれば、たとえ小さな部署であっても、政府横断

の大口顧客の条件で利用できるような契約を積極的に進めている⁹⁰。2019 年 7 月、Microsoft との Volume Sourcing Arrangement について、4 回目の更新を行った。この契約に含まれるプロダクト・サービスには、クラウドも入っている。なお、契約規模に関しては公表されていない。

この協定の目的は、省庁内で共通して利用されている Microsoft 製品・サービスの調達に関して、省庁全体による量販契約として、価格やライセンス等の調達条件を一括交渉することで、各省庁、特に、小規模省庁にとって手の届く価格及び条件での調達を可能とすると共に、各省庁によるクラウドベースのサービスを活用した IT 環境への移行を支援することである。

この協定は、Microsoft の子会社であり、アイルランド・ダブリンを本拠とする Microsoft Ireland Operations とオーストラリア連邦政府との間で締結されたもので、DTA が連邦政府を代表している。今回更新された協定の有効期間は 2019 年 7 月 1 日から 2022 年 6 月 30 日までの 3 年間である。アイルランドは Microsoft の製造拠点の一つであり、Microsoft Ireland Operations は、欧州、中東及びアフリカ市場を中心に、Windows や Office を含む、Microsoft の各種ソフトウェアの販売に加え、ソフトウェア開発、テスト及びローカリゼーション等を行っている⁹³。

オーストラリア連邦政府との協定に含まれる Microsoft 製品及びサービスは、Microsoft Office、Windows 及びクライアントアクセスライセンスを含む「共通クラウドコミットメント (Common Cloud Commitment、CCC)」と呼ばれるものに加えて、「Microsoft Azure」(クラウドコンピューティングサービス)、「Dynamics 365」(顧客関係管理 (CRM)・統合基幹業務 (ERP) ソリューション) 及び「Microsoft Intune」(モバイルデバイス管理ツール) などのクラウドベース・サービスの他、サーバーライセンシング、一部のデスクトップアプリケーション及びオンラインサービスが含まれる。

前述の Non-corporate Commonwealth entities (NCE) は、Microsoft とのボリュームソーシング協定を利用することが義務付けられている。

今回の協定では、クラウドベースのサービスの利用に関して以前より有利な条件及び価格が定められている。政府全体を通じて、各政府機関がクラウドへの移行を進める中、この協定により、連邦政府機関は、従来のオンプレミス型と新しいクラウドの両方が共存するハイブリッド環境をサポートできる Microsoft の支援により、より迅速かつ効率的にクラウドに移行できると考えている。このような政府全体で調整された調達 (coordinated

⁹⁰ DTA, “Microsoft Volume Sourcing Arrangement renewed”, 16 July 2019, <https://www.dta.gov.au/news/microsoft-volume-sourcing-arrangement-renewed>、2020 年 3 月 27 日確認

⁹¹ DTA, “Buying Microsoft products”, <https://www.dta.gov.au/help-and-advice/ict-procurement/tools-sourcing-digital-products-and-services/marketplaces-panels-and-arrangements/buying-microsoft-products>、2020 年 3 月 27 日確認

⁹² Services Australia, “Media release: Australian Government renews Microsoft Volume Sourcing Arrangement”, 16 July 2019, <https://minister.servicesaustralia.gov.au/media-releases/2019-07-16-australian-government-renews-microsoft-volume-sourcing-arrangement>、2020 年 3 月 27 日確認

⁹³ THE IRISH TIMES TOP 1000, “MICROSOFT”, <https://www.top1000.ie/microsoft>、2020 年 3 月 27 日確認

⁹⁴ Microsoft, “Welcome to One Microsoft Place Ireland. Home to more than 2,000 people and 71 different nationalities. A global community, but we feel local”, <https://www.microsoft.com/en-ie/aboutireland>、2020 年 3 月 27 日確認

procurement) 手段は、政府機関及び産業界における ICT 調達を簡素化するというモリソン現政権の取組の一環である。

Microsoft は、同社のクラウドベースのソリューションの利用を容易にするこの協定により、連邦政府におけるクラウドへの移行が加速することに加え、このような政府の取組を受けて、オーストラリアのソフトウェア企業による「Microsoft Azure」対応ソフトウェアの開発も促進されることになると期待している。同社では、今回の協定が切れる3年後には、従来の構内導入型デスクトップライセンスを利用する連邦政府機関は全体の2%にも満たなくなると推定している⁹⁵。

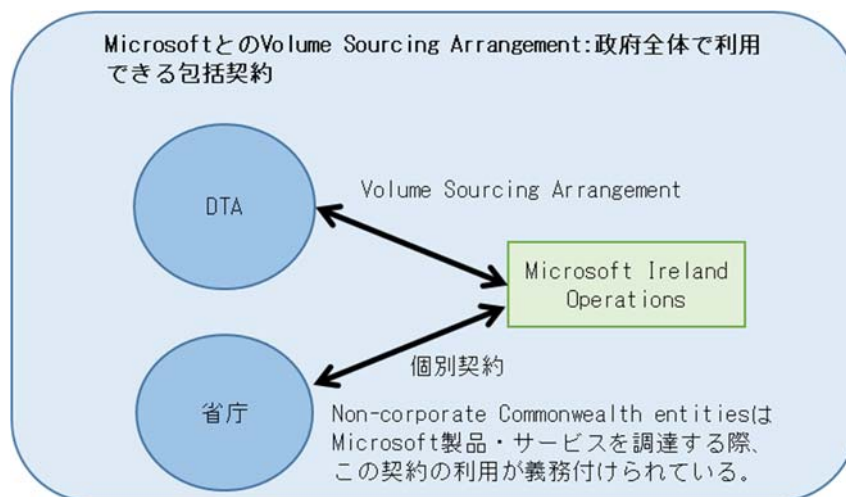


図 1-10 Microsoft との Volume Sourcing Arrangement の仕組み

1.4.2.3. AWS との Volume Sourcing Arrangement

2019年6月、DTAはオーストラリア連邦政府を代表して、AWSとVolume Sourcing Agreementを締結した⁹⁶。AWSとの契約には、クラウドサービス、クラウドのサポートなどが含まれている。

この契約の期間は3年間で、契約規模は3,900万豪ドルと報じられている⁹⁸。この協定も、

⁹⁵ itnews, “Feds renew govt-wide Microsoft sourcing deal for three more years”, Jul 16 2019, <https://www.itnews.com.au/news/feds-renew-govt-wide-microsoft-sourcing-deal-for-three-more-years-528236>、2020年3月27日確認

⁹⁶ DTA, “Buying AWS products”, <https://www.dta.gov.au/help-and-advice/ict-procurement/tools-sourcing-digital-products-and-services/marketplaces-panels-and-arrangements/buying-aws-products>、2020年3月27日確認

⁹⁷ Services Australia, “Media release: New agreement with Amazon Web Services set to deliver efficiencies for Government”, 27 June 2019, <https://minister.servicesaustralia.gov.au/media-releases/2019-06-27-new-agreement-amazon-web-services-set-deliver-efficiencies-government>、2020年3月27日確認

⁹⁸ itnews, “Govt-wide cloud deal brokered with AWS”, Jun 27 2019, <https://www.itnews.com.au/news/govt-wide-cloud-deal-brokered-with-aws-527340>、2020年3月27日確認

前述した Microsoft の事例同様、オーストラリア連邦政府全体に適用される調達手段により、連邦政府機関による AWS のクラウドコンピューティングサービスの調達を簡素化することを目的としている。オーストラリア連邦政府では、これまで長年にわたり、ボリュームソーシングのような集約型の調達を実施することで、最良のサービス調達価格及び条件を交渉できることを経験済みであり、今回も、従来、各連邦政府機関が個別に締結していた AWS との契約を連邦政府レベルで一元化することで、政府のコスト、すなわち納税者の税金の節約に貢献すると確信している。

連邦政府機関（前述した「法人化された連邦政府機関」は除く）は、AWS のクラウドコンピューティングサービスを調達する場合、この協定を利用しなければならない、既存契約を通じてすでに利用している AWS のクラウドコンピューティングサービスに関しては、今後、この協定を通じた調達に移行しなければならない。

この協定の対象サービスは、AWS のクラウドコンピューティングサービスをはじめ、プロフェッショナルサービス（顧客ニーズに応じて AWS のクラウドベースのサービスの最適な利用を支援する専門サポート）⁹⁹ 及びエンタープライズサポート（24 時間体制の技術サポート等）¹⁰⁰ が含まれている。

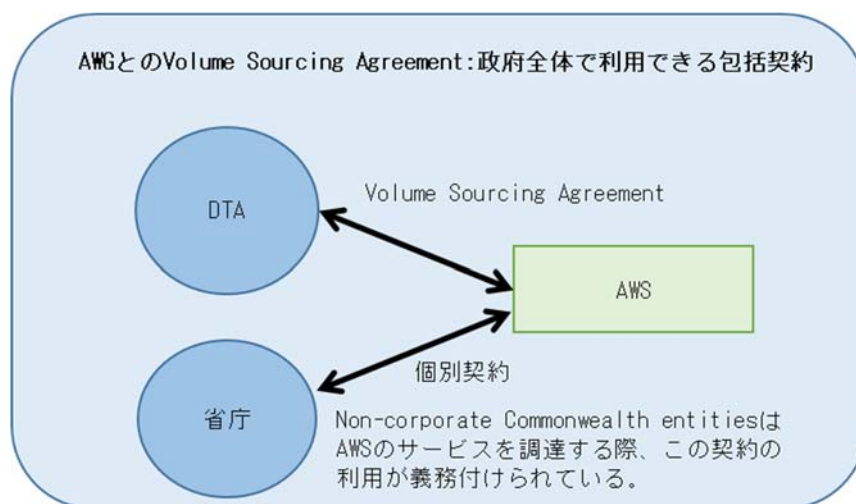


図 1-11 AWS との Volume Sourcing Agreement の仕組み

1.4.2.4. SAP 及び Concur との Volume Sourcing Arrangement

DTA はオーストラリア連邦政府を代表して、2017 年 9 月に SAP と、2017 年 12 月 21 日に Concur（SAP のグループ企業）と Volume Sourcing Agreement を締結した¹⁰¹。

⁹⁹ AWS 「AWS プロフェッショナルサービス」 <https://aws.amazon.com/professional-services/>、2020 年 3 月 27 日確認

¹⁰⁰ AWS, “AWS Enterprise Support”, <https://aws.amazon.com/premiumsupport/plans/enterprise/>、2020 年 3 月 27 日確認

¹⁰¹ DTA, “Buying SAP and Concur products”, <https://www.dta.gov.au/help-and-advice/ict-procurement/tools-sourcing-digital-products-and-services/marketplaces-panels-and-arrangements/buying-sap-and-concur-products>、2020 年 3 月 27 日確認

SAP との契約には、ソフトウェアライセンスとメンテナンス、プロフェッショナルサービス、クラウドサービスが、Concur との契約には旅費・経費管理システムとインプリメントサービスが含まれている。

本協定も、連邦政府機関（前述した「法人化された連邦政府機関」は除く）は、SAP 及び concur の製品、サービスを調達する場合、この協定を利用しなければならない。

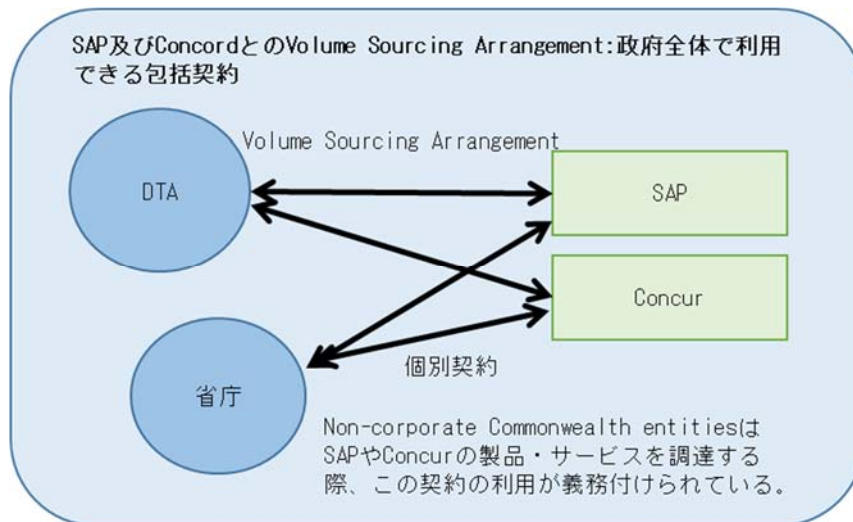


図 1-12 SAP 及び Concur との Volume Sourcing Arrangement との仕組み

1.5. ニュージーランド

1.5.1. 政府一括調達契約

政府一括調達契約 (All of Government Contract、AoG) は、政府機関による共同契約の一種であり、ビジネス・イノベーション・雇用省 (Ministry of Business, Innovation and Employment、MBIE) および専門性を有し調達の権限を与えられた官庁 (IT に関しては内務省 (Department of Internal Affairs、DIA) が締結する契約である¹⁰²。

AoG 契約の目的は、(1) 政府が共同で調達することで規模の経済によりコストを抑えること、(2) サプライヤーとのエンゲージメントを改善すること、(3) 調達エンゲージメントの標準化、(4) 政府とサプライヤーにとっての全般的なサービス品質を改善することである。

現状のクラウドサービスのサプライヤーの完全なリストは、ニュージーランド政府が公的

¹⁰² Government Procurement, “Government Procurement Rules”, <https://www.procurement.govt.nz/procurement/principles-charter-and-rules/government-procurement-rules/definitions/>、2020 年 3 月 27 日確認。IT に関する AoG については、DIA に調達の権限があり、広く政府調達を所掌する MBIE が助言やガイダンスを与える位置づけとなる。DIGITAL.GOV.T.NZ, “Procurement”, 28 February 2019, <https://www.digital.govt.nz/standards-and-guidance/governance/procurement/>、2020 年 3 月 27 日確認。

セクターのデジタル移行に関する情報、ツール、指針を提供するオンラインポータルである digital.govt.nz に掲載されている¹⁰³。このリストに掲載されている企業の 26%は外資系企業であり、74%がニュージーランドの国内企業である、AWS、Microsoft、IBM もこのリストに含まれている。

現状では、次の AoG 契約により、パブリック・クラウドサービスがニュージーランド政府の官庁に提供されている。

- Oracle Software Framework Agreement¹⁰⁴
 - 利用資格のある政府機関が新たなソフトウェアライセンス、クラウドサービス、および機器を Oracle から標準化された条件で購入することが可能
- Amazon Web Services Cloud Framework Agreement¹⁰⁵
 - 利用資格のある政府機関がパブリック・クラウドを AWS から標準化された条件で購入することが可能
- SAP Cloud Framework Agreement¹⁰⁶
 - 利用資格のある政府機関が SAP クラウドソフトウェアと専門サービスを、標準化された条件で購入することが可能

DIA は、これらの AoG 契約により、民間企業が政府機関にクラウドサービスを提供できるようになるとともに、単独の顧客としてのニュージーランド政府の購買力を高めている。また、政府機関が従来型の IT システムではなくクラウドサービスを優先することを求める政府の「クラウド・ファースト政策」を進めることにも役立っている。DIA は実際に使用する政府機関の代わりに商業的契約を国内外の CSP との交渉を行う¹⁰⁷。

AoG 契約に加わるための手続きは次のとおりである。

1. 資格を確認する
2. 秘密保持契約（NDA）にサインする
3. ニュージーランド政府調達・資産（New Zealand Government Procurement and Property、NZGPP）ウェブサイトログインする
4. 契約に対するビジネス要件を検討する
5. Memorandum of Understanding（MoU）を確認する

¹⁰³ DIGITAL.GOV.T.NZ, “Current suppliers”, 29 January 2020, <https://www.digital.govt.nz/products-and-services/current-suppliers/>, 2020 年 3 月 27 日確認

¹⁰⁴ DIGITAL.GOV.T.NZ, “Oracle Software Framework Agreement”, <https://www.digital.govt.nz/services/show/Oracle-Software-Framework-Agreement>, 2020 年 3 月 27 日確認

¹⁰⁵ DIGITAL.GOV.T.NZ, “Amazon Web Services Cloud Framework Agreement”, <https://www.digital.govt.nz/services/show/Amazon-Web-Services-Cloud-Framework-Agreement>, 2020 年 3 月 27 日確認

¹⁰⁶ DIGITAL.GOV.T.NZ, “SAP Software Framework Agreement”, <https://www.digital.govt.nz/services/show/SAP-Cloud-Framework-Agreement>, 2020 年 3 月 27 日確認

¹⁰⁷ RESELLERNEWS, “Internet Affairs goes agile for new IT managed services contracts”, 05 November, 2018, <https://www.reseller.co.nz/article/649156/internal-affairs-goes-agile-new-it-managed-services-contracts/>, 2020 年 3 月 27 日確認

6. DIA に対し加入状 (Letter of Accession : LoA) に署名する¹⁰⁸とともに、サプライヤーに対し契約への参加署名フォーム (affiliate sign-up form) に署名する¹⁰⁹

1.5.1.1. Oracle Software Framework Agreement

2016 年 8 月に 3 年間と、契約更新による 2 年間延長オプションが含まれる AoG 契約が締結された。この契約を “Oracle Software Framework Agreement” と呼ぶ。この契約には、ソフトウェアライセンス、クラウドサービス、機器類を標準化された条件で供給することが含まれている¹¹⁰。政府機関をまとめることで、すべてのオンプレミス製品（顧客の敷地内で使用する製品）とクラウドサービスへの値引き、異なる政府機関間でライセンスの移動が可能になる、新たな独自のサポートサービスを受けるなどのメリットがある。この AoG 契約は、2019 年 8 月に 2 年間更新となり、2021 年 8 月に終了する見通しである¹¹¹。

1.5.1.2. Amazon Web Services Cloud Framework Agreement

2017 年 5 月、3 年間と、契約更新による 2 年間延長オプションが含まれる AoG 契約が締結された。この契約を Amazon Web Services Cloud Framework と呼ぶ。これは、政府機関によるパブリック・クラウドサービスの採用を促進することを目的としたものである¹¹²。この AWS Cloud Framework Agreement は、既存および新規の AWS クラウドサービスカタログのライセンシングをカバーする契約である。当初契約期間の 3 年間は 2017 年 5 月 29 日に開始しており、2 年間の更新の可能性がある¹¹³。

1.5.1.3. SAP Cloud Framework Agreement

2019 年 5 月、SAP との間で 3 年間と契約更新による 2 年間延長オプションが含まれる AoG 契約が締結された。この契約を SAP Cloud Framework Agreement と呼ぶ。この契約では、クラウドポートフォリオとサービスを調達する標準的な条件が合意されている¹¹⁴。パブリックおよ

¹⁰⁸ Government Procurement, “Joining AoG contracts”,

<https://www.procurement.govt.nz/contracts/joining-aog-contracts/>、2020 年 3 月 27 日確認

¹⁰⁹ DIGITAL.GOV.T.NZ, “Amazon Web Services Cloud Framework Agreement”,

<https://www.digital.govt.nz/services/show/Amazon-Web-Services-Cloud-Framework-Agreement>、2020 年 3 月 27 日確認

¹¹⁰ COMPUTERWORLD, “Oracle scores whole of NZ government deal”, Aug 16, 2016,

<https://www.computerworld.com/article/3478597/oracle-scores-whole-of-nz-government-deal.html>、2020 年 3 月 27 日確認

¹¹¹ DIGITAL.GOV.T.NZ, “Oracle Software Framework Agreement”,

<https://www.digital.govt.nz/services/show/Oracle-Software-Framework-Agreement>、2020 年 3 月 27 日確認

¹¹² RESELLERNEWS, “Internal Affairs lands all-of-government cloud deal with AWS”, 30 May 2017,

<https://www.reseller.co.nz/article/619971/internal-affairs-lands-cloud-all-of-government-deal-amazon-web-services/>、2020 年 3 月 27 日確認

¹¹³ DIGITAL.GOV.T.NZ, “Amazon Web Services Cloud Framework Agreement”,

<https://www.digital.govt.nz/services/show/Amazon-Web-Services-Cloud-Framework-Agreement>、2020 年 3 月 27 日確認

¹¹⁴ SAP, “New Zealand Government Announces Cloud Framework Agreement with SAP”, May16,

びプライベートのクラウドエンタープライズリソース（ERP）、市民エクスペリエンス&エンゲージメント、プラットフォームとデータ管理、イノベーション、アナリティクスプラットフォーム、人材管理と給与管理のほか、専門サービスの提供も含まれる¹¹⁵。

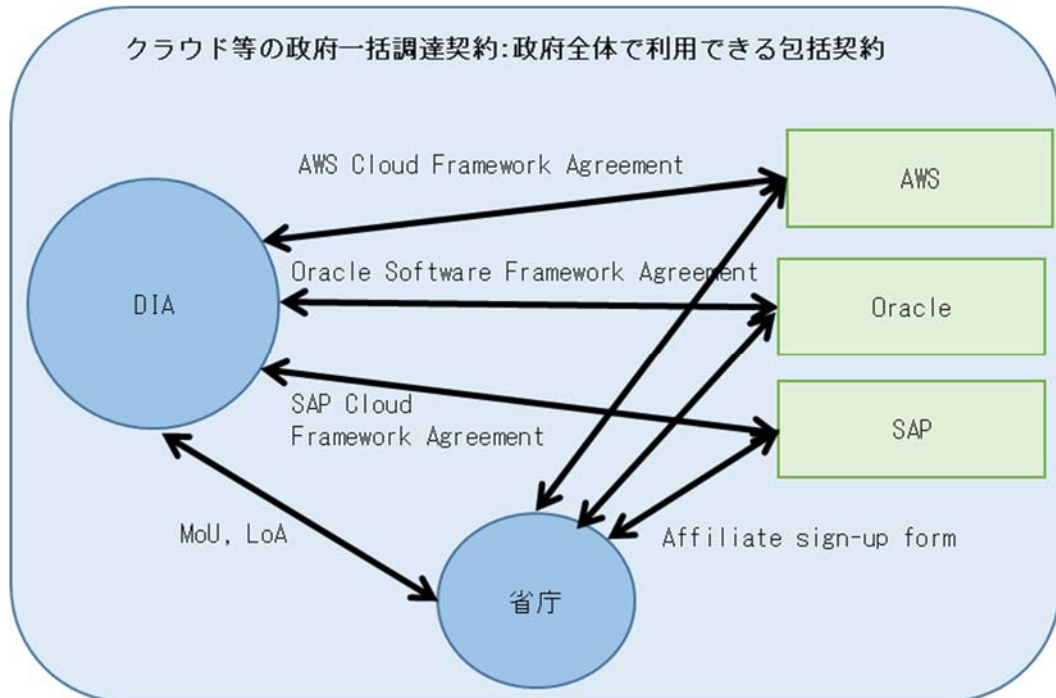


図 1-13 クラウド等の政府一括調達の仕組み

1.5.2. シンジケート契約

シンジケート契約（Syndicated Contract）とは、政府機関のグループが、ニーズを取りまとめて、共同で市場から物品やサービス、役務などを調達する契約である。¹¹⁶

シンジケート契約には 2 種類あるが、どちらの場合にも主管省庁であるリード機関（Lead Agency）を置く。

1. クローズドシンジケート（Closed Syndicated、CS）契約

明示された政府機関のグループにのみ有効な契約で、MBIE からの承認は必要ない。プロジェクトのライフタイム全体のコストが 500 万 NZ ドルを超える場合には、政府調達ルール（Government Procurement Rules）に基づいて“Significant Procurement Plan” MBIE による承認が必要になる。

2019, <https://news.sap.com/australia/2019/05/16/new-zealand-government-announces-cloud-framework-agreement-with-sap/>、2020 年 3 月 27 日確認

¹¹⁵ DIGITAL.GOV.T.NZ, “SAP Software Framework Agreement”, <https://www.digital.govt.nz/services/show/SAP-Cloud-Framework-Agreement>、2020 年 3 月 27 日確認

¹¹⁶ Government Procurement, “Rule 59, Syndicated contracts”, <https://www.procurement.govt.nz/procurement/principles-charter-and-rules/government-procurement-rules/other-rules-you-need-to-know/syndicated-contracts/>、2020 年 3 月 27 日確認

2. オープンシンジケート（Open Syndicated、OS）契約

契約内に特定されていない政府機関がサプライヤーやパネルから同じ条件で調達できる条項が含まれている。OS 契約は、利用資格のある政府機関であれば自由に利用できる。OS 契約は、加入前に 3 段階の MBIE レビューと承認プロセスを受けなければならない。リード機関は、手数料や税などをかけることは禁止されている。OS 契約は延長や更新はできない¹¹⁷。

1.5.2.1. 国土交通省（LINZ）の事例

2011 年に開設された国土情報省（LINZ）データサービスは、ニュージーランドの国土、大陸棚、および不動産の最新データへのオンラインアクセスを提供するもので、ユーザーはこれらのデータベースをほかの情報と合わせて新たな製品やサービスの開発に役立てることができる¹¹⁸。LINZ データサービスは、8.5TB の官製地理空間データへのアクセスを提供し、2 万件以上の業界や市民、政府、一般国民の登録ユーザーが利用している¹¹⁹。

2016/17 年度、LINZ は LINZ データサービスプラットフォームのサービスプロバイダーとのシンジケート契約の交渉を行った。シンジケート契約は、他の政府機関が LINZ と同じ契約を用いることを可能にする契約で、これを利用すると、他の政府機関が一から同様のシステムを構築する際に時間とコストを要するプロセスが不要となる。

2017 年 9 月、LINZ データサービスは、サービスの維持可能性を保ち、また新たなデータセットのための保存容量としてより早くコスト効率良くスケーラビリティを実現するため、クラウドベースのプラットフォームに移行した。このデータセットは現在、ニュージーランド本土と離島の雲のない解像度 10m の衛星画像レイヤを提供している。

2017/18 年度を通して、LINZ は他の政府機関にもシンジケート契約に加わるよう推進することに注力した。この結果、環境省、統計 NZ、ランドケアリサーチ（Landcare Research）の三組織がこの契約に参加し、機能的データパブリッシングサービスを開始した。LINZ は、その他関心を示した 11 の組織に対して、手持ちのデータ公開で協力している¹²⁰。

このデータサービスに関するシンジケート契約は、この契約に参加した組織が自らのブランド付きサイトで、テクノロジサプライヤーである Koordinates が提供したプラットフォームでデータを公開することを可能にするものである。また、各組織が Koordinates プラットフォーム上で管理されているパブリック、およびアクセス権管理されたデータにアクセスすることも可能である¹²¹。

¹¹⁷ Government Procurement, “Syndicated Procurement: Quick Guide”, May 2019, <https://www.procurement.govt.nz/assets/procurement-property/documents/guide-syndicated-procurement.pdf>, 2020 年 3 月 27 日確認

¹¹⁸ LINZ, “Annual Report 2017/2018”, <https://www.linz.govt.nz/about-linz/publications/annual-report/annual-report-201718>, 2020 年 3 月 27 日確認

¹¹⁹ LINZ, “Buyers Guide for the Data Service Syndicated Contract”, March 2017, <https://www.procurement.govt.nz/assets/procurement-property/documents/buyers-guide/data-publishing-syndicated-buyers-guide-linz.pdf>, 2020 年 3 月 27 日確認

¹²⁰ LINZ, “Annual Report 2017/2018”, <https://www.linz.govt.nz/about-linz/publications/annual-report/annual-report-201718>, 2020 年 3 月 27 日確認

¹²¹ LINZ, “Buyers Guide for the Data Service Syndicated Contract”, March 2017, <https://www.procurement.govt.nz/assets/procurement-property/documents/buyers-guide/data->

2008 年に設立された Koordinates はニュージーランドの国内企業で、インテリジェントデータプラットフォームにより、公式データを、それを必要としている専門家や市民に提供している。Koordinates のクラウドベースのデータプラットフォームは、専門家が大きなプロジェクトで必要とするデータを得られるよう、大きく複雑な空間データセットを処理している。このプラットフォームは、パブリッシャーに、そのデータに誰がアクセスできるかのコントロールを与え、またデータがどのようにアクセスされ、利用されたかという深い分析の提供が可能である。

この契約では、リード機関である LINZ はシンジケート契約のガバナンスと管理に責任を負う。その他の参加機関はサブスクリプションにサインして以降の契約管理に責任を負う。支払い、月ごとの後払い、または年間の前払いで支払うことができる。

基本価格モデルに従い、各機関は 4 つの変数に応じて支払額が決められる。(1) 公開されているデータと限定公開データの管理に必要な管理要員の数、(2) プラットフォームにアップロードされたデータ量、(3) サポートプラン、(4) 基本プランで定められた量を超えて使用されたデータ量。クラウドにホストされているため、データサービスシンジケート契約において定義されたデータ量は容易に調整できる¹²²。

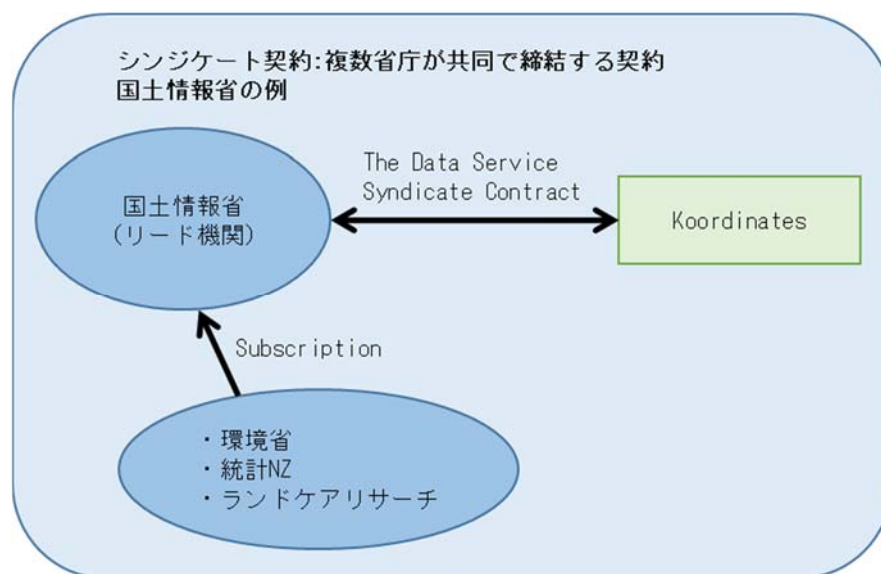


図 1-14 シンジケート契約（国土情報省の事例）の仕組み

1.5.2.2. カンタベリー地区保健委員会の事例

2018 年 7 月 23 日、カンタベリー地区保健委員会 (Canterbury District Health Board, CDHB) はハイブリッドクラウド移行サービス (Hybrid Cloud Transformation Services) に関

[publishing-syndicated-buyers-guide-linz.pdf](#)、2020 年 3 月 27 日確認

¹²² LINZ, “Buyers Guide for the Data Service Syndicated Contract”, March 2017, <https://www.procurement.govt.nz/assets/procurement-property/documents/buyers-guide/data-publishing-syndicated-buyers-guide-linz.pdf>、2020 年 3 月 27 日確認

する入札を発表した。この案件には、ほかの組織も後から同じ条件条項を使用して契約に参加することを可能にするシンジケート機会（Syndicated Opportunity）が含まれていた。契約開始時はシンジケート契約でなくても、後からシンジケート契約に移行することが可能ということがこの事例からわかる、

CDHB は、既存の演算ワークロードをパブリック・クラウド、プライベートクラウド、およびオンプレミス（敷地内）環境の組み合わせであるハイブリッド環境に移行するためのソリューションを必要としていた。CDHB は、1 年間の移行プロジェクトにより、アプリケーションを既存の環境からハイブリッドクラウドに移行するプロジェクトを募集した。

2018 年 12 月、この案件は Hewlett Packard Enterprise が落札した。契約期間は 12 カ月で、予算は 100 から 500 万 NZ ドルと推定されている¹²³。

1.5.3. 共通機能契約

共通機能契約（Common Capability Contract）とは、省庁を問わず政府機関が調達する共通の物品やサービスを承認されたサプライヤーから調達する契約である。情報通信テクノロジー共通機能契約（information, communication and technology common capability contracts、CC-ICT）が、政府 ICT の機能リーダー（Functional Leader for Government ICT）である DIA において政府 CDO（Government Chief Digital Officer、GCD0）の監督の下で策定された。政府横断での ICT 物品とサービスの調達には、政府ならではの課題がいくつもあるため、CC-ICT 契約においては、政府全体への ICT サービスにおいて、根本的な変化をもたらす機会となるような契約になった¹²⁴。一部の機関は特定の物品やサービスを CC から購入するように指示を受けており、これらは必須共通機能（mandatory common capabilities）と呼ばれる。次に挙げる組織は、ICT の物品・サービス・役務を CC-ICT から購入するよう義務付けられた。

- ニュージーランド警察（New Zealand Police）
- ニュージーランド軍（New Zealand Defence）
- ニュージーランド保安情報局（New Zealand Security Intelligence Service）
- 議会法制局（Parliamentary Counsel Office）
- 地区保健局（District Health Boards、DHB）
- 地震委員会（Earthquake Commission）
- 住宅公社（Housing New Zealand Corporation）
- NZQA（New Zealand Qualifications Authority）
- 高等教育委員会（Tertiary Education Commission）
- 交通局（New Zealand Transport Authority）
- 事故補償公社（Accident Compensation Corporation）
- ニュージーランド貿易経済促進庁（New Zealand Trade and Enterprise）¹²⁵

¹²³ GETS.GOV.T.NZ, “Hybrid Cloud Transformation Services”, <https://www.gets.govt.nz/CDHB/ExternalTenderDetails.htm?id=19938690>、2020 年 3 月 27 日確認

¹²⁴ Government Procurement, “Rule 60: Common Capability Contracts”, <https://www.procurement.govt.nz/procurement/principles-charter-and-rules/government-procurement-rules/other-rules-you-need-to-know/common-capability-contracts/>、2020 年 3 月 27 日確認

¹²⁵ Government Procurement, “Rule 60: Common Capability Contracts”,

現在、CC-ICTは9件あり、そのうち2件がクラウドサービスに関連している。

- Microsoft cloud, software and service agreement (MCSSA)
 - The Microsoft Cloud, Software and Services Agreement (MCSSA)は、Microsoftのボリュームライセンス契約で、サブスクリプションベース、永久ライセンス、およびクラウドサービスライセンスを含んでいる（これにはoffice 365やAzureパブリック・クラウドなどのクラウドエンタープライズを含む）¹²⁶
- IaaS (Infrastructure as a Service)
 - IaaSは、サプライヤーにホストされたマネージドソリューションで、ICTインフラをオンデマンドで購入できるようにする契約である。自前のインフラを購入・維持することなく必要な量を必要なだけ購入することができる。（サプライヤーには、Datacom、Revera、IBM New Zealandが含まれる）¹²⁷

1.5.3.1. Microsoft Cloud, Software and Service Agreement

2018年7月、DIAは新たなMicrosoft Cloud, Software and Services Agreement (MCSSA)を締結した。これは2018年9月に期限を迎えたG2015 Framework Agreementの代わりとなるものである。旧契約は、最新のMicrosoft製品とサービスへのアクセスを提供するものであった。新しい契約であるMCSSAは、政府横断のMicrosoftボリュームライセンス契約であり、サブスクリプションベースのライセンス、永久ライセンス、そしてクラウドサービスライセンスを含むものである。契約期間は当初3年間、その後さらに3年間の契約更新オプション付きである。¹²⁸

この契約は、ニュージーランド国内のマイクロソフトライセンスリングソリューションパートナーズ (Microsoft Licensing Solution Partners、LSPs)を通じて提供されるもので、LSPにはCyclone Computer、Datacom、Dimension Data、富士通、Insight Enterprises、Spark Digitalが名を連ねる¹²⁹。この契約の範囲は、デスクトップソフトウェアである、Windows OS、Microsoft Office、およびAccessのライセンスに加え、Windows Server Exchange、SharepointおよびSQLサーバーベースのエンタープライズソフトウェア、企業向けクラウドソリューション (Office 365、Azureパブリック・クラウド)を含んでいる¹³⁰。

<https://www.procurement.govt.nz/procurement/principles-charter-and-rules/government-procurement-rules/other-rules-you-need-to-know/common-capability-contracts/>、2020年3月27日確認

¹²⁶ Government Procurement, “Microsoft cloud, software and service agreement (MCSSA)”, <https://www.procurement.govt.nz/contracts/microsoft-cloud-software-and-service-agreement-mcssa/>、2020年3月27日確認

¹²⁷ Government Procurement, “IaaS (Infrastructure as a Service)”, <https://www.procurement.govt.nz/contracts/iaas-infrastructure-as-a-service/>、2020年3月27日確認

¹²⁸ Government Procurement, “Microsoft cloud, software and service agreement (MCSSA)”, <https://www.procurement.govt.nz/contracts/microsoft-cloud-software-and-service-agreement-mcssa/>、2020年3月27日確認

¹²⁹ RESELLERNEWS, “Six partners to deliver new All of Government Microsoft deal”, 12 July, 2018, <https://www.reseller.co.nz/article/643677/six-partners-deliver-new-all-government-microsoft-deal/>、2020年3月27日確認

¹³⁰ Government Procurement, “Microsoft cloud, software and service agreement (MCSSA)”,

この契約においては、既存および将来の政府機関のクラウドおよびハイブリッドな実装にともなう需要をまとめることで政府を単一の顧客として扱っている。新たな契約では、特に旧契約と比較し、Microsoft のテクノロジーの導入を計画、実行、利用するための手続きを大きく簡素化しているのが特徴である。¹³¹

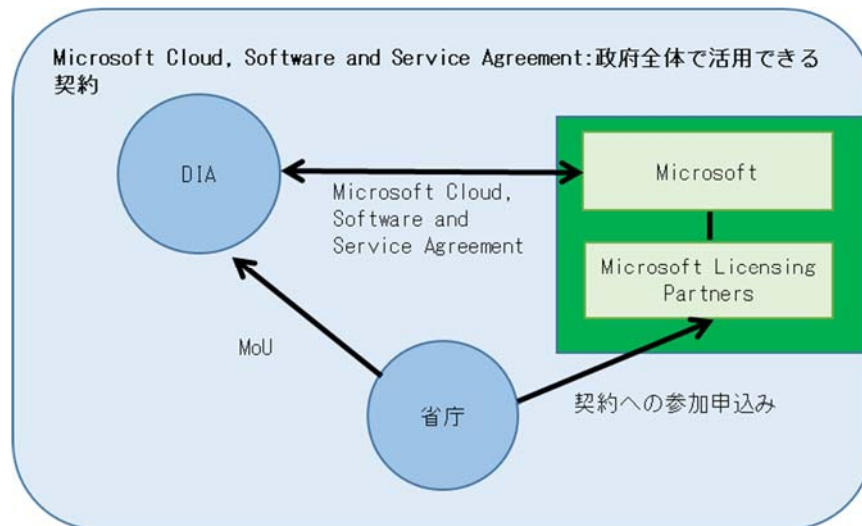


図 1-15 Microsoft Cloud, Software and Services Agreement の仕組み

1.5.3.2. IaaS 共通機能契約

クラウドサービスは、IaaS 共通機能契約を通じて、提供されている¹³²。

IaaS サービスオプションとしては、次のようなものが含まれている。

- 全国的データセンターホスティングサービス
- ユーティリティコンピューティング（例：VMWare、Oracle、Hyper-V などのハイパーバイザ）
- ストレージのオプション（高可用性、高パフォーマンスからアーカイブ用途まで）
- レプリケーション（複製）サービス
- ユーティリティコンピューティングやコロケーションサービス向けバックアップサービス
- パブリック・クラウドコンピューティングとストレージサービス¹³³

<https://www.procurement.govt.nz/contracts/microsoft-cloud-software-and-service-agreement-mcssa/>、2020 年 3 月 27 日確認

¹³¹ DIGITAL.GOV.T.NZ, “New Microsoft Cloud, Software and Services Agreement signed”, 10 July 2018, <https://www.digital.govt.nz/news/new-microsoft-cloud-software-and-services-agreement-signed/>、2020 年 3 月 27 日確認

¹³² Government Procurement, “IaaS (Infrastructure as a Service)”, <https://www.procurement.govt.nz/contracts/iaas-infrastructure-as-a-service/>、2020 年 3 月 27 日確認

¹³³ DIGITAL.GOV.T.NZ, “Infrastructure as a Service”,

現在、Datacom、Revera、IBM が IaaS の提供について、DIA の IaaS 共通機能契約を結んでいる¹³⁴。現在の契約は 2021 年 10 月 25 日に終了するが、さらに 5 年間の延長のオプション付きであるため、2026 年 10 月 25 日まで延長の可能性はある¹³⁵。

IaaS 共通機能契約には次のような特徴がある。

1. 各サプライヤーは、IaaS サービスを提供し、先行料金はサービスの移行とサービスの確立にかかるコストに限られる。政府機関は、必要に合わせて使用量を調節することができる
2. ニュージーランド政府（DIA がリード機関である）が単独の購買者として、価格やサービスのレベル、セキュリティ要件などの条件交渉も一手に行う。リード機関としての契約は 10 年契約（2011 年 10 月締結）で、5 年間の延長オプション付きである
3. IaaS を利用したい政府機関は、完全な調達手続きを行う必要がない。DIA がすでに政府機関の代理として調達を行っているためである

IaaS 共通契約に参加したい政府機関は、次のような手順で参加する。

1. Manager AoG ICT CC に連絡する
2. 秘密保持契約（NDA）に署名する。これは、リード機関契約、要件、サービスカタログ（価格表を含む）へのアクセスに必要である
3. 二次的調達プロセス（Secondary Procurement Process）を実施する。これは、自機関のニーズに最もマッチするベンダを選択するものである。IaaS の二次的調達プロセス用の文書は、Manager AoG ICT Common Capability から配布される
4. DIA をリード機関とする覚書（MoU）に署名する。この MoU には、各当事者の権利と義務が定義される
5. 優先サプライヤーとの IaaS 参加契約（IaaS Participating agreement）に署名する
6. MoU と IaaS 参加契約で合意した後、サプライヤーがサービスを提供する¹³⁶

<https://www.digital.govt.nz/services/show/Infrastructure-as-a-Service->、2020 年 3 月 27 日確認

¹³⁴ 同上

¹³⁵ Government Procurement, “IaaS (Infrastructure as a Service)”,
<https://www.procurement.govt.nz/contracts/iaas-infrastructure-as-a-service/>、2020 年 3 月 27 日確認

¹³⁶ DIGITAL.GOV.T.NZ, “Infrastructure as a Service”,
<https://www.digital.govt.nz/services/show/Infrastructure-as-a-Service->、2020 年 3 月 27 日確認

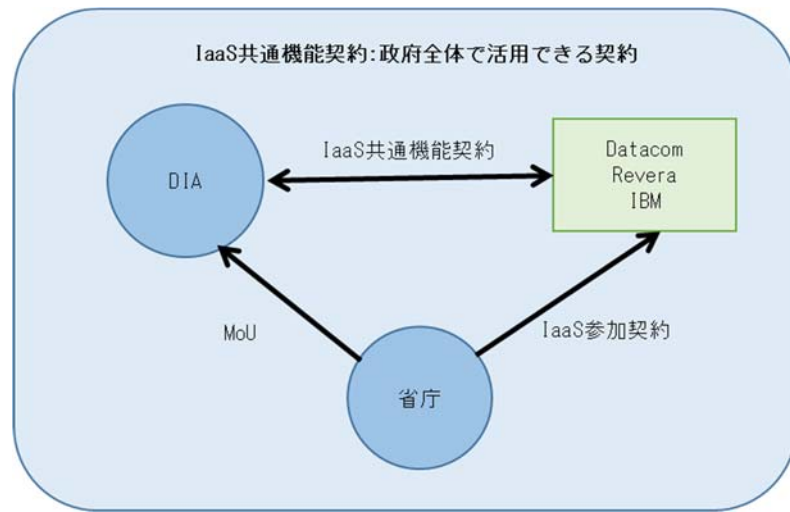


図 1-16 IaaS 共通機能契約の仕組み

1.6. 包括契約の分類

最後に前節までで取り上げてきた事例について、全体像が把握できるように、各機関の包括契約がどのような品目群（IT 製品・サービス、クラウドサービス、人材）を対象としているか、また、どの機関（政府、自治体）を対象にしているかを整理しておく。図 1-17 は、取り扱う品目群から見た包括契約の類型、図 1-18 は、利用機関から見た包括契約の類型である。

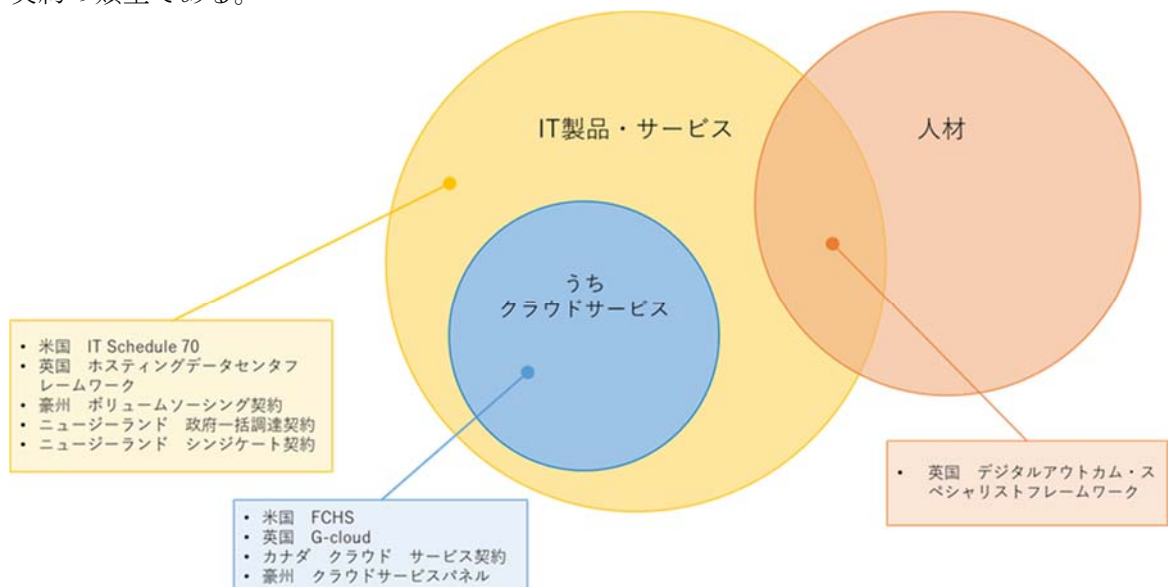


図 1-17：取り扱う品目群から見た包括契約の分類

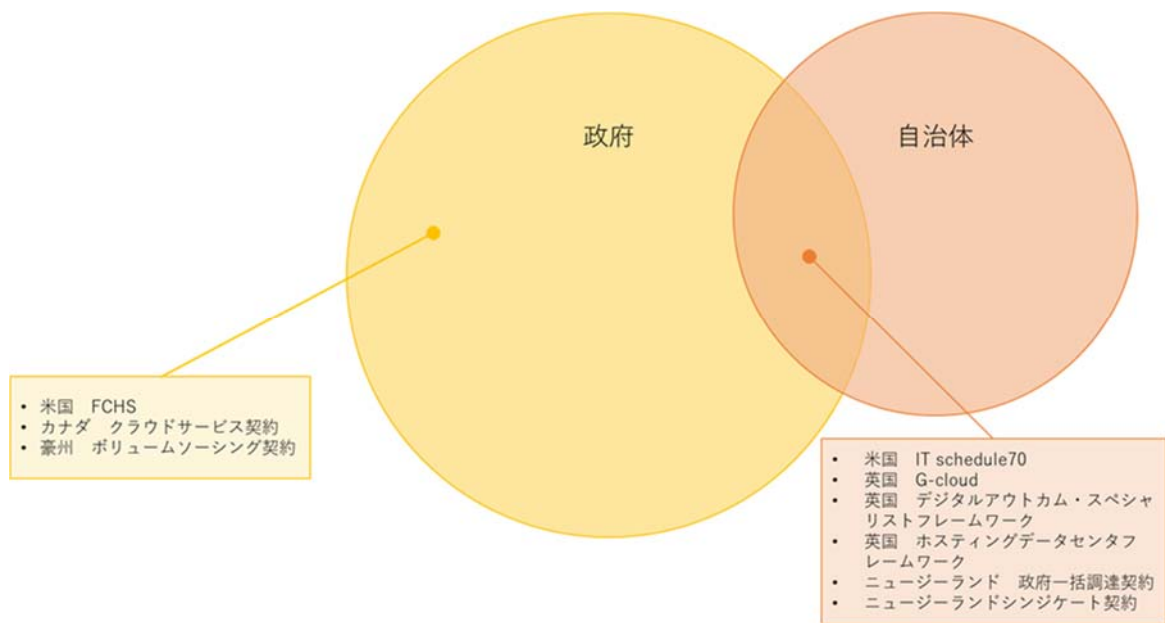


図 1-18 対象機関から見た包括契約の分類

1.7. まとめ

以上、本章の冒頭に記述したようにクラウドに関する契約を調査した結果、見出すことのできた 5 カ国の「包括契約」を概観した。複数の公共機関に共通して適用される契約については、米国の Schedule や英国の Framework Agreement、オーストラリアの Head Agreement、ニュージーランドの Agreement of Government (AoG) やシンジケート契約、共通機能契約といった事例が見いだされた。これらは各国の調達制度の 1 つと言えるものであって、クラウドや IT に特化した調達・契約スキームではない。この大きな仕組みの中で、米国の IT Schedule 70、英国の G-Cloud などのクラウドに適用される仕組みが用意されている。カナダにおいては、調達全般を規定するような仕組みは確認できなかったが、クラウドに特化した機密、非機密クラウドサービス契約が、政府全体に適用される契約として設けられている。また、ニュージーランドの AoG には、政府機関に共通して提供される契約、大手 IT 企業の複数のプロダクトやサービスを対象とする契約という 2 種類の契約が含まれていた。

これらの契約は、米国の GSA、英国の CCS、カナダの SSC のような、政府機関が利用する施設、物品、サービスの調達や管理を所掌する省庁が、契約条件の設定やサプライヤーとの交渉、契約を実施している例が多い。また、このカテゴリーの契約は次章で紹介するマーケットプレイス等とセットになっていることが多い。この契約を締結することによってマーケットプレイス等に出品することが可能になり、実際に調達がおこなわれる際に、各政府機関がサプライヤーと個別契約 (Call-Off) を締結する。

ニュージーランドのシンジケート契約は、AoG や機能共通契約が政府機関を広く対象に入れているのに対し、言わば有志連合の契約といったユニークなものである。本章で紹介した、米国内務省が提供する基盤クラウドホスティングサービスも、契約スキームはニュージーランドのシンジケート契約と異なるが、サプライヤーとの契約条件に相乗りするという点では、類似性があると言えるだろう。

複数種類の物品やサービスを一括して扱う契約に関しては、その性格上、Microsoft や IBM、

AWS、Oracle、SAP といった大手 IT 企業を対象とした契約のみが見い出された。

以上紹介してきた包括契約は、全体的な契約またはアグリーメントの締結と、個別の契約をどのように役割分担するかによって3つのパターンに分けられる。第1に、各省庁を代表して調達を主管する機関が民間企業との契約やアグリーメントを結び、同アグリーメントに基づいて各省庁が個別の案件について契約を行うパターンが挙げられる（パターン①）。第2に、各省庁を代表して調達を主管する機関が民間企業と契約を結び、各省庁は個別に契約することなく利用できるパターンが挙げられる（パターン②）、第3に、製品やサービスの利用を希望する省庁が共同で契約するパターンが挙げられる（パターン③）。各事例を上記のパターンに当てはめた結果を表1-10に示す。

表 1-10 各国の包括契約のパターン

国	名称	調達主管組織＋ 個別組織が契約	調達主管組織 のみが契約	希望する省庁が 共同で契約
米国	IT Schedule 70	●		
	基盤クラウドホスティングサービス (FCHS)			●
英国	G-Cloud Framework Agreement	●		
カナダ	SSC 非機密/機密クラウドサービス契約	●		
	Microsoft Canada との Enterprise Agreement	●		
豪州	クラウドサービスパネル Head Agreement	●		
	大手 IT 企業との包括契約	●		
NZ	政府一括調達契約 (AoG)		●	
	シンジケート契約			●
	共通機能契約	●		

今後我が国において検討する際には、上記のような契約主体の役割分担による分類が1つの手がかりになると思われる。

2. マーケットプレイス

本章では、諸外国政府が製品やサービスの調達のためにオンライン上で整備しているマーケットプレイスの事例を紹介する。本研究でマーケットプレイスとは、サプライヤーが製品やサービスを価格その他の提供条件をマーケットプレイス上に提示し、発注者である行政機関がニーズに合う製品やサービスを検索して発注する仕組みのことをいう。

この仕組みは、製品やサービスに関する行政機関の多様なニーズに応えること、サプライヤーが規模の大小を問わず行政機関とより効果的、効率的に協働できるようにすること、及び利用を通じて行政機関が提供するサービスに係るコストを低減し質を向上させることを目的としている。

また、マーケットプレイスを利用することで、包括契約と同様に、多様なサプライヤー及びサービスへのアクセスによる選択肢の拡大、サービスの効率的な調達によるコストと調達サイクルの短縮、革新的かつ最新の技術へアクセスする機会の確保といった便益も得られる。

表 2-1 に各国のマーケットプレイスの概要を示す。

表 2-1 各国のマーケットプレイスの概要

国	名称	主管組織	目的	対象となる 製品・サービス	利用状況
米国	GSA eLibrary	一般調達庁 (GSA)	コスト、質、サービスにおけるベストバリューの達成	Schedule (2 章) の対象全て	不明
英国	Digital Marketplace	クラウン・コマーシャル・サービス (CCS)	中小事業者の政府市場への参入機会の開放	クラウド、デジタルアウトカム、データセンター等	約 50.4 億英ポンド (2018 年 12 月 31 日までの調達額累計)
カナダ	Cloud Brokering Service	シェアードサービス・カナダ (SSC)	セルフサービスモデルの構築、新たな技術へのアクセス確保	クラウド	不明
豪州	ICT Procurement Portal	デジタル変革庁 (DTA)	政府とあらゆる規模の事業者、専門家との取引のハードルの低減による協働の促進	クラウド、IT 製品・サービス、データセンター等	不明
	Digital Marketplace	デジタル変革庁 (DTA)		IT 製品・サービス、SI、研修等	約 10.5 億豪ドル (2016 年 8 月 29 日～2020 年 2 月 28 日までの契約金額累計)
NZ	The Marketplace	ビジネス・イノベーション・雇用省 (MBIE) 及び内務省 (DIA)	調達及びセキュリティアシュアランスの簡素化、省庁の選択肢の拡大、イノベーションへのアクセス、調達の時間及びコストの低減、省庁およびサプライヤーのセキュリティの確保	SaaS、マネージドサービス、コンサル等プロフェッショナルサービス	不明

2.1. 米国

2.1.1. GSA eLibrary

第1章において、米国では、GSA が提供する仕組みとして、連邦政府や州政府などの政府機関が調達を実施するにあたり利用できる Schedule と呼ばれる長期基本契約があることを述べた。そこでも触れたように、この Schedule を用いて物品やサービスを購入する際に利用するツールである GSA eLibrary には、サプライヤーの住所、契約条件など、GSA の Schedule の全ての契約情報が掲載されている。詳細は不明だが、これらの情報から、この GSA eLibrary が、米国におけるマーケットプレイスに類するものと推測される。

2.2. 英国

2.2.1. Digital Marketplace

2012 年、英国政府は CloudStore という公共部門アプリストアを立ち上げ¹³⁷、2015 年に Digital Marketplace に更改された¹³⁸。

Digital Marketplace 及びそれに含まれる全てのフレームワークは、CCS によって管理されている¹³⁹。

Digital Marketplace で提供されるサービスは以下のとおりである¹⁴⁰。

- クラウドソフトウェア・サービス（G-Cloud フレームワーク）
- デジタルアウトカム、デジタルスペシャリスト、ユーザー調査（デジタルアウトカム & スペシャリストフレームワーク）
- 物理的なデータセンター（ホスティングデータセンターフレームワーク）

第1章ではクラウドに特化して記述したが、サプライヤーは CCS とフレームワーク契約（Framework Agreement）を締結することにより、Digital Marketplace を通じてサービスを提供することができる。Framework Agreement は、ある種のサービスを特定の条件で提供するための政府とサプライヤー間の合意であり、Digital Marketplace 上で実際に購入が行われるたびに、別途、購買者とサプライヤーは個別の契約（Call-Off Contract）を締結する必要がある¹⁴¹。

¹³⁷ BBC, "Cloudstore: Government launches public sector app store", 8 March 2012, <https://www.bbc.com/news/technology-17096135>、2020 年 3 月 31 日確認

¹³⁸ UK.gov, "Digital Marketplace Strategy: March 2015", <https://digitalmarketplace.blog.gov.uk/digital-marketplace-strategy-march-2015/>、2020 年 3 月 31 日確認

¹³⁹ CCS については第1章に記述。

¹⁴⁰ 同上

¹⁴¹ 同上

英国政府省庁及び公共機関は、正式な入札や競争的調達手続き（EU 公告、入札招請、価格招請、数量招請、情報招請、交渉）を行うことなく、Digital Marketplace から事前に承認されたサプライヤーのリストから市販クラウドサービスを購入することができる¹⁴²。

Digital Marketplace の利用状況は以下のとおりである。

1. G-Cloud Framework¹⁴³
 - 売上（2018 年 12 月 31 日まで累計）：4,075,320,275 ポンド（付加価値税抜き）（約 5880 億円）
 - サプライヤー：調達額の 45%（件数の 71%）が中小企業との取引
 - 購買者：中央省庁が調達額の 81%、残り 19%がその他公共機関一般
2. Digital Outcome&Specialist Framework¹⁴⁴
 - 売上（2018 年 12 月 31 日まで累計）：779,926,015 ポンド（VAT 抜き）（約 1126 億円）
 - サプライヤー：調達額の 31%（件数の 82%）が中小企業との取引
 - 購買者：調達額の 91%が中央省庁、残り 9%がその他公共機関一般
3. Digital Service Framework¹⁴⁵
 - 売上（2018 年 12 月 31 日まで累計）：184,164,156 ポンド（VAT 抜き）（約 266 億円）
 - サプライヤー：調達額の 44%（件数の 66%）が中小企業との取引
 - 購買者：調達額の 88%が中央省庁、残り 12%がその他公共機関一般

Digital Marketplace に関して、なぜこれを活用するのか、どのように活用するのかという点に関し、一定の不信感が特に地方政府や他の公共機関に残っている。中央省庁が G-Cloud Framework の調達額の 77%、Digital Service Framework の調達額の 73%を占めている一方、地方政府や他の公共機関ではまだそれほど浸透していないと考えられる¹⁴⁶。

2.3. カナダ

2.3.1. クラウドブローカーサービスポータル

SSC は 2018 年 2 月にカナダ連邦政府が利用するパブリック・クラウドコンピューティングサービスを一括提供する、連邦政府のクラウドサービスブローカー（Cloud Service Broker、CSB）になることを発表し、クラウドブローカーサービス（Cloud Brokering Service、CBS）ポータルを通じてサービスを提供している。

¹⁴² Fujitsu, <https://www.fujitsu.com/uk/solutions/industry/public-sector/framework-procurement/g-cloud/>、同上、2020 年 3 月 31 日確認

¹⁴³ UK.gov, <https://www.gov.uk/government/statistical-data-sets/g-cloud-framework-sales-up-to-31-december-2018>, 24 January 2019、2020 年 3 月 31 日確認

¹⁴⁴ UK.gov, <https://www.gov.uk/government/statistical-data-sets/digital-outcomes-and-specialists-framework-sales-up-to-31-december-2018>, 24 January 2019、2020 年 3 月 31 日確認

¹⁴⁵ UK.gov, <https://www.gov.uk/government/statistical-data-sets/digital-services-framework-sales-up-to-31-december-2018>, 24 January 2019、2020 年 3 月 31 日確認

¹⁴⁶ Box UK, <https://www.boxuk.com/insight/reasons-to-use-the-governments-digital-marketplace/>、2020 年 3 月 31 日確認

2.3.1.1. 非機密データを扱う業務のためのクラウドサービス

機密区分に分類されない非機密データを扱う業務のためのクラウドサービスとして、SSC は、SSC 非機密クラウドサービス契約（SSC Unclassified Cloud Service Contract）を締結し、連邦政府機関が複数のサプライヤーから調達することを可能にしている（第1章参照）。

SSC は 2016 年 8 月 5 日、政府機関に提供するパブリック・クラウドサービスを調達するための第1フェーズとして、政府機関へのクラウドサービスの提供を希望するサプライヤーを集め、選定するための資格招請（ITQ）を公示した。希望サプライヤーは、ITQ の条件に従い事前承認を受けることができれば、適任サプライヤー（Qualified Respondents）として第2フェーズの入札に参加することが可能となる^{147,148}。この ITQ によるサプライヤーの公募は、同年 9 月 23 日に締め切られた¹⁴⁹。その後 21 社の認定サプライヤーが選定されたことは第1章に記述したとおりである。現在、SSC の CBS ポータル経由で調達可能な非機密クラウドサービスは、この認定サプライヤーの提携 CSP（表 2-2 参照）が提供する IaaS、PaaS、SaaS 及び XaaS モデルのクラウドサービスである。全ての認定サプライヤーは、情報セキュリティ管理規格 ISO27001 及び SOC2（Service Organization Controls for Service Organizations）¹⁵⁰の認証を取得している¹⁵¹。これらの認定サプライヤーとの契約期間は 2020 年 12 月 13 日 までであり¹⁵²、サプライヤーの追加募集は現時点では行われていない¹⁵³。

表 2-2 認定サプライヤー、提携 CSP

認定サプライヤー	提携 CSP
Advanced Chippewa Technologies Inc.	Salesforce
Architech	Microsoft
Carahsoft	Salesforce
Cistel Technology Inc.	Microsoft
Compugen Inc.	Microsoft
Dell Canada Inc.	Microsoft
DXC Technologies Inc.	AWS, Microsoft
Eclipsys Solutions Inc.	Oracle
Hitachi Data Systems, Inc.	ThinkOn
I. M. P. Group Limited	Google, Microsoft
IBM Canada Limited	IBM

¹⁴⁷ Buyandsell.gc.ca, <https://buyandsell.gc.ca/procurement-data/tender-notice/PW-16-00757616>, 2018-09-06、2020 年 3 月 31 日確認

¹⁴⁸ Richard LeBlanc, “Public Cloud Services, Conference for Interested Suppliers”, August 18, 2016, https://buyandsell.gc.ca/cds/public/2016/08/18/c24beab8cfab636b7689e9badbbb336d/16-42051-public_cloud_services_itq_conference_for_interested_suppliers_-_full_presentation_deck_en.pdf、2020 年 3 月 31 日確認

¹⁴⁹ AWS 「カナダ共有サービス局非機密クラウドサービス契約」
<https://aws.amazon.com/government-education/canada-cloud-contract/>、2020 年 3 月 27 日確認

¹⁵⁰ 米公認会計士協会（AICPA）及びカナダ公認会計士協会（CICA）によって制定された、国際的なトラストサービスの原則及び基準に基づく企業のサービスやシステムを対象としたセキュリティや可用性等に関する内部統制を評価する国際認証

¹⁵¹ GC Cloud Brokering Service, “Unclassified Public Cloud Services”, https://cloud-broker.canada.ca/s/cloud-services?language=en_CA、2020 年 3 月 31 日確認

¹⁵² 同上

¹⁵³ Buyandsell.gc.ca, “Public Cloud Services – Award Notice (16-42051-0) (Multiple Contracts (26 in total))”, 2018-09-06, <https://buyandsell.gc.ca/procurement-data/award-notice/PW-16-00757616-001>、2020 年 3 月 27 日確認

Infosys Public Services Inc.	AWS
Itex Inc.	ThinkOn
KPMG LLP	Microsoft
Lien par le réseau Inc. (LinkbyNet)	AWS, OVH
Microsoft Corporation Inc.	Microsoft
OnX Enterprise Solutions Ltd.	IBM, Microsoft
Scalar Décisions	AWS
Softchoice Corporation	Microsoft
TeraMach Technologies Inc.	AWS, IBM
Unisys Canada Inc.	AWS

出典：Buyandsell.gc.ca¹⁵⁴

政府機関が事前承認済みの非機密クラウドサービスを調達、利用することを可能とするために、SSC が政府機関に提供しているサービスは以下のとおりである¹⁵⁵。

- クラウドブローカー戦略 (Cloud Broker Strategy) 機能の提供
 - クラウドへの移行プロセスの開発
 - クラウドサービスの供給
 - あらゆる特別な要件の対応及び移行推進
 - トrend分析及びレポーティングの実施
- クラウドブローカーフルフィルメント (Cloud Broker Fulfillment) 機能の提供
 - クラウドへの移行プロセスにおける政府機関の支援
 - クラウドサービス要求の評価
 - ガバナンス及び承認プロセスの調整
 - CSP サービスカタログの維持・普及
 - クラウド利用状況に関するトラッキング・報告
 - クラウドを利用する政府機関のマスターアカウントの作成
 - 政府機関のクラウド会計を使用したセキュリティポリシーの審査

¹⁵⁴ Buyandsell.gc.ca, “Public Cloud Services – Award Notice (16-42051-0) (Multiple Contracts (26 in total))”, 2018-09-06, <https://buyandsell.gc.ca/procurement-data/award-notice/PW-16-00757616-001>、2020 年 3 月 27 日確認

¹⁵⁵ TBS-OCIO Cyber Security, Canadian Center for Cyber Security, SSC Cloud Broker, “Journey to Protected Cloud”, 2019, https://wiki.gccollab.ca/images/5/58/The_Journey_to_Protected_B_Cloud.pdf、2020 年 3 月 27 日確認

2.3.1.2. CBS ポータルで非機密クラウドサービスを調達するプロセス

各政府機関のCIOによって指名された特定の要求担当者のみが、CBS ポータルにログインすることが承認されており、当該政府機関を代表してクラウドサービスの要求を同ポータル経由で提出することができる。要求担当者は、クラウドサービスの要求を提出する前に、以下の作業を行う必要がある。

1. セキュリティ分類ツール（カナダ政府 Security Categorization Tool）を使用した、当該データやプロセスの分類、並びに、機密性、完全性及び可用性に関するセキュリティレベルの決定
2. 財務委員会事務局（Treasury Board Secretariat）が提供する「適切なクラウドを決定するためのツール（Right Cloud Decision Tool）」を使用した、パブリック・クラウドを利用する正当性の判断
3. 認定サプライヤー及び承認されたクラウドサービスのリストを参考とした、パブリック・クラウドサービスに関わる要件の文書化、並びに、「クラウドサービス選定分析の手引（Cloud Service Selection Analysis Guide）」の中の「クラウドサービス基準分析ワークシート（Cloud Service Criteria Analysis Worksheet）」の作成¹⁵⁶

上記の作業後、要求担当者は、CBS ポータル上のカタログで信頼できるクラウドサービスを再販する認定サプライヤーを検索し、必要なクラウドサービスを選定した後、同サービスを要求するオンライン要求フォームに、以下の情報を入力し提出する。

- ① 要求の種類：新規または既存要求の変更（例、金額や契約日の変更）
- ② 連絡先：要求担当者、当該業務部門の担当者及び技術担当者の連絡先
- ③ IT 関連：セキュリティ及びプライバシーに関する情報、連邦政府 IT 計画の詳細及びクラウドスペースからデータを削除することに関する戦略計画
- ④ 要求するクラウドサービスの詳細：要求するクラウドサービス及び関連情報（クラウドサービスのモデルやデリバリ方法、環境、利用開始日及び財務情報、等）
- ⑤ クラウドサービス利用者側に関する詳細
- ⑥ 当該クラウドサービスを利用する組織に関する情報及び他の政府プロジェクトやサービスとの統合の必要性等
- ⑦ 自己評価：業務及び IT 能力に関する情報

要求担当者は、CBS ポータル経由で承認プロセス中の要求の状況の確認や、当該政府機関のすべての要求リストを報告書として入手することも可能である¹⁵⁷。

¹⁵⁶ GC Cloud Brokering Service, “How to submit a request for services”, Jun 27, 2019, https://cloud-broker.canada.ca/s/article/How-to-submit-a-request-for-services?language=en_CA、2020 年 3 月 27 日確認

¹⁵⁷ GC Cloud Brokering Service, “How to submit a request for services”, Jun 27, 2019, https://cloud-broker.canada.ca/s/article/How-to-submit-a-request-for-services?language=en_CA、2020 年 3 月 27 日確認

Request Process Flow



図 2-1 政府機関が CBS ポータル経由でクラウドサービスを要求するプロセス
出典：SSC¹⁵⁸

CBS ポータル経由で調達可能なクラウドサービスの料金は、各 CSP が提示する商用価格を基に定められており、当該クラウドサービスを再販している認定サプライヤーから、利用者である政府機関に直接利用料金が請求されることになる。さらに、政府機関は、CBS 料金として、調達したクラウドサービス料金の 10%が四半期毎に SSC によって課金される¹⁵⁹。

2.3.1.3. 機密データを扱う業務のためのクラウドサービス

第 1 章で触れたとおり、CBS ポータルには、機密レベル B の CSP には AWS、Microsoft、Oracle、ThinkOn の 4 社が挙げられているが、同ポータル上の機密レベル B のパブリック・クラウドサービスの選択メニューには、AWS、Microsoft 及び Oracle の 3 社のサービスのみ列記されている。以下の表 2-3 に、この 3 社から提供されているサービスを示す。

¹⁵⁸ GC Cloud Brokering Service, “How to submit a request for services”, Jun 27, 2019, https://cloud-broker.canada.ca/s/article/How-to-submit-a-request-for-services?language=en_CA、2020 年 3 月 27 日確認

¹⁵⁹ GC Cloud Brokering Service, “GC Cloud Brokering Service Fee”, Jun 15, 2019, https://cloud-broker.canada.ca/s/article/GC-Cloud-Brokering-Service-Fee?language=en_CA、2020 年 3 月 27 日確認

表 2-3 機密レベル B 認定 CSP の サービスカテゴリー

Service Category (AWS)	Service Category (Microsoft)	Service Category (Oracle)
1. OS	1. MSEA	1. Database Management
2. Business Applications	2. MS Dynamics 365	2. Storage
3. Mobile	3. Networking	3. Networking, Connectivity, and Edge Services
4. End User Computing	4. Storage	4. Management and Governance
5. Analytics	5. Web	5. Data Security
6. AI/ML	6. Mobile	6. Application Development
7. Databases	7. Containers	7. Compute
8. Developer Tools	8. Databases	8. Analytics and Big Data
9. Management & Governance	9. Analytics	9. Data Science
10. Identity	10. AI + Machine Learning	10. Integration
11. Security	11. Internet of Things	11. Digital Assistant
12. Compute	12. Integration	12. Security, Identity, and Compliance
13. Containers	13. Identity	13. Application Server
14. Storage	14. Security	14. Web Portal
15. Media	15. Developer Tools	
16. Integration	16. DevOps	
17. Opensource OS	17. Management and Governance	
18. Blockchain	18. Media	
19. Networking	19. Compute	
20. AR and VR		
21. Migration		
22. Governance		
23. Satellite		
24. IoT		
25. Hybrid		
26. Robotic		

出典：SSC¹⁶⁰

2.4. オーストラリア

オーストラリアにはマーケットプレイスの性質をもった仕組みとして、「ICT 調達ポータル」(ICT Procurement Portal) と「Digital Marketplace」の 2 つが存在する。

2.4.1. ICT 調達ポータル

政府機関は、DTA によって管理される ICT 調達ポータルで、政府全体のセレクトアレンジメントを通じてデジタル製品及びサービスにアクセスできる¹⁶¹。

政府機関は ICT 調達ポータルで提供されるパネルと呼ばれるカタログによって以下の物品やサービスにアクセスできる¹⁶²。

- ハードウェア
- ソフトウェア
- モバイル

¹⁶⁰ 同上

¹⁶¹ DTA, “ICT Procurement Portal”, <https://ictprocurement.service-now.com/sp/>、2020 年 3 月 27 日 確認

¹⁶² 同上

- クラウド
- データセンター
- テレコミュニケーション

このうちクラウドサービスパネルには、IaaS、PaaS、SaaS の他、コンサルティングなどクラウドに関連したプロフェッショナルサービスも含まれている。

このクラウドサービスパネルについては、現在、より機動力を持たせるための新しい取組が見られる。既存のクラウドサービスパネルの運用期限は2020年3月まで（その後12ヶ月のみ延長可）であることから、DTAは、クラウドサービスパネルを維持継続するか、もしくは刷新すべきか、といった今後の方針を決定するために、政府がクラウドを採用する際に影響する事項を分析し、その結果を2019年10月に発表した¹⁶³。それによると、近年の技術開発及び業界動向に見られる様々な変化により良く適応するためには、既存クラウドサービスパネルを刷新すべきという結論に至った。ここでいう変化とは、主に以下のような事象を指す。

1. Anything-as-a-service (XaaS) と呼ばれる、ネットワーク経由でのソフトウェアコンポーネントなどコンピュータ処理に必要な全てをサービスの形で提供するという、新たなクラウドサービスの概念が登場している。クラウドサービスパネルの基本は、2011年時の米国の国立標準技術研究所（National Institute of Standards and Technology、NIST）によるクラウドサービスの定義、すなわち、IaaS（Infrastructure as a Service）、PaaS（Platform as a Service）及びSaaS（Software as a Service）の3つのモデルであり、XaaSのような新しいサービスを受け入れる体制になっていない。
2. オーストラリアにおけるより多くの中小企業がクラウド市場に参入しており、他の主要サプライヤーのバックエンドコンピューティングサービスを活用し、付加価値のあるクラウドサービスの提供を図っている。クラウドサービスパネル上のサプライヤーの70%以上が中小企業であり、DTAでは、今後中小企業の参加をさらに促進することを目指している。
3. クラウドサービスの調達などのデジタルソーシングに関して、オンラインマーケットプレイスでは、新規サプライヤーの追加が容易となる上、ソーシングプラットフォーム及びプロセスの自動化により、見積りや契約プロセスを簡易化できることから、販売者及び購買者の両方に、より柔軟でより多くの選択をもたらすことができる。
4. 購買者側において、より進化したクラウドサービスの利用への関心が高まる傾向が見られる。

同時に、DTAは、クラウドサービスパネルの後継となる仕組みをクラウドマーケットプレイス（Cloud Marketplace、CMP）と名付け、上記のような変化に適切に対応することで、クラウド調達において、政府機関が金額に見合った価値（value-for-money）を得られることを可能とするCMPの開設に向けたRFIも実施した。このRFIは、DTAが提案しているクラウドサービスパネルに関するスコープ、アプローチ方法及び契約枠組みなどに対するフィードバックを一般募集するもので、2019年11月13日に締め切っている。

DTAによるCMP開設に関わる提案内容の一部は以下のとおり。

¹⁶³ DTA, “Cloud Marketplace Discussion Paper”, <https://www.dta.gov.au/help-and-advice/ict-procurement/tools-sourcing-digital-products-and-services/marketplaces-panels-and-arrangements/buying-cloud-services/cloud-marketplace-discussion-paper>、2020年3月27日確認

- スコープ**：CMP では、1) クラウドサービス、2) クラウドコンサルティングサービス及び 3) クラウド中心型マネージドサービスの 3 種類のクラウドベースのサービスを提供する。例えば、1) に関しては、ICT 構成要素（例、インフラストラクチャ、プラットフォーム、ソフトウェア、アプリケーション、ファンクション及びコネクティビティ）を“as-a-Service “の形で提供するクラウドサービスを対象としている。クラウドサービスの定義や評価には、ISO（国際標準化機構）規格（ISO17788 on cloud computing）を参照することとする。
- CMP 開設のためのアプローチ方法**：CMP の開設は 2 段階のプロセスで行う。第 1 段階では、公開入札依頼（Request for Tender、RFT）を通じた、クラウドサービスの提供者に適したサプライヤーの選定が行われる。第 2 段階は、選定されたサプライヤーのクラウドサービスのレビュー及び承認を行うフェーズであり、CMP の利便性及びコスト効果を保証するためにも各サプライヤーが提供するクラウドサービスの件数を限定する。DTA では、入札や提案をセキュアにオンラインで提出することを可能とするデジタル入札プラットフォーム（Digital Tendering Platform、DTP）をすでに開発しており、上記の第 1 段階において DTP を試用（Beta release）する。

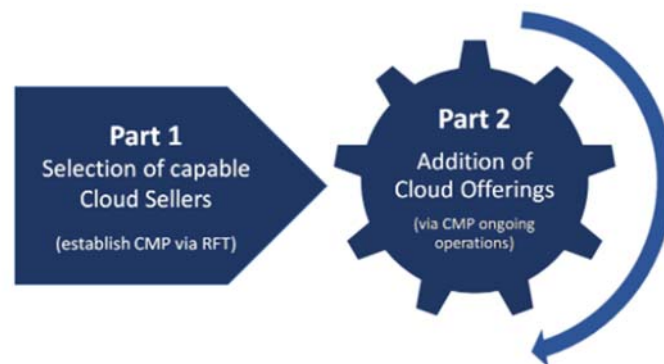


図 2-2 CMP 開設のための 2 段階アプローチ

出典：DTA¹⁶⁴

- 契約枠組み**：上記の第 1 段階において選定されたサプライヤーとの協定の条項を誰もが容易に理解できるように平易にし、購買者である政府機関が確認しやすいように CMP 内で明示するなど、選定サプライヤーがより効果的かつ効率的にサービスを提供できるように、従来のクラウドサービスパネルの契約枠組みを変更する。

この新しい CMP は、2019 年 10 月時点では、2020 年 7 月までに運用開始される予定であったが、DTA は 2020 年 2 月、政府機関やサプライヤー等から得られたフィードバックをもとに、CMP が提案したスコープの変更やアプローチ方法の改善が必要であることから、CMP の開設時期を 2020 年後半に延期すると述べている。なお、スコープに関しては、上述した 1) クラウドサービス、2) クラウドコンサルティングサービス及び 3) クラウド中心型マネージドサービスの 3 種類のうち、1) クラウドサービスと 2) クラウドコンサルティングサービスサービスのみに絞られる見込みである。CMP 開設の延期により、既存のクラウドサービスパネルの運用が 12 ヶ月延期され、2021 年 3 月まで利用可能となった。これにより、クラウドサービスパ

¹⁶⁴ DTA, “Cloud Marketplace Discussion Paper”, <https://www.dta.gov.au/help-and-advice/ict-procurement/tools-sourcing-digital-products-and-services/marketplaces-panels-and-arrangements/buying-cloud-services/cloud-marketplace-discussion-paper>、2020 年 3 月 27 日確認

ネルから CMP に移行する間も、政府におけるクラウド調達が増えることはないという DTA は考えている¹⁶⁵。

また、DTA は ICT 調達ポータルにおいてボリューム調達の取り決めを提供しており、政府はポータルを利用して、AWS、IBM、Microsoft、SAP、Concur などのサプライヤーの製品及びサービスをより良い価格と契約条件で調達することができる（第 1 章参照）。

2.4.2. Digital Marketplace

ICT 調達ポータルに加えて DTA が管理する Digital Marketplace は、政府の購買者とデジタル販売者を結び付けるオープンプラットフォームである。Digital Marketplace は 2016 年 8 月に開始され、購買者の登録数、販売者の承認数、契約数は継続的に増加している^{166,167,168}。（本 Digital Marketplace は前項の CMP とは関係がない。CMP は ICT 調達ポータル内のクラウドサービスパネルを刷新するものである。）

Digital Marketplace は、調達プロセスを簡素化し、あらゆる規模の企業が政府契約にアクセスしやすくする¹⁶⁹。

- 情報通信技術を含む大規模なデジタル要件をより小さな部分にブレイクダウンする
- 政府購買者とデジタル販売者は簡単にサインアップできる
- 政府購買者は、サービスをすばやく検索し、サプライヤーを特定し、プロジェクトに最適なオプションを調達できる

2016 年 8 月 29 日から 2020 年 2 月 28 日までに 3296 案件がリストアップされた。Digital Marketplace を通じた契約金額は 10 億 9,400 万豪ドルである¹⁷⁰。金額ベースで 63% が中小企業に発注された。¹⁷¹

2020 年 2 月現在、購買者として 323 の機関が登録されており、そのうち 46% が連邦政府である。サプライヤーは 2160 社が登録されている¹⁷²。

中小企業および新興企業からの調達の拡大に向けて、2016 年、DTA は ICT 調達タスクフォースを立ち上げ、中小企業および新興企業から、政府の ICT 契約を小規模イノベーターがよりアクセスしやすくする方法について意見を集めた。DTA はディスカッションペーパーを発表し、政府部門とのビジネスから以前は除外されていた革新的な小規模企業に年間 56 億ドルに上る

¹⁶⁵ itnews, “DTA delays cloud marketplace launch”, Feb 24 2020, <https://www.itnews.com.au/news/dta-delays-cloud-marketplace-launch-538491>、2020 年 3 月 27 日確認

¹⁶⁶ Global Government Forum, “Australian government launches new digital marketplace”, 31/08/2016, <https://www.globalgovernmentforum.com/australian-government-launches-new-digital-marketplace/>、2020 年 3 月 31 日確認

¹⁶⁷ Digital Transformation Agency, “Digital Marketplace”, <https://marketplace.service.gov.au/>、2020 年 3 月 31 日確認

¹⁶⁸ Digital Transformation Agency, “About the Digital Marketplace”, <https://www.dta.gov.au/our-projects/about-digital-marketplace>、2020 年 3 月 31 日確認

¹⁶⁹ 同上、2020 年 3 月 31 日確認

¹⁷⁰ Digital Transformation Agency, “Digital Marketplace Insights: February 2020”, <https://marketplace.service.gov.au/2/insights>、2020 年 3 月 19 日確認

¹⁷¹ 同上

¹⁷² 同上

政府の技術予算に関する市場への参入の門戸を開くための提案を、民間部門に求めた¹⁷³。タスクフォースは、2017年8月23日に最終レポート¹⁷⁴を発表し、ICTに特化した調達原則の開発、ICT枠の削減、戦略的パートナーシップの構築、データドリブンのレポートイング、オーストラリア公共機関の調達スキル向上、新しい調達メソッドといった10の勧告を行い、政府は基本的に勧告を受け入れると同時に、中小企業に対する年間ICT発注額を10%増やすことを目標に設定した¹⁷⁵。

2.5. ニュージーランド

2.5.1. Marketplace

Marketplaceは、2018年9月に新たに導入された¹⁷⁶仕組みである。Marketplaceウェブサイトにはだれでもアクセスできる。企業は規模の大小にかかわらずサプライヤーとして参加することが可能で、政府案件を受託した実績も問われない¹⁷⁷。Marketplaceの導入により、一部のAoG契約（政府一括調達契約。1.5.1参照）は契約期限が終了次第、Marketplaceのサービスカテゴリーに変更になる見通しである¹⁷⁸。

2020年2月現在、Marketplaceでは3種類¹⁷⁹のサービスが提供されている。

1. コンサルティング・プロフェッショナルサービス

専門的な資格を持つ個人や企業が提供するサービスで、ICTプロフェッショナルサービス（クラウド移行サービス、インフラサポートサービス）、構築コンサルサービス、データ情報サービス、デジタルエクスペリエンスサービス¹⁸⁰がある。

¹⁷³ Tech Portal, “Government launches ICT Procurement Taskforce to make contracts more accessible”, November 29, 2016, <https://thetechportal.com/2016/11/29/government-launches-ict-procurement-taskforce/>、2020年3月31日確認

¹⁷⁴ Digital Transformation Agency, “ICT Procurement Taskforce report”, 21 August 2017, <https://www.dta.gov.au/help-and-advice/ict-procurement/digital-sourcing-framework-ict-procurement/ict-procurement-taskforce-report/>、2020年3月31日確認

¹⁷⁵ Digital Transformation Agency, “Government response to the taskforce report”, 23 August 2017, <https://www.dta.gov.au/help-and-advice/ict-procurement/digital-sourcing-framework-ict-procurement/ict-procurement-taskforce-report/government-response-taskforce-report/>、2020年3月31日確認

¹⁷⁶ DIGITAL.GOV.TZ, “Marketplace launches”, 4 December 2019, <https://www.digital.govt.nz/blog/marketplace-launches/>、2020年3月27日確認

¹⁷⁷ Marketplace, “Why suppliers join Marketplace”, 19 November 2019, <https://marketplace.govt.nz/about-the-marketplace/why-suppliers-join-marketplace/>、2020年2020年3月27日確認

¹⁷⁸ DIGITAL.GOV.TZ, “Web Services Panel”, <https://www.digital.govt.nz/services/show/Web-Services-Panel->、2020年3月27日確認

¹⁷⁹ Marketplace, “What’s open on Marketplace”, 9 December 2019, <https://marketplace.govt.nz/about-the-marketplace/whats-open-on-marketplace/>、2020年3月27日2020年3月27日確認

¹⁸⁰ Marketplace, “Consultancy and Professional Services channel”, 9 December 2019, <https://marketplace.govt.nz/about-the-marketplace/whats-open-on-marketplace/consultancy-and-professional-services/>、2020年3月27日確認

2. マネージドサービス

外部組織や企業により提供されるサービスで、クラウドサービス管理、インフラのマネージドサービス、サービスインテグレーションとアグリゲーション管理、マネージドコンテンツサービス、デジタルエクスペリエンスサービス¹⁸¹がある。

3. パブリック・クラウドサービス (SaaS)

インターネットを通じて提供され、運用されるアプリケーションやサービスで、アナリティクスとビジネスインテリジェンス、デザインや出版、マーケティング、プロジェクト管理と計画、コンテンツサービスソフトウェア、デジタルエクスペリエンスソフトウェア¹⁸²等がある。

このチャンネルに登録しているサプライヤーは、Marketplace のポータル上にあるカタログから参照することができる¹⁸³。

また、2020 年 3 月からは、ICT セキュリティと関連サービスパネル (ICT Security and Related Services Panel) が Marketplace に開設されることになっている。

Marketplace を通してクラウドサービスを提供したい企業は、セキュリティ格付 (security rating) を得ることが条件とされている¹⁸⁴。Marketplace では、3段階 (3-tiered) の Security Assurance and Cloud Endorsement Model と呼ばれるセキュリティ格付けを設定している。Tier 1 が最高ランクである。

Tier 1: 設計とコントロールの有効性 (Design and Control Effectiveness)

この格付けを得るには、サプライヤーは追加の情報を提供し、ニュージーランド政府 CDO (New Zealand Government Chief Digital Officer) から情報セキュリティ認証を取得しなければならない。この活動は ISO を取得した外部機関によるサポートを得ることで可能である (ISO 2700 と SOC2 認証)。プロバイダーは、Security Services Related Panel と連携し、別途設計とコントロールの有効性を証明することもできる。

Tier 2: 設計とコントロールの分析

サプライヤーは詳しいセキュリティ確保に関する情報を提供することが必要で、調達する政府機関がこれを分析する。この情報は、Tier2 認証が与えられる前に政府 CDO が内容をレビューし確認する。

Tier 3: ベースラインインデックス (Baseline Index)

サプライヤーは、別個に検証されたセキュリティリスク格付を得ている必要がある。例えば、Confidence and Risk Index (CRI) レーティングに加え、クラウドリスクアセスメントツール¹⁸⁵などがあげられる。

¹⁸¹ Marketplace, “Managed Services channel”, 9 December 2019, <https://marketplace.govt.nz/about-the-marketplace/whats-open-on-marketplace/managed-services/>、2020 年 3 月 27 日確認

¹⁸² Marketplace, “Public Cloud Services channel”, 9 December 2019, <https://marketplace.govt.nz/about-the-marketplace/whats-open-on-marketplace/public-cloud-service-channel/>、2020 年 3 月 27 日確認

¹⁸³ Marketplace, <https://saas.marketplace.govt.nz/app-store>、2020 年 5 月 8 日現在メンテナンス中

¹⁸⁴ Marketplace, “Public cloud Services channel”, 9 December 2019, <https://marketplace.govt.nz/about-the-marketplace/whats-open-on-marketplace/public-cloud-service-channel/>、2020 年 3 月 27 日確認

¹⁸⁵ Marketplace, “Services Security Risk and Assurance”, 9 December 2019, <https://marketplace.govt.nz/suppliers/apply-to-be-a-supplier-2/cloud-services-security-risk-and->

2.6. マーケットプレイスと包括契約の関係

本章の中でたびたび触れてきたように、マーケットプレイスと包括契約は密接に関係している。両者は混同されやすいので、ここで概念的に両者の関係性を整理しておく。図 2-3 は、英国の例を図式化したものである。基本的には、契約のベースには包括契約がある。それは、例えば IT 製品の調達であれば、G-Cloud フレームワーク合意の形でサプライヤーと CCS との間で契約が締結される。その上で、個々の発注時には、各省庁がデジタルマーケットプレイスを通じて品目を特定し、サプライヤーと個別契約（コールオフ契約）を締結する、という流れとなる。

他国のマーケットプレイスも基本的な考え方は、本事例と概ね共通している。

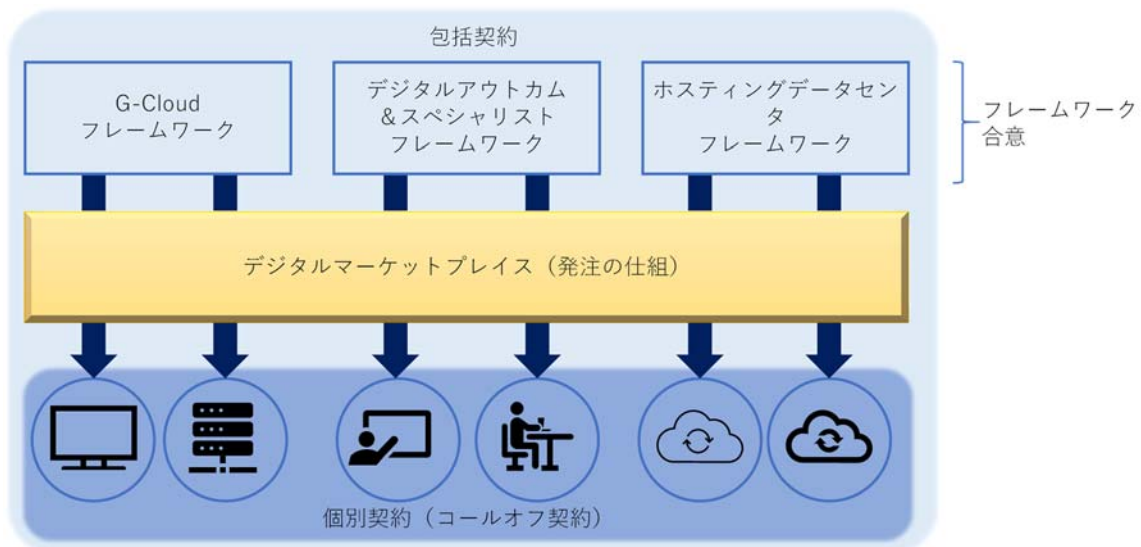


図 2-3 包括契約とマーケットプレイスを通じた個別契約との関係（英国の例）

2.7. まとめ（日本の自治体向けアプリマーケットプレイスと海外事例）

各国のマーケットプレイスは、政府内で調達もしくはデジタル化を所掌する省庁が基本的な契約を締結してサプライヤーにマーケットプレイスに物品やサービスを出品させ、実際の購入にあたっては購買者がサプライヤーと個別契約を締結するという基本的な仕組みは共通している。しかし、マーケットプレイスに出品するための基本的な契約の効力の強さ、もしくは個別購買者の裁量の大きさには違いがあり、米国では基本的な条件が定められている項目が少ないか、もしくは多かったとしても個別購買者の裁量により変更可能な部分がかなり残されている。一方、英国やオーストラリアは基本的な契約（前者は Framework Agreement、後者では Head Agreement）において価格などの基本的条件が大部分の項目について決められており、個別購買者がこれらの条件を変更する裁量の余地はあまりないように見受けられる。カナダについても、調達手続きから見て政府調達を所掌する SSC の権限が強いように思われる。これは、マーケットプレイスの構築にあたり、先行して進めた GDS の取組を参考にしたことも影響していると考えられる¹⁸⁶。

このように見ると、マーケットプレイスは、基本的な契約／アグリーメントの縛りが弱く、個別購買者の裁量が広く残されているパターン（パターン①）と、基本的な契約／アグリーメントの縛りが強く、個別購買者の裁量が狭いパターン（パターン②）の2つに分かれると思われる。各事例を上記のパターンに当てはめた結果を表 2-4 に示す。

表 2-4 各国のマーケットプレイスのパターン

国	名称	パターン①： 個別購買者の裁量が広い	パターン②： 基本的な契約の縛りが強い
米国	GSA Library	●	
英国	Digital Marketplace		●
カナダ	CBS ポータル		●
豪州	ICT 調達ポータル		●
	Digital Marketplace		●
NZ	Marketplce		●
	シンジケート契約		●
	共通機能契約		●

我が国では、経済産業省が自治体のデジタルトランスフォーメーションを推進する取組のひとつとして、自治体向けアプリマーケットプレイスの実現に取り組んでいる。経済産業省は、自治体が活用できるデジタルサービスが増えてくる中、実績あるサービスの見極めや導入プロセス等の知見が自治体間で共有できていないという問題意識のもと、自治体向けのデジタルサービスのベストプラクティスを横展開する場をつくることを企図している。これにより、自治体によるデジタルサービスの導入促進、市民目線での自治体サービス提供、ベンチャー・シビックテックの市場拡大の機会創出を図ることを目的としている¹⁸⁷。ベンチャー・シビックテックといった中小企業からの調達を拡大するという点は、これまでに見てきた海外のマーケットプレイスと共通するが、自治体向けアプリマーケットプレイスは、ベス

¹⁸⁶ このことの証左の例として、豪州 DTA, 'Digital Marketplace — Alpha assessment', <https://www.dta.gov.au/help-and-advice/digital-service-standard/assessment-reports/digital-marketplace-alpha-assessment>、2020 年 3 月 27 日確認

¹⁸⁷ 経済産業省商務情報政策局情報プロジェクト室「自治体のデジタルトランスフォーメーションに関する取組について」2019 年 12 月、https://www.meti.go.jp/policy/digital_transformation/asset/meti-dx/20191227/localgovernment_DX.pdf、2020 年 3 月 27 日確認

トプラクティスを横展開することによって、自治体のトランスフォーメーションを促進するという点に、重点が置かれているようである。

3. 技術的対話

日本政府は、予算要求の段階から仕様を詳細に確定することが困難な情報システム等を対象に、「発注者たる行政と受注者たる事業者が政策課題を共有し、対話を通じて相互理解を深める」¹⁸⁸プロセスを組み込んだ新たな調達・契約方法の導入を検討しており、2020 年度より試行を開始する予定である。このような取組を踏まえ、本章では、契約に至るまでの過程で行政と事業者が対話や交渉を行うことができる調達プロセスの他国事例を紹介する。技術的対話の目的は、調達を行う際の課題の明確化、調達主体のニーズを満たす革新的なソリューションの発見、大規模かつ複雑な案件の調達に係る時間の短縮、アウトカムの質及びVfMの向上、中小企業の参入促進などである。

本調査研究では、発注者が自らのニーズを満たす革新的なソリューションを探索し、アウトカムの質及び VfM (Value For Money¹⁸⁹) の向上を図ることを目的として、発注者が最低限の要求水準を示し、その上で発注者と事業者が交渉し、契約を締結する仕組みも含める。各国の技術的対話の概要は表 3-1 のとおりである。

表 3-1 各国の技術的対話の概要

国	名称	目的	適用条件	特徴
米国	交渉による契約	中小企業の参入を促進しつつ、GSA および各省庁のミッションを達成するための適切なソリューションを探索	- 簡易調達下限値 (SAT) を超える場合 - 封印入札が適当でない場合 - FAR Subpart 13.5 に規定される特定商用品のための簡易手続きが適用できない場合	仕様確定前の対話、提案のプレゼン、提案の改善のための対話等様々な対話が可能
英国	競争的対話	アウトカムの質の向上	- ニーズが既存のソリューションの改修なしには満たされない場合 - ニーズに設計またはイノベティブなソリューションを含む場合 - ニーズの性格、複雑性、法的・財務的問題に関連する特別な事情やリスクによって事前の交渉なしに発注することができない場合 - 政府機関が技術的仕様を充分正確に策定できない場合	政府機関は、その要求を満たすことができる 1 つ以上のソリューションを確定できるまで対話を継続し、その後入札を実施する。入札では変更や交渉はなされない（ただし、説明のための対話は可能）
	交渉付き競争的手続き	調達手続きにおける柔軟性の向上、契約する機関が自らのニーズを満たす方法を知らない場合の革新的なソリューションの発見	調達する財やサービスの性格や複雑性により、事前の交渉を行わずに交渉契約を締結することが困難な場合	政府機関の招請を受けたサプライヤーが交渉のベースになる初期提案を提出することができ、その提案内容を改善するために、調達機

¹⁸⁸ 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定「情報システムに係る新たな調達・契約方法に関する試行運用のための骨子」令和元年 5 月 29 日
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/kettei/20190529kettei_1.pdf、2020 年 3 月 27 日確認。本取組については、本報告書 p79「3.6 まとめ（日本の調達・契約プロセスにおける技術的対話と海外事例）」に記載。

¹⁸⁹ 「支払に対して最も価値の高いサービスを供給する」という考え方。同一の目的を有する 2 つの事業を比較する場合、支払に対して価値の高いサービスを供給する方を他に対し「VfM がある」といい、残りの一方を他に対し「VfM がない」という。

		見、国際的な取引の拡大		関はサプライヤーと交渉を行う 入札の最低要件と選定基準は交渉の対象ではない
カナダ	競争的対話	革新的なアイデアの創出、ニーズを満たすようなソリューションの発見	不明	新しいソリューションに対する要求仕様を策定するために実施する個々のサプライヤーと個別協議
	交渉付き競争的手続き	複合的なニーズを満たすような革新的なソリューションの発見	- 市場にイノベーティブなソリューションが存在する場合 - 要求にある程度の柔軟性があり、販売者と購買者の間で交渉が可能な場合	RFP に対する提案を必須要件やバリューベイスト評価基準に照らして評価してサプライヤーを選定し、個々のサプライヤーと個別に交渉を行う
豪州	競争的対話	複雑・大規模な案件の調達にかかる時間の短縮	不明	RFP の前に、政府機関のニーズや案件に関心のあるサプライヤーの技術、価格等に関して双方の理解を深めるための対話。正式な提案の前の仮提案の改善も実施
	評価過程における交渉	VfM の向上のための広範な機会の探索、調達を行う際の課題の明確化	- 政府機関が事前に交渉を行う意思を明示した場合 - 評価基準に照らして明らかに優れている提案がない場合（ビクトリア州政府）	提案が要求を満たしていない部分の改善等を求めるための対話
NZ	競争的対話	革新的なソリューションの発見	- 調達が複雑もしくは一般的なでなく、調達対象としての特定のソリューションや、政府機関が調達した財もしくはサービスの確立した市場が存在しない場合 - 政府機関が、見込みサプライヤーとソリューションに関して協議することなしに要求仕様を記述することができない場合 - 政府機関が、財務的または法的観点からどのように調達すべきなのか不明な場合 - インフラプロジェクトや、IT プロジェクト、PPP や PFI スキームのような複雑な調達の場合（以上は条件ではなく、有効なケースとして示されているものである。）	要求仕様を固めるために政府機関が選択したサプライヤーと個別に行う対話（入札への参加招請を行うのは競争的対話に参加したサプライヤー）

3.1. アメリカ

3.1.1. 交渉による契約

連邦調達規則（Federal Acquisition Regulation、FAR）Part 15 に規定されている「交渉による契約」（Contracting by Negotiation）は、FAR Part 14 に規定されている封印入札に次いでよく連邦政府で採用されている主要な調達手段である。交渉による契約については、同規則では提案受領前及び提案受領後の政府と事業者の対話について規定している。

交渉による契約は主に以下のようなプロセスで実施される¹⁹⁰。

1. 交渉による契約による調達が適応可能であることの決定
2. 提案招請前の情報交換を実施するかどうかの決定
3. 事業者選定計画の準備
4. どのような価格情報をリクエストするか決定
5. 口頭によるプレゼンテーションで提案の一部を提供することを各提案者に要請するかどうかの決定
6. 提案招請の準備
7. 可能であれば、契約前会議や現地訪問（例：複雑な要求、技術評価要素、または長期にわたる要求であれば変更点を説明するための会議）を実施
8. RFP の発出
9. 見込み提案者からの質問への対応（招請の後は、契約担当者が窓口にならなければならない。）
10. 提案の受領
11. 可能であれば、口頭のプレゼンテーションおよび質疑応答を実施
12. ディスカッション無しで発注可能か、選抜した複数事業者を対象にディスカッションを実施するか決定
13. ディスカッションの実施
14. 最終提案の受領
15. 発注先の決定、契約

政府は、調達が簡易調達下限値（Simplified Acquisition Threshold、SAT）を超える場合、封印入札が適当でない場合、及び FAR Subpart 13.5 に規定される特定商用品のための簡易手続きが適用できない場合に、交渉による契約手続きを選択することができる¹⁹¹。

3.1.1.1. 提案受領前の対話

競争提案招請フォームの利用により、政府は有望事業者からの提案を招請する。提案受領後、交渉による契約手続きの取引が始まり、通常、提案者は契約が締結される前に提案を修正する機会がある。FAR 15.201 により、事業者と政府職員が交渉による契約プロセスにおいてコミュニケーションを取ることが認められている¹⁹²。

¹⁹⁰ Federal Acquisition Institute, “Activity 18: Contracting by Negotiation”, https://www.fai.gov/sites/default/files/CPSG_Activity18.pdf, 2020 年 3 月 27 日確認

¹⁹¹ Federal Acquisition Institute, “Activity 18: Contracting by Negotiation”, https://www.fai.gov/sites/default/files/CPSG_Activity18.pdf, 2020 年 3 月 27 日確認

¹⁹² GMP, “Understanding Federal Acquisition Regulation 15.201”, <https://static1.squarespace.com/static/554d08b7e4b0c0cf87dd3425/t/5cc65bca4e17b663885d52ed/1>

FAR 15.201 は提案を受領する前に産業界との初期の情報交換を推奨しており、初期の情報交換のために実施できる方法も示している。その方法とは、業界・スモールビジネス会議、公聴会、市場調査、見込み事業者との1対1のミーティング、提案招請前通知、及び情報招請（RFI）であるが、これらに限定されるものではない¹⁹³。

提案を受領する前に会議を行う場合、その会議に全ての見込み提案者を参加させなければならないという条件はなく、1対1の会議も禁止されていない。提案準備に直接影響を及ぼすような情報が会議で提示された場合は、特定の提案者に有利にならないように全ての見込み提案者に対し遅滞なく周知されなければならない。事業者とのやり取りが契約条件に反映されることが予想される場合、政府と事業者の1対1のミーティングには契約担当官が参加すべきであるし、少なくとも契約担当官との調整が図られるべきとされている¹⁹⁴。

3.1.1.2. 提案受領後の対話

交渉による契約においては、政府は、提案招請に記載された評価基準に基づいて選定される可能性が高い提案を行った事業者と交渉を行うことができる。競争的調達において政府が交渉を行う際、それは「ディスカッション」と呼ばれる¹⁹⁵。

FAR15.306 では、提案受領後に事業者と行いうる3種の情報交換を以下のように規定している。

1. Clarifications（確認）
事業者が提案において述べていたり意図したりしていることに関して評価者が十分に理解していない場合、事業者が評価者に確実に理解してもらうよう説明する機会を提供する。提案を変更するものではない
2. Communication（意思疎通）
提案の初期評価において高く評価され選定される可能性が高い提案からなる競争領域（competitive range）を形成するために、特定の事業者と情報交換を行う。特定の条件において、省庁は、競争領域から企業を除外する過去のネガティブパフォーマンス情報のある1つ以上の事業者とコミュニケーションを取らなければならない
3. Negotiations（交渉）
事業者に提案を改善する機会を与え、政府がニーズを満たすベストバリューのソリューションを選定できるようにするもの。Negotiations は事業者に提案を修正、改善する機会を与える唯一の情報交換の方法である

ディスカッションのトピックは、各提案の具体的な評価結果によって異なってくるが、目的は、政府のニーズを満たす提案を公正、合理的かつ手頃な価格で入手することである。ディスカッションは、有意義かつ公正でなければならない、事業者に先入観を持つてはならない。事業者は通常、ディスカッションに積極的に参加し、政府が最初の提案の評価で気づきを明

[556503498518/UnderstandingFAR_whitepaper.pdf](https://www.acq.osd.mil/dpap/policy/policyvault/USA000726-11-DPAP.pdf)、2020年3月27日確認

¹⁹³ 同上

¹⁹⁴ Office of The Under Secretary of Defense, “‘Myth-busting’: Addressing Misconceptions to Improve Communication with Industry during the Acquisition Process”, Apr 4 2011, <https://www.acq.osd.mil/dpap/policy/policyvault/USA000726-11-DPAP.pdf>、2020年3月27日確認

¹⁹⁵ VAO, “Negotiations under FAR Part 15 Acquisitions”, December 2015, <https://www.dm.usda.gov/procurement/toolkit/VAONegotiations.pdf>、2020年3月27日確認

確にするのに役立つ質問をすることが認められ、かつそうすることが期待されている。ただし、政府は通常、事業者が解決策を見つけたり、提案を書いたりすることを後押ししない。

個別官庁のポリシーに規定がなければ、ディスカッションは、あらゆる形式で、あらゆるメンバーが参加する形で開催できる。ディスカッションが対面で行われる場合でも、電話会議等リモートで行われる場合でも、調達に関与する政府関係者は、事業者の技術的解決策を明らかにしたり、事業者の許可なしに提案価格を明らかにしたりしてはならない。

提案の最終版（FPR）を受け取った後、官庁は各事業者の FPR を提案招請の評価基準に照らして評価し、スコアが変化するかどうかを確認する必要がある。改訂された評価は相互に比較され、調達先選定機関に提示される。政府は、FPR 評価結果を含むすべての情報を考慮して、ベストバリュー評価に基づいて受注事業者を選定しなければならない¹⁹⁶。

3.2. 英国

英国では、主にサプライヤーとの提案前の対話を規定する「競争的対話」（Competitive Dialogue）と提案後の対話を規定する「交渉付き競争的手続き」（Competitive Procedure with Negotiations）の2つの仕組みがある。

3.2.1. 競争的対話

「競争的対話」（Competitive Dialogue）は欧州委員会の公共調達指令（2004/18/EC）によって導入された。英国では、この欧州委員会指令を反映した公共契約規則 2006（Public Contracts Regulations 2006）に準拠して、商務室（Office of Government Commerce、OGC）が導入し、2006年1月31日に発効した¹⁹⁷。

競争的対話の特徴は以下のとおり。

1. 複雑な調達全般にわたって生じうる全ての問題や状況を特定し対応するのは現実的ではないような「特に複雑な調達」に適用できる
2. 省庁は資格付与前プロセスを実施し、絞り込んだ事業に対し、プロジェクトのあらゆる面を議論しソリューションを開発する対話プロセスへの参加を招請する
3. 省庁は、その要求を満たすことができる1つ以上のソリューションを確定できるまで対話を継続することができる。その後、対話を終了し、最終入札を実施する

¹⁹⁶ Virtual Acquisition Office, “Negotiations under FAR Part 15 Acquisitions”, December 2015, <https://www.dm.usda.gov/procurement/toolkit/VAONegotiations.pdf>, 2020年3月27日確認

¹⁹⁷ Office of Government Commerce, “Competitive Dialogue Procedure”, January 2006, <http://www.3cconsultants.co.uk/media/1069/guidetocompetitivedialogue.pdf>, 2020年3月27日確認

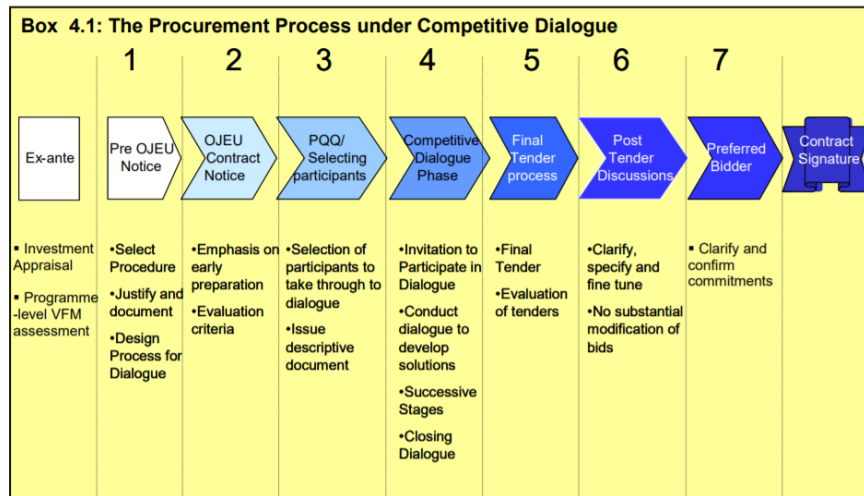


図 3-1 競争的対話による調達プロセス

出典：OGC¹⁹⁸

競争的対話は次の条件の 1 つ以上に適合する場合に利用しうる¹⁹⁹。

- 省庁のニーズが、すでに利用可能なソリューションの改修なしには満たされない場合
- 省庁のニーズが新たな設計を要したりイノベティブなソリューションを促す場合
- 省庁のニーズの性格、複雑性、法的・財務的問題に関連する特別な事情やリスクによって事前の交渉なしに発注することができない場合
- 省庁が技術的仕様を正確に策定できない場合

資格付与前フェーズで、欧州連合官報（Official Journal of European Union, OJEU）に、競争的対話の手続きによって調達が行われる旨、及び関係者の資格付与前フェーズと絞り込みへの要件が告知される。対話には少なくとも 3 者が招聘される。対話の目的は、省庁がニーズを満たすのに最も適した方法を確定することである。

省庁は、対話を通じて参加者と契約に関わる全ての点を議論する。事前に行われたイニシャル市場調査以上に、入札者と対話を通じ、官庁の要件をリファインする。省庁が対話の終了を宣言し、入札者に最終入札書の提出を求める。最終入札招請（the Invitation to Submit a Final Tender, ITSFT）では入札要件を確定する。最終入札は文字通り最終で、それに関する修正や交渉はなされない²⁰⁰。

しかし、入札後の交渉に関して規定のない伝統的な調達手続きと異なり、競争的対話には対話ステージの後、最終入札から生じる課題に対応する柔軟性もある²⁰¹。競争的対話では、

¹⁹⁸ Office of Government Commerce, “Competitive Dialogue in 2008“, https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/225317/02_competitive_dialogue_procedure.pdf、2020 年 3 月 27 日確認

¹⁹⁹ The In-House Lawyer, “Delivering complex projects: competitive dialogue or competitive procedure with negotiation?”, <http://www.inhouselawyer.co.uk/legal-briefing/delivering-complex-projects-competitive-dialogue-or-competitive-procedure-with-negotiation/>、2020 年 3 月 27 日確認

²⁰⁰ Office of Government Commerce, “Competitive Dialogue in 2008“, https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/225317/02_competitive_dialogue_procedure.pdf、2020 年 3 月 27 日確認

²⁰¹ CCS, “The Public Contracts Regulations 2015 & The Utilities Contracts Regulations 2016 Guidance

調達機関の要請により、入札後の対話によって最終提案の「明確化、特定化、最適化」を行うことができる。調達機関は、契約条項を最終化することによって、入札書に書かれている金銭的義務や他の条件を確定することができる²⁰²。しかし、調達機関による要請によって実施された確認や特定化、最適化、追加情報の提供、交渉は、競争を歪めたり、差別を生じさせたりする恐れのあるような、入札や調達の本質的な点への変更を含んではならない²⁰³。

3.2.2. 交渉付き競争的手続き

英国では、要求されている物品やサービスの性格や複雑性により、契約前に交渉を行わずに契約を締結することが困難な場合、調達官によって「交渉付き競争的手続き」(Competitive Procedure with Negotiations, CPN) が行われる²⁰⁴。

EC 指令 2014/24 が交渉付き競争的手続きを導入し、英国は、本指令を公共調達規定 2015 (Public Contracts Regulations 2015) の規定 29 によって国内法化し、「交渉付き競争的手続き」実施のルールを定めた²⁰⁵。

交渉付き競争的手続きには以下のような特徴がある²⁰⁶。

- 提供された情報の評価に基づいて調達機関の招請を受けた入札者のみが、交渉のベースになる初期入札書を提出することができる
- 入札書の内容を改善するために、調達機関は入札者と、初期入札書及びその後に提出されたすべての入札書に関して交渉を行う
- 交渉の間、調達機関は、公平に情報を提供し、入札書を修正し再提出するのに十分な時間を取って、すべての入札者に公平な対応を行わなければならない
- 最低要件と選定基準は交渉の対象ではない

on changes to procedures”, October 2016,
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/560264/Guidance_on_Changes_to_Procedures_-_Oct_16.pdf、2020 年 3 月 27 日確認

²⁰² The In-House Lawyer, “Delivering complex projects: competitive dialogue or competitive procedure with negotiation?”, <http://www.inhouselawyer.co.uk/legal-briefing/delivering-complex-projects-competitive-dialogue-or-competitive-procedure-with-negotiation/>、2020 年 3 月 27 日確認

²⁰³ Procurement Journey, “Competitive Dialogue”, <https://www.procurementjourney.scot/route-3/develop-strategy/procurement-routes/competitive-dialogue>、2020 年 3 月 27 日確認

²⁰⁴ Supplier Journey, “Procurement Procedures”, <https://www.supplierjourney.scot/supplier-journey/bid/tenders/procurement-procedures>、2020 年 3 月 27 日確認

²⁰⁵ How to Crack a Nut, “Competitive Procedures with Negotiation under Reg. 29 Public Contracts Regulations 2015”, March 2, 2015, <https://www.howto crackanut.com/blog/2015/03/competitive-procedures-with-negotiation.html>、2020 年 3 月 27 日確認

²⁰⁶ legislation.gov.uk, “The Public Contracts Regulations 2015”,
<http://www.legislation.gov.uk/uksi/2015/102/regulation/29/made>、2020 年 3 月 27 日確認



図 3-2 交渉付き競争的手続きのプロセス

出典：Best Practice Group²⁰⁷

<プロセスの説明>

1. 目的とアウトカムを明確にする
2. 参加招請を発出する
3. 最低要件と選定基準を含む入札招請（Invitation to Tender）を出す、少なくとも3者を含むショートリストを作成する
4. 調達機関は受領した入札書に基づいて、そのうちの1者と契約するか、交渉に入るかを選択する
5. 交渉ステージを間に、調達機関は仕様を調整し、公平な入札機会を提供するために、入札招請をすべてのサプライヤーに再発出して、交渉プロセスを通じて得た全ての追加情報やガイダンスを提供する
6. 評価し契約する²⁰⁸

²⁰⁷ Best Practice Group, “Competitive Procedure with Negotiation –The New EU Procedure for Complex Projects”, September 8, 2014, <https://www.bestpracticegroup.com/competitive-procedure-with-negotiation-cpn/>、2020年3月27日確認

²⁰⁸ 同上

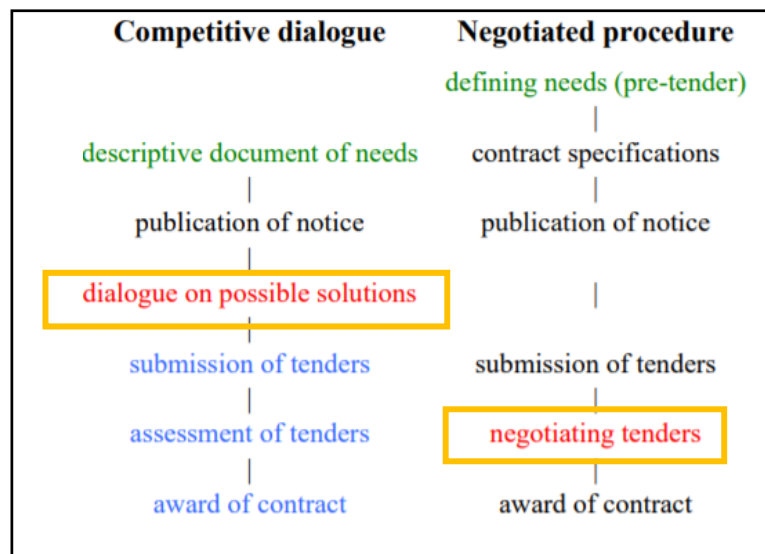


図 3-3 競争的対話と交渉付き競争的手続きの違い

出典：the 3rd Public Procurement Ph.D. Conference, Nottingham University²⁰⁹

競争的対話においては、調達機関と入札者間の主要なやり取りはかなり初期段階で、つまり入札の範囲が明確になる前に行われるのに対し、交渉付き競争的手続きのプロセスでは、調達機関は、すべての入札者が調達において満たさなければならない最低要件を設定し、単に入札者を評価するのではなく、入札者に入札書を要求に適合させるために入札者と交渉を行う。同時に、調達機関は、事前にその可能性も明示しておけば、交渉なしに初期入札書に基づいて調達先を決めることもできる²¹⁰。

3.3. カナダ

カナダにおいては、州レベルのガイドラインに、サプライヤーとの主に提案前の対話を規定する「競争的対話」(Competitive Dialogue) と、提案後の対話を規定する「交渉付き競争的手続き」(Competitive Procedure with Negotiations) の2つの仕組みが設けられている。

3.3.1. 競争的対話

カナダには、競争的対話を規定する法律や指令はないが、オンタリオ州は競争的対話に関するガイドラインを発行しており、競争的対話は特定されたニーズを満たすために、要求の特定及び最終提案の招請の前に、広域公共セクター組織がサプライヤーと調達について議論することを認めるプロセスであると説明している。本項は、このガイドラインをベースに記述する。

²⁰⁹ Ruth Losch, “Conference Paper: Competitive Dialogue and Negotiated Procedure in the Public Sector Directive 2004/18/EC”, <https://www.nottingham.ac.uk/pprg/documentsarchive/phdconference2007/ruthloschfinalconferencepaper.pdf>、2020年3月27日確認

²¹⁰ How to Crack a Nut, “Competitive Procedures with Negotiation under Reg. 29 Public Contracts Regulations 2015”, March 27, 2015, <https://www.howtocrackanut.com/blog/2015/03/competitive-procedures-with-negotiation.html>、2020年3月27日確認



図 3-4 競争的対話のプロセス

出典：オンタリオ州政府・コミュニティサービス省²¹¹

競争的対話は以下のようなフェーズからなる²¹²。

1. サプライヤーの能力や、調達機関のニーズを満たすことのできるソリューションのために競争的対話への参加意欲に関する情報を集めるためにサプライヤー資格招請 (Request for supplier qualification, RFSQ) を行う
2. 競争的対話に参加するサプライヤーを選定する
3. 事前資格認定されたサプライヤーを競争的対話に招聘する
4. 新しいソリューションのための要求仕様を策定するために個々のサプライヤーと個別協議を行う
5. 競争的対話を終了し、RFP を発行する

3.3.2. 交渉付き競争的手続き

カナダの連邦政府に「交渉付き競争的手続き」(Competitive Procedure with Negotiations)を規定する法や指令はないが、オンタリオ州は交渉付き競争的手続きを説明するガイドラインを発行している。本項は、このガイドラインをベースに記述する。

交渉付き競争的手続きは、市場にイノベティブなソリューションが存在する場合や、要求にある程度の柔軟性があり、販売者と購買者の間で交渉が可能な場合に、複雑なニーズを解決するための手続きである。競争的対話と異なり、調達機関は競争に先立って、物品やサービスの要求仕様を明確にしなければならない。



図 3-5 交渉付き競争的手続きのプロセス

出典：オンタリオ州政府・コミュニティサービス省²¹³

交渉付き競争的手続きは以下のようなフェーズを含む

²¹¹ Ontario, “BPS Primer on Innovation Procurement Interim”,
[https://www.doingbusiness.mgs.gov.on.ca/mbs/psb/psb.nsf/0/df7388300f40aec68525814d004a00bf/\\$FILE/BPS_Primer_on_Innovation_Procurement_Interim.pdf](https://www.doingbusiness.mgs.gov.on.ca/mbs/psb/psb.nsf/0/df7388300f40aec68525814d004a00bf/$FILE/BPS_Primer_on_Innovation_Procurement_Interim.pdf)、2020 年 3 月 27 日確認

²¹² 同上

²¹³ Ontario, “BPS Primer on Innovation Procurement Interim”,
[https://www.doingbusiness.mgs.gov.on.ca/mbs/psb/psb.nsf/0/df7388300f40aec68525814d004a00bf/\\$FILE/BPS_Primer_on_Innovation_Procurement_Interim.pdf](https://www.doingbusiness.mgs.gov.on.ca/mbs/psb/psb.nsf/0/df7388300f40aec68525814d004a00bf/$FILE/BPS_Primer_on_Innovation_Procurement_Interim.pdf)、2020 年 3 月 27 日確認

1. 交渉の対象になる初期入札書を提出するようサプライヤーに要請するために RFP を用意する
2. 必須要件や本調達によってもたらされる付加価値に基づいた評価基準に照らして RFP へのレスポンスを評価する
3. 交渉するサプライヤーを選定し、個々のサプライヤーと個別に交渉を行う
4. サプライヤーからの最終提案を評価する

交渉の範囲は、サプライヤーに対する情報の確認、明確化、追加や、双方にメリットがある契約を行う意図で商用条件の変更の要求を含む²¹⁴。

3.4. オーストラリア

オーストラリアにおいては、主にサプライヤーの提案前の対話を規定する「競争的対話」(Competitive Dialogue) と、提案後の対話を規定する「(評価過程における) 交渉」(Negotiation(During an Evaluation)) の2つの仕組みが設けられている。

3.4.1. 競争的対話

オーストラリアでは、競争的対話を規定する法や規則は特定できないが、政府調達プロセスとして EU の競争的対話を活用していると報道されており²¹⁵²¹⁶、下記のように連邦政府の保健省の調達プロセスにサプライヤーとの対話を含むものがある。

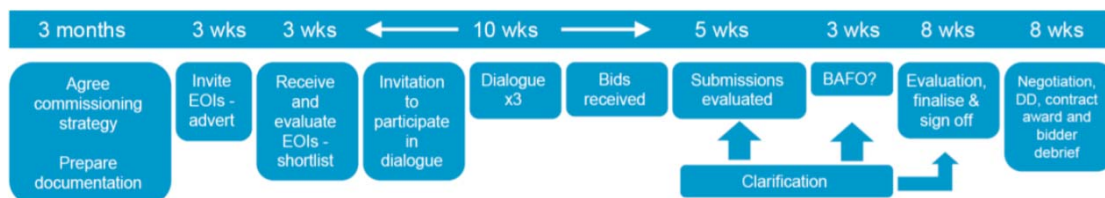


図 3-6 保健省の調達プロセス

出典：保健省²¹⁷

南オーストラリア州の定義によると、「競争的対話」(Competitive Dialogue) は、市場及びサプライヤーの能力が確定している場合に政府機関が詳細な協議を行うことができる限定的な調達方法のことであり、仕様は、調達プロセスを通じて個々のサプライヤーと策定され

²¹⁴ 同上

²¹⁵ LEXOLOGY, “Competitive dialogue: driving innovative solutions”, October 15 2019, <https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=d97ceda2-cb66-485d-85de-b145c682931d>、2020 年 3 月 27 日確認

²¹⁶ Pitcher Partners, “Would Competitive Dialogue be a better approach for your next procurement?”, March 25, 2019, <https://www.pitcher.com.au/news/would-competitive-dialogue-be-better-approach-your-next-procurement>、2020 年 3 月 27 日確認

²¹⁷ Department of Health, “Designing and Contracting Services Guidance Version 1.0”, June 2016, [https://www1.health.gov.au/internet/main/publishing.nsf/Content/E11D6513E6583EA1CA2580D4000F0A70/\\$File/PHN%20Designing%20and%20Contracting%20Services%20v0.1.pdf](https://www1.health.gov.au/internet/main/publishing.nsf/Content/E11D6513E6583EA1CA2580D4000F0A70/$File/PHN%20Designing%20and%20Contracting%20Services%20v0.1.pdf)、2020 年 3 月 27 日確認

リファインされる²¹⁸。南オーストラリア州政府のガイドラインによると、公共機関は競争的対話によってサプライヤーにインタラクティブに活動する機会を与えることができ、それによって公共機関は市場の能力やコスト要因をよりよく理解することができる。同時に、サプライヤーは、公共機関のニーズを満たさない提案を作成するのにリソースを費やすことがなくなるので、調達に参加するコストを最小限に抑えることができる。潜在的なサプライヤーが公共機関の目的を満たすために、対話によって提案を改善する。サプライヤーは対話の後、正式な提案を提出する²¹⁹。

3.4.2. (評価過程における) 交渉

オーストラリアは、サプライヤーから提案を受領した後の政府とサプライヤーの対話に関する連邦レベルの法や規則、政府とサプライヤーの対話を認める調達スキームも見当たらない。

他方で、州レベルでは、一般入札における競争調達プロセスにおける契約交渉 (Negotiation (During an Evaluation)) に関するガイドラインがある。例えば、西オーストラリア政府の調達行為ガイド (2019) は、交渉の行い方を記載している。そこでは、交渉が必要な際は、政府は優先的なサプライヤーと議論を行う前に交渉戦略を策定する交渉チームを組むことが望ましい、交渉に関連する全ての詳細と応答は記録されなければならない、交渉ではある入札者の価格と他の有望サプライヤーの価格の比較を行ってはならず、政府は提案の機密性を保持しなければならないといった内容が記載されている。

ビクトリア州政府の物品・サービス調達ガイドは、マーケットアプローチの一部として、交渉プロセスを詳述している。評価、交渉及び選定 (ENS) は、調達要求に対応する最適な提案の選定を支えるプロセスである。ENS プロセスの構造は、調達要求の複雑性とスコープを反映している。

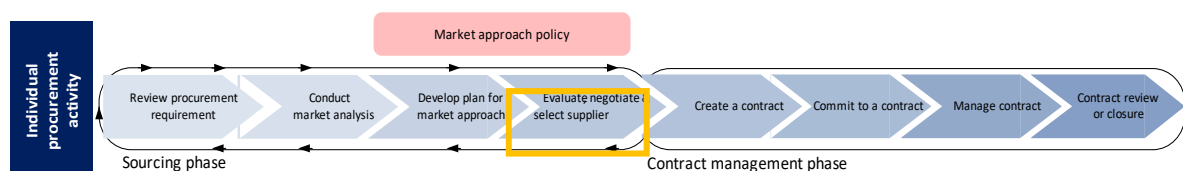


図 3-7 ビクトリア州の調達プロセス

出典：ビクトリア州²²⁰

交渉は、議論を通じて資金アウトカムの価値を改善することを目指す購買者とサプライヤー間のプロセスである。交渉は、調達機関が事前に交渉を行う意図を示していたり、評価基準に照らして明らかに優れた提案がない場合に、有望なサプライヤーを選定してから行われ

²¹⁸ State procurement Board, “Market Approaches and Contracts Guideline“, April 2017, <https://www.spb.sa.gov.au/sites/default/files/Market%20Approaches%20and%20Contracts%20Guideline%20v2.1%20April%2017.pdf>、2020 年 3 月 27 日確認

²¹⁹ 同上

²²⁰ Victorian Government Purchasing Board, “Evaluation, negotiation and selection – Goods and services procurement guide“, December 2018, <https://www.buyingfor.vic.gov.au/sites/default/files/2019-11/evaluation-negotiation-selection.docx>、2020 年 3 月 27 日確認

る。

2つの交渉プロセスのタイプが存在している。

1. Targeted improvement process (TIP)
期待を満たしていないところや改善が必要なところを特定して、それに対して選定された全てのサプライヤーに対応を要請するプロセス
2. Best and final offer (BAFO)
要求仕様に関連して選定されたサプライヤーから最善の結果を得ることを目的とするプロセス。BAFO は、評価や交渉フェーズのどの段階でも行うことができ、交渉の対象にはならない最終提案を提出するよう選定された全てのサプライヤーに要請するものである

交渉を行う主要目的は、課題を明らかにし今後の調達機会を特定すること、調達の資金アウトカムの価値を改善することである。どちらの当事者も、合意に達するために提案や妥協を行うことができる²²¹。

3.5. ニュージーランド

3.5.1. 競争的対話

ニュージーランドには、競争的対話に関する法や規制は見当たらないが、ビジネス・イノベーション・雇用省のガイドラインは、省庁が要求仕様を確定し、サプライヤーに完全で最終的な提案の提出を要請する前に、調達の個々の点についてサプライヤーと議論することを認める入札プロセスとして「競争的対話」(Competitive Dialogue)を政府の調達プロセスの一つとして導入している²²²。

競争的対話は以下のような条件が当てはまるときに良く機能するとされ、インフラプロジェクトや、IT プロジェクト、PPP や PFI スキームのような複雑な調達の時に機能する。

1. 調達が複雑もしくは一般的なでなく、調達対象としての特定のソリューションや、省庁が調達した物品もしくはサービスの確立した市場が存在しない場合
2. 省庁が、見込みサプライヤーとソリューションに関して協議することなしに要求仕様を記述することができない場合
3. 省庁が、財務的または法的観点からどのように調達すべきなのか不明な場合

²²¹ VIC.GOV.AU, “Evaluation negotiation and selection – goods and services procurement guide”, 27 November 2019, <https://www.buyingfor.vic.gov.au/evaluation-negotiation-and-selection-goods-and-services-procurement-guide>、2020 年 3 月 27 日確認

²²² Government Procurement, “Competitive Dialogue”, July 2013, <https://www.procurement.govt.nz/assets/procurement-property/documents/guide-competitive-dialogue.pdf>、2020 年 3 月 27 日確認

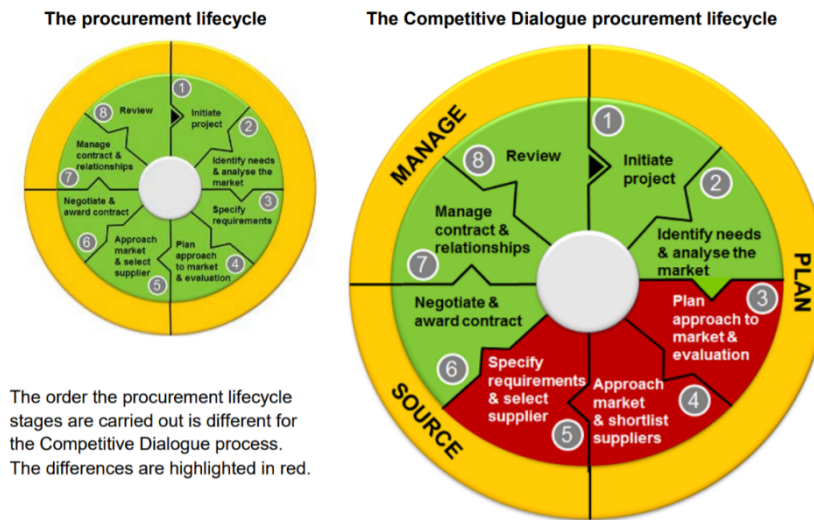


図 3-8 競争的対話を伴う調達ライフサイクル

出典：ビジネス・イノベーション・雇用省²²³

競争的対話では、省庁は市場にアプローチする前に要求仕様を固める必要がない。省庁は、選定されたサプライヤーと、構造化された対話セッションでソリューションを策定する。省庁は、自分たちのニーズを満たすソリューションを検討するために対話セッションを行った後で、要求仕様を固めればよい。



図 3-9 競争的対話を伴う調達プロセス

出典：ビジネス・イノベーション・雇用省²²⁴

省庁は、対話セッションではサプライヤーと個別に打ち合わせを行う。対話セッションによって一つのソリューションが決まることもあれば、サプライヤーごとに異なるソリューションが策定されることもある。その後、省庁は要求仕様をまとめ、競争的対話に参加したサプライヤーに入札に参加するよう要請する²²⁵。

²²³ 同上

²²⁴ Government Procurement, “Competitive Dialogue”, July 2013, <https://www.procurement.govt.nz/assets/procurement-property/documents/guide-competitive-dialogue.pdf>、2020 年 3 月 27 日確認

²²⁵ 同上

3.6. まとめ（日本の調達・契約プロセスにおける技術的対話と海外事例）

上述した各国における競争的対話の事例を見ると、仕様を確定する前に対話を行うフェーズと、仕様確定後に提案をより仕様に適合させることを目的に提案の改善のために対話を行うフェーズの2つに大きく分けられる。米国は両方を統合して1つの仕組みとしている一方、それ以外の国ではフェーズを分けて別の仕組みとして整備している（ただし、ニュージーランドにおいては、後半のフェーズに関する仕組みは確認できなかった）。

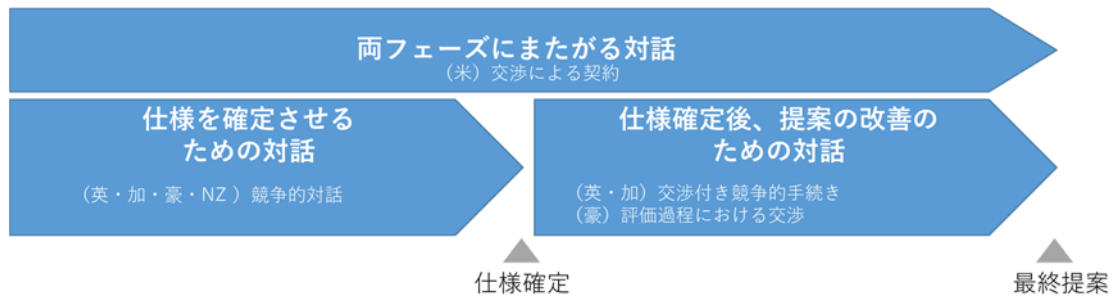


図 3-10 競争的対話のフェーズ

我が国においては、「情報システムに係る新たな調達・契約方法に関する試行運用のための骨子」（令和元年5月29日 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）によると、対象となる情報システムは、①「発注者が最適な仕様書を作成できない情報システム」と②「入札に付しても一者による応札が高いと想定される情報システム」の2種類が想定されている。これらに対して、調達方式として、①発注者が技術提案要領を作成し、これを仕様書として官報等に公告し、応札意思のある事業者からの技術提案を基に技術点による評価を行い、価格との総合点によって落札業者を決定する方式である一般競争（総合評価落札方式）、及び②発注者が調達の概要となる書類を作成し、公募公告した上で、提案意思のある事業者からの技術提案書を基に提案内容と価格について技術的対話等を行い、最も優れた技術提案書を提示した事業者を優先交渉権者として、最終の技術的対話等を行った上で事業者を決定する方式である企画競争方式が用意されている²²⁶。

これらの方式を上述した海外政府の調達枠組みとの関連で位置付けると、前者は米国以外の各国で実施されている「競争的対話（Competitive Negotiations）」に、後者は英国やカナダにおける交渉付き競争手続き（Competitive Procedure with Negotiations）」に相当する。したがって、我が国における競争的対話は両フェーズを合わせた米国の競争的対話と同じ範囲を指していると言える。

²²⁶ 各府省庁情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定「情報システムに係る新たな調達・契約方法に関する試行運用のための骨子」令和元年5月29日
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/kettei/20190529kettei_1.pdf、2020年3月27日確認。

初版：2020年3月31日
一般社団法人 行政情報システム研究所

本冊子の利用ルールは「政府標準利用規約（第2.0版）」に準じるものとします。
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/densi/kettei/gl2_betten_1.pdf